

新規上場申請のための有価証券報告書

(I の部)

オリオンビール株式会社

【表紙】

【提出書類】

新規上場申請のための有価証券報告書(I の部)

【提出先】

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 岩永 守幸 殿

【提出日】

2025年8月21日

【会社名】

オリオンビール株式会社

【英訳名】

ORION BREWERIES, LTD.

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 兼 執行役員社長CEO 村野 一

【本店の所在の場所】

沖縄県豊見城市字豊崎1番地411

【電話番号】

098-911-5229

【事務連絡者氏名】

執行役員副社長CFO 亀田 浩

【最寄りの連絡場所】

沖縄県豊見城市字豊崎1番地411

【電話番号】

098-911-5232

【事務連絡者氏名】

執行役員副社長CFO 亀田 浩

目 次

頁

第一部 【企業情報】	1
第1 【企業の概況】	1
1 【主要な経営指標等の推移】	3
2 【沿革】	8
3 【事業の内容】	10
4 【関係会社の状況】	16
5 【従業員の状況】	17
第2 【事業の状況】	19
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	19
2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】	26
3 【事業等のリスク】	34
4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	41
5 【重要な契約等】	48
6 【研究開発活動】	50
第3 【設備の状況】	51
1 【設備投資等の概要】	51
2 【主要な設備の状況】	52
3 【設備の新設、除却等の計画】	53
第4 【提出会社の状況】	54
1 【株式等の状況】	54
2 【自己株式の取得等の状況】	70
3 【配当政策】	71
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	73
第5 【経理の状況】	90
1 【連結財務諸表等】	91
2 【財務諸表等】	152
第6 【提出会社の株式事務の概要】	177
第7 【提出会社の参考情報】	178
1 【提出会社の親会社等の情報】	178
2 【その他の参考情報】	178
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	179

第三部 【特別情報】	180
第1 【連動子会社の最近の財務諸表】	180
第四部 【株式公開情報】	181
第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	181
第2 【第三者割当等の概況】	183
1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】	183
2 【取得者の概況】	185
3 【取得者の株式等の移動状況】	187
第3 【株主の状況】	188
監査報告書	卷末

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

(はじめに)

当社の創業者である具志堅宗精は、太平洋戦争の終結から12年後の1957年、米軍の統治下にあった沖縄で「郷土の若者に勇気と希望を与える」と願い、沖縄ビール株式会社を創業いたしました。創業期は、工場の建設、製品の開発、販路の開拓などの課題がありましたが、具志堅宗精のモットーである「なにくそ、やるぞ」という強い思いと、会社設立時の年齢61歳という人生経験の中で培ってきた豊富な知見や人脈を活かして、数々の難業をやり遂げてまいりました。現在の社名である「オリオンビール株式会社」は、1959年に公募により選ばれたものであり、2018年定時株主総会時の株主数は地元企業や個人で600余名と、沖縄の人々から強力なバックアップを受けてきました。

当社は、創業から長期にわたり、当社創業者の親族を含む沖縄県民その他多数の株主に当社株式を長期保有いただいておりましたが、2019年及び2022年に実施された計2回の組織再編により、株主が異動しておりますのでその内容について説明いたします。

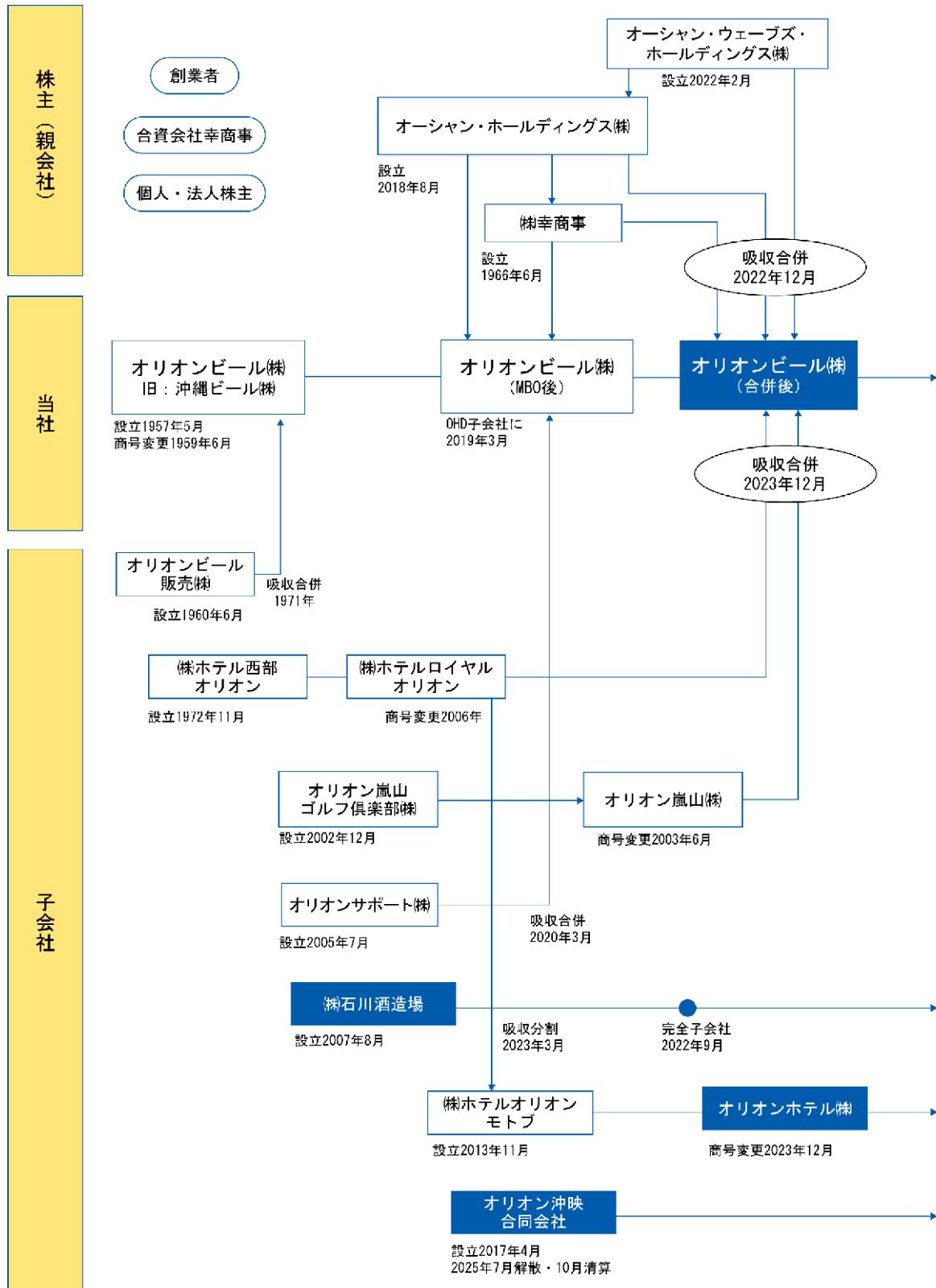
当社の中核事業である沖縄県内の酒類清涼飲料事業を取り巻く事業環境は、本土の大手ビールメーカーの参入による競争の激化、RTD製品（Ready to drink、缶チューハイなどすぐに飲めるアルコール飲料）やクラフトビールなど商品の多様化に伴う消費者の嗜好の変化、当社の製品を販売いただいているスーパー・コンビニエンスストア・ドラッグストアなどの業態間及び企業間の競争の激化、インターネットショッピングの一般化による実店舗との競争の激化など、厳しさと不透明さが増しておりました。加えて、当社が適用を受けている酒税軽減の特別措置は、期限を迎えるたびに延長されてきましたが、いずれは廃止されることを見据えて、収益構造の改善、経営体制の強化が必要な状態になりました。そのような中、2002年にアサヒビール株式会社と資本業務提携を締結し、酒類清涼飲料事業の強化に取り組みました。一方、創業より長期にわたり、創業者親族を含む県民や企業などの株主の皆様へは、当社の株式を長期保有いただいているものの、非上場であることから売却機会が乏しいまま、株主価値の還元について最適解を得ることが出来ない状態になりました。

そのような中、2019年3月に中核事業である酒類清涼飲料事業の競争力を再強化し、当社の持続的な成長や沖縄地域社会への更なる貢献の実現及び資本構成の安定化を目的として、野村キャピタル・パートナーズ株式会社（以下「NCAP」という。）によって運営・管理されている野村キャピタル・パートナーズ第一号投資事業有限責任組合（以下「NCAP ファンド」という。）、The Carlyle Group（関係会社及びその他の関連事業体を含め、以下、総称して「カーライル」という。）の関連投資ファンドが保有するCJP MC Holdings, L.P. それぞれが51.0%、49.0%を保有するオーシャン・ホールディングス株式会社が株式公開買付を実施した結果、当社の株式を92.75%保有することになり、当社はオーシャン・ホールディングス株式会社の子会社になりました。なお、株式公開買付に際して、当時の経営陣も出資を行うMBO（マネジメントバイアウト）という形を取りましたので、株式公開買付後、アサヒビール株式会社及び役員等がオーシャン・ホールディングス株式会社の株主に加わりました。オーシャン・ホールディングス株式会社の株主構成は、NCAP ファンドが45.36%、CJP MC Holdings, L.P. が43.58%、アサヒビール株式会社が10.24%、役員等が0.82%になりました（2019年11月）。

2019年のMBO以降、当社は「県外や海外へも販路を拡大し、適切な時期に上場を目指す」という方針のもと、「第二の創業」として経営改革に取り組んでまいりました。新型コロナウイルス感染症拡大に起因する市場の冷え込みという厳しい状況もありましたが、コロナ後を見据えた投資や業務改革に積極的に取り組み、業績をV字回復させることができました。そのような状況下において上場準備を進める過程で、上場する会社をオーシャン・ホールディングス株式会社若しくは当社のいずれかにするかの検討を行った結果、沖縄県内で培った「オリオンビール」というブランド名が県民及び沖縄を訪れる観光客に広く認知されていること、当社が持つ許認可類、知財の活用可能性の高さなどを主な理由として、当社にすることに決定いたしました。上記の決定を踏まえ、2022年12月に当社の資本構成の見直し及び株式上場のための資本政策の一環として、当社はオーシャン・ホールディングス株式会社、オーシャン・ウェーブズ・ホールディングス株式会社、株式会社幸商事（創業者が所有していた会社）の3社を吸収合併いたしました。その結果、当社の株主構成は、NCAP ファンドが45.00%、CJP MC Holdings, L.P. が43.24%、アサヒビール株式会社が10.16%、役員等が1.68%となりました。なお、本合併に伴い、当社はオーシャン・ホールディングス株式会社が当社をバイアウトする際のLB0ローン（2019年3月25日締結 総額36,817百万円、その後2020年3月にタームローンとして借り換えを実施、2025年2月に再度借り換えを実施）の残高を引き継いでおります（2025年4月1日 残高16,000百万円）。また、オーシャン・ホールディングス株式会社に対するそれぞれの株主の出資額に対して、当社への出資額を55%とする資本圧縮を行っております。

2024年6月10日、当社は観光・ホテル事業での協業を主な目的として近鉄グループホールディングス株式会社（以下「近鉄GHD」という。）との間で資本業務提携を行うことを発表いたしました。近鉄GHDは、NCAP ファンド及びCJP MC Holdings, L.P. が保有する当社株式の一部を譲り受けました。その結果、当社の株主構成は、NCAP ファンドが39.70%、CJP MC Holdings, L.P. が38.15%、アサヒビール株式会社が10.13%、近鉄GHDが10.12%、役員等が1.90%になりました。

以上の変遷を図示しますと、次のとおりであります。



1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第67期	第68期
決算年月	2024年3月	2025年3月
売上高 (百万円)	26,009	28,866
経常利益 (百万円)	2,818	3,447
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	4,649	7,301
包括利益 (百万円)	4,649	7,301
純資産額 (百万円)	25,013	18,968
総資産額 (百万円)	55,132	50,875
1株当たり純資産額 (円)	458.32	464.61
1株当たり当期純利益 (円)	85.25	133.90
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	45.4	37.3
自己資本利益率 (%)	19.8	33.2
株価収益率 (倍)	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,835	6,121
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,829	9,875
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△2,749	△15,168
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	12,374	13,203
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	414 〔224〕	410 〔263〕

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握出来ないため、記載しておりません。
2. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
3. 前連結会計年度(第67期)及び当連結会計年度(第68期)の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下、「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しており、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第210条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
4. 従業員数は、就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む)であり、平均臨時雇用者数(派遣社員を除き、嘱託従業員、契約従業員、パートタイム従業員を含む。)を〔 〕外数で記載しております。
5. 2024年9月13日付で普通株式1株につき普通株式200株の割合で株式分割を行っております。第67期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第64期	第65期	第66期	第67期	第68期
決算年月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
売上高 (百万円)	19,604	16,568	21,793	24,960	27,863
経常利益 (百万円)	664	586	2,689	3,120	4,256
当期純利益 (百万円)	1,118	809	6,551	4,634	5,658
資本金 (百万円)	360	360	378	378	378
発行済株式総数 (株)	720,000	720,000	992,693	272,818	54,563,600
純資産額 (百万円)	57,659	57,792	15,669	18,738	11,050
総資産額 (百万円)	64,150	64,105	43,925	46,690	45,609
1株当たり純資産額 (円)	80,083.23	80,267.45	57,511.65	343.32	270.62
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	5,800.00 (—)	8,600.00 (—)	90.00 (—)
1株当たり当期純利益 (円)	1,554.11	1,124.20	11,461.62	84.96	103.78
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	89.9	90.2	35.7	40.1	24.2
自己資本利益率 (%)	2.0	1.4	17.8	26.9	38.0
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	50.6	50.6	86.7
従業員数 〔外、平均臨時雇用者 数〕 (名)	207 [93]	209 [84]	178 [66]	184 [72]	201 [79]

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握出来ないため、記載しておりません。
2. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
3. 主要な経営指標等のうち、第64期及び第65期については会社計算規則(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、第66期については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けておりません。
4. 第67期及び第68期の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第210条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
5. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第65期の期首から適用しており、第65期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標となっております。
6. 従業員数は、就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む)であり、平均臨時雇用者数(派遣社員を除き、嘱託従業員、契約従業員、パートタイム従業員を含む。)を〔 〕外数で記載しております。
7. 2024年9月13日付で普通株式1株につき普通株式200株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は54,290,782株増加し、54,563,600株となりました。第67期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
8. 2024年9月13日付で普通株式1株につき普通株式200株の割合で株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)』の作成上の留意点について」(2012年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第64期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下の通りとなります。なお、第64期、第65期及び第66期の数値(1株当たり配当額については全ての数値)については、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第64期	第65期	第66期	第67期	第68期
決算年月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
1株当たり純資産額 (円)	400.42	401.34	287.23	343.32	270.62
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	29.00 (—)	43.00 (—)	90.00 (—)
1株当たり当期純利益 (円)	7.77	5.62	57.31	84.96	103.78
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—

(参考情報)

「はじめに」に記載のとおり、当社は2019年3月にオーシャン・ホールディングス株式会社の子会社になり、2022年12月に当社はオーシャン・ホールディングス株式会社、オーシャン・ウェーブズ・ホールディングス株式会社及び株式会社幸商事を吸収合併しました。参考として、2021年3月期及び2022年3月期に係るオーシャン・ホールディングス株式会社を頂点とした連結財務諸表の主要な経営指標等の推移、2023年3月期、2024年3月期及び2025年3月期に係る当社を頂点とした連結財務諸表の主要な経営指標等の推移は以下のとおりであります。

回次	第4期	第5期	第66期	第67期	第68期
	オーシャン・ホールディングス株式会社	オーシャン・ホールディングス株式会社	オリオンビール株式会社	オリオンビール株式会社	オリオンビール株式会社
決算年月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
売上高 (百万円)	21,439	18,517	23,544	26,009	28,866
経常利益 又は経常損失(△) (百万円)	359	134	2,424	2,818	3,447
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	△271	△124	3,150	4,649	7,301
包括利益 (百万円)	8	△103	3,118	4,649	7,301
純資産額 (百万円)	29,964	29,666	21,928	25,013	18,968
総資産額 (百万円)	64,264	63,525	53,330	55,132	50,875
1株当たり純資産額 (円)	60,240.56	60,547.94	80,399.68	458.32	464.61
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△) (円)	△567.40	△254.47	5,512.30	85.25	133.90
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	45.8	46.7	41.1	45.4	37.3
自己資本利益率 (%)	—	—	12.2	19.8	33.2
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	919	1,699	4,034	1,835	6,121
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	282	1,903	11,440	2,829	9,875
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△584	△1,035	△13,516	△2,749	△15,168

回次	第4期	第5期	第66期	第67期	第68期
	オーシャン・ホールディングス株式会社	オーシャン・ホールディングス株式会社	オリオンビール株式会社	オリオンビール株式会社	オリオンビール株式会社
決算年月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	5,933	8,501	10,459	12,374	13,203
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	385 [－]	390 [－]	339 [258]	414 [224]	410 [263]

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社(及びオーシャン・ホールディングス株式会社)株式は非上場であり、期中平均株価が把握出来ないため、記載しておりません。
2. 株価収益率は当社(及びオーシャン・ホールディングス株式会社)株式が非上場であるため記載しております。
3. 前連結会計年度(第67期)及び当連結会計年度(第68期)の連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けており、第66期については、「連結財務諸表規則」に基づいて作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けておりません。
4. オーシャン・ホールディングス株式会社を頂点とした連結財務諸表の第4期及び第5期については、会社計算規則(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けておりません。
5. 従業員数は、就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む)であり、平均臨時雇用者数(派遣社員を除き、嘱託従業員、契約従業員、パートタイム従業員を含む。)を〔 〕外数で記載しております。なお、第4期、第5期は清算会社が含まれており、平均臨時雇用者数の算出ができないため、第66期からの記載としています。
6. 2024年9月13日付で普通株式1株につき普通株式200株の割合で株式分割を行っております。第67期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
7. 2024年9月13日付で普通株式1株につき普通株式200株の割合で株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(2012年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第4期、第5期及び第66期の数値については、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けていません。

回次	第4期	第5期	第66期	第67期	第68期
	オーシャン・ホールディングス株式会社	オーシャン・ホールディングス株式会社	オリオンビール株式会社	オリオンビール株式会社	オリオンビール株式会社
決算年月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
1株当たり純資産額 (円)	301.20	302.74	402.00	458.32	464.61
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△) (円)	△2.84	△1.27	27.56	85.25	133.90
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—

2 【沿革】

<酒類清涼飲料事業>

年月	概要
1957年5月	当社の前身である沖縄ビール株を設立（資本金42万ドル）
1958年11月	名護工場完成
1959年6月	沖縄ビール株の商号をオリオンビール株へ変更
1962年8月	第1回レディに贈るオリオンビールのタベを開催（1967年以降「オリオンビアフェスト」に改称）
1966年3月	台湾向け初輸出
1976年6月	米国向け初輸出
1990年7月	首都圏販売開始
2002年4月	アサヒビール株と包括的業務提携覚書締結
2002年11月	アサヒオリオン ザ・ドラフトを全国展開
2003年5月	沖縄県におけるアサヒブランドのライセンス生産並びにアサヒビール商品の販売開始
2005年7月	生ビールサーバー等機器設置・洗浄・修理等を行うオリオンサポート株を設立（資本金30百万円）
2007年8月	株式取得により株石川酒造場を子会社化
2011年5月	工場見学施設 オリオンハッピーパークを開業
2019年3月	オーシャン・ホールディングス株の子会社となる
2020年4月	当社を存続会社、オリオンサポート株を消滅会社とする吸収合併を実施
2020年5月	本社を沖縄県浦添市から沖縄県豊見城市へ移転（当社所有不動産 豊崎ライフスタイルセンターTOMITON へ）
2020年7月	自社ECサイトを開設
2022年9月	株石川酒造場の株式を追加取得し完全子会社化（資本金 33.5百万円 酒類清涼飲料の製造販売）
2022年12月	当社を存続会社、オーシャン・ホールディングス株を消滅会社とする吸収合併 当社を存続会社、オーシャン・ウェーブズ・ホールディングス株を消滅会社とする吸収合併 当社を存続会社、株幸商事を消滅会社とする吸収合併
2023年2月	資本金378.2百万円に増資（従業員持株会への第三者割当増資）
2024年3月	糸満観光農園内酒造施設で製造されたワインの販売開始
2024年6月	流通・ホテル等の販売チャネルを通じた協働等を目的に、近鉄グループホールディングス株と資本業務提携に合意

<観光・ホテル事業>

年月	概要
1972年11月	㈱ホテル西武オリオン（2006年4月に㈱ホテルロイヤルオリオンに商号変更）を設立
1975年6月	㈱ホテル西武オリオンがホテル西武オリオン（2006年4月にホテルロイヤルオリオン、2023年11月にオリオンホテル那覇に名称変更）を開業
2001年7月	株式取得により㈱ホテル西武オリオンを完全子会社化（2006年4月に㈱ホテルロイヤルオリオンに商号変更 資本金250百万円 ホテル所有・運営）
2002年12月	オリオン嵐山ゴルフ俱楽部㈱を設立（2023年6月にオリオン嵐山㈱に商号変更 設立資本金200百万円 ゴルフ場運営）
2013年11月	㈱ホテルオリオンモトブを設立（2023年12月にオリオンホテル㈱に商号変更）
2014年4月	賃貸不動産として豊崎ライフスタイルセンターTOMITON（商業施設）を取得
2014年7月	ホテルオリオンモトブリゾート&スパ（2024年4月にオリオンホテルモトブリゾート&スパに名称変更）を開業
2017年4月	オリオン沖映合同会社（資本金10百万円 JR九州ホテルプラッサム那覇を所有）を設立
2018年10月	㈱ジャパンエンターテイメントへ出資（当社は沖縄県北部でのテーマパーク開業を計画）
2022年3月	オリオン嵐山㈱のゴルフ場を閉鎖しテーマパーク用土地として賃貸
2023年11月	オリオンホテル那覇リニューアルオープン
2023年12月	当社を存続会社、㈱ホテルロイヤルオリオン及びオリオン嵐山㈱を消滅会社とする吸収合併を実施
2024年4月	オリオンホテルモトブリゾート&スパリニューアルオープン
2024年6月	流通・ホテル等の販売チャネルを通じた協働等を目的に、近鉄グループホールディングス㈱と資本業務提携に合意
2025年5月	オリオンホテル那覇の土地・建物を譲渡

3 【事業の内容】

当社グループは、当社、連結子会社（オリオンホテル株式会社、株式会社石川酒造場、オリオン沖映合同会社）、関連会社（アサヒオリオン飲料株式会社）の計5社で構成されており、主な事業内容と、主要会社の当該事業における位置づけは次のとおりであります。なお、以下に示す区分は、セグメントと同一の区分であります。

（当社グループのミッション、目指していること）

当社グループは、日本にある沖縄県でビジネスを営むグループです。「沖縄から、人を、場を、世界を、笑顔に。」をミッションとして、「沖縄発のブランド」として、沖縄県、日本、そして世界に当社商品・サービスと沖縄の価値を提供することを目指しています。

当社は、第二次世界大戦後の復興の最中、実業家の具志堅宗精が「郷土の若者に勇気と希望を与える」との思いから1957年に「沖縄ビール株式会社」として立ち上げた会社です。「オリオンビール」という社名は、沖縄県民に募集して選ばれた名称です。「オリオン座は南の星であり沖縄のイメージにマッチしていること、また星は人々の夢や憧れを象徴すること」を選定理由として、採用されました。その後、1966年に初の海外展開となる台湾へのビール輸出、1975年のホテルロイヤルオリオン開業、2014年のホテルオリオンモトリゾート＆スパの開業、と沖縄の発展と共に当社グループは事業を拡大して参りました。また2002年のアサヒビール株式会社との資本業務提携により、沖縄県内への同社商品の提供と併せて、沖縄県外への当社製品の販売を開始し、現在に至るまで酒類飲料の重要なパートナーとして良好な関係を築いております。

当社グループは、「魅力ある商品・体験を県民や観光客にお届けし、沖縄と共に持続的な成長を実現するビジネスモデル」を構築しています。主力商品である「オリオン・ザ・ドラフト」を中心とした多様なラインナップを、当社ブランドを愛する沖縄県民の皆様や観光客の皆様に提供していることに加え、当社ブランドが体感できるホテルへの宿泊、当社が主催するビアフェストの参加、当社のライセンス商品の購入・着用を通じて、沖縄での観光体験を楽しんで頂き、ファン層を拡大する循環成長型のビジネスモデルを目指しています。

（事業概要）

当社グループでは、「オリオン」ブランドを掲げて、酒類清涼飲料事業と観光・ホテル事業（観光客向けのホテルビジネス）を展開しています。酒類清涼飲料事業は、沖縄県民及び観光客の需要回復によりコロナ禍を乗り越え着実に業績を拡大し、また沖縄県外、海外も高成長を実現しています。観光・ホテル事業は、好ロケーションに位置するホテルを有し、今後の観光客の更なる増加を見据えてリニューアル工事を実施、需要増加に備えています。

（1）酒類清涼飲料事業

当社が手掛ける「オリオン」は、沖縄に根差し共に成長を遂げたビールブランドであり、その主力商品は「オリオン・ザ・ドラフト」です。1960年に誕生した「オリオン・ザ・ドラフト」は、沖縄の大麦、水を使用し製造しており、温暖な気候に合わせたすっきりとした味わいが特徴です。2024年1月に県民により愛されるブランドを目指しブランドリニューアルを実施し、沖縄県内での拡販に努めている他、県外、海外にもブランドの浸透をはかり、業容の拡大をはかっています。

当社は、沖縄県を拠点に酒類清涼飲料の製造・販売を行っております。商品としては、ビール・発泡酒・新ジャンル（総称して、ビール類）、RTD（Ready to Drink：缶チューハイなどすぐに飲めるアルコール飲料）、洋酒、清涼飲料を扱っており、主力製品のオリオンブランドのビールは沖縄県内において高いシェアを誇っております。販売エリアとしては、沖縄県内、沖縄県外、海外（台湾、オーストラリア、韓国、米国、香港、中国など）です。

連結子会社である株式会社石川酒造場は、泡盛、もろみ酢、リキュール、スピリッツなどの製造・販売を行っております。

当社は、国内外のサプライヤーから原材料の調達を行い当社名護工場（沖縄県名護市）にてビール類の製造を行っております。また、RTDについては製造委託先からの仕入販売を行っております。

販売チャネルとしては、樽や瓶を主体としてビール類を販売する業務用市場（業務チャネル）、缶を主体としてビール類、RTD類を販売する家庭用市場（量販チャネル）が主な市場であります。それぞれの市場で、主力商品を中心にニーズに合わせたブランド展開を行っており、国内（県内・県外）代理店制度を探っております。また、2020年3月期に立ち上げたECチャネルでは、当社のビール類やRTDの定番品及び限定品、定期便、ギフトセット、オリジナルグッズ、沖縄県産の食品や雑貨などを展開しております。

また、ブランドライセンスビジネスは、当社のロゴや商品パッケージを使用する権利をライセンシーに提供しております。ライセンシーとの間でライセンス契約を締結し、当社のロゴ等が記載された商品を展開しております。

酒類清涼飲料事業について、当社グループにおける研究開発、調達、製造、販売などの分野ごとの概要は以下のとおりであります。

a. 研究開発

当社及び株式会社石川酒造場において、新製品の考案、試作、試験、製品の改良を行っております。名護工場（沖縄県名護市）、糸満市観光農園内酒造施設（沖縄県糸満市）、石川酒造場工場（沖縄県中頭郡西原町）を拠点として研究開発を行っております。

b. 調達

当社において、原材料・資材等のサプライヤーの選定、発注、検収、取引先管理に至る一連の業務を行っております。

c. 製造・保管・品質保証

当社において、生産計画の策定や調整、製造、原料・製品の品質確認、製造委託先の管理、工場の管理を行っております。名護工場（沖縄県名護市）において、ビール類の生産を行っております。名護工場及び沖縄県浦添市に位置する倉庫及び県外委託先の倉庫に製品を保管しております。連結子会社である石川酒造場は自社工場（沖縄県中頭郡西原町）において、泡盛やもろみ酢等の生産を行っております。

d. マーケティング

当社において、消費者ニーズの把握、ブランド戦略の立案、マーケティング活動プランの立案と広告・主要イベント・販促の企画、メディア計画の立案とメディアの購買等を行っております。県内・国内のマーケティング活動に加えて、海外の販売地域でのマーケティングプラン策定も行っております。

e. 販売（流通）

当社において、量販店及び業務店に対する販促活動を行っております。沖縄県内においてオリオンブランドのビール類を販売しております。また、2002年にはアサヒビール株式会社と包括的業務提携関係を構築し、沖縄県内においては、同社から製造ライセンスを受けて当社の名護工場で「アサヒ スーパードライ」を製造、同社から仕入をするビール類及び総合酒類の販売を開始するとともに、沖縄県外（奄美群島除く）のオリオンブランドの量販店向けビール類は、同社を通じて販売を拡大してまいりました。なお、沖縄県外向けのオリオンブランドの業務店向けビール類及びRTD類は、自社で販売しております。

さらに近年は、台湾、オーストラリア、韓国、米国、香港、中国などの海外市場においてもオリオンブランドのビール類及びRTD製品を販売しております。

酒類清涼飲料事業の主な商品は以下のとおりであります。

ビール類	RTD	泡盛	清涼飲料	EC (県産品)
				
				
				

(2) 観光・ホテル事業

当社は、本書提出日現在、オリオンホテルモトリゾート&スパ（沖縄県国頭郡本部町）、ホテルルートイン名護（沖縄県名護市）及び商業施設である豊崎ライフスタイルセンターTOMITON（沖縄県豊見城市）などを所有しております。連結子会社であるオリオンホテル株式会社は、オリオンホテルモトリゾート&スパ（沖縄県国頭郡本部町）及びオリオンホテル那覇（沖縄県那覇市）の運営をしておりますが、オリオンホテル那覇については、2025年5月に土地・建物を譲渡しており、2025年10月以降に事業譲渡を完了予定です。また、連結子会社であるオリオン沖映合同会社は、JR九州ホテルプラッサム那覇（沖縄県那覇市）を所有しておりますが、2025年3月に当該資産を譲渡しました。オリオン沖映合同会社は、2025年7月に解散・10月に清算を予定しております。

当社は、地域に根差し、地域と共に発展する観光・ホテル事業の持続可能性をさらに強化することが、沖縄との共存共栄の実現に必要不可欠と考え、最適な事業の進め方を検討する中で、沖縄での40年以上ものホテル経営を通じて多くの地域雇用や消費を生み出してきた実績を有する近鉄グループホールディングス株式会社と、2024年6月10日に資本業務提携を結びました。

観光・ホテル事業に関する当社グループのホテル事業や不動産事業などの分野ごとの概要は以下のとおりであります。

a. ホテル事業

当社において、提出日現在、当社グループが直接運営している2ホテル（オリオンホテルモトリゾート&スパ、オリオンホテル那覇）の事業戦略立案、中期及び単年度経営計画の立案、経営管理等を行っております。

ホテル運営の強化に向けて、近鉄グループホールディングス株式会社が有するホテル運営ノウハウを、近鉄グループからの専門人材の派遣、ホテル予約システム等の活用の検討、近鉄グループが展開している様々な会員プログラムの導入の検討を行っております。

b. 不動産事業

当社において、不動産の投資戦略の立案、不動産の売買、賃貸借契約の締結及び管理、運営委託先の管理等を行っております。

当社グループは、2025年7月に開業したテーマパーク「ジャングリア沖縄」（沖縄県国頭郡今帰仁村呉我山）へ土地を賃貸しております。当社は、テーマパーク事業を行う株式会社ジャパンエンターテイメントホールディングスへ出資並びに同社及び同社子会社の株式会社ジャパンエンターテイメントへの取締役派遣を行っております。

また、近鉄グループホールディングス株式会社との資本業務提携を通して、同社及び当社が沖縄で保有するアセットの活用についての協働検討も行っております。

c. 酒類清涼飲料事業とのコラボレーション

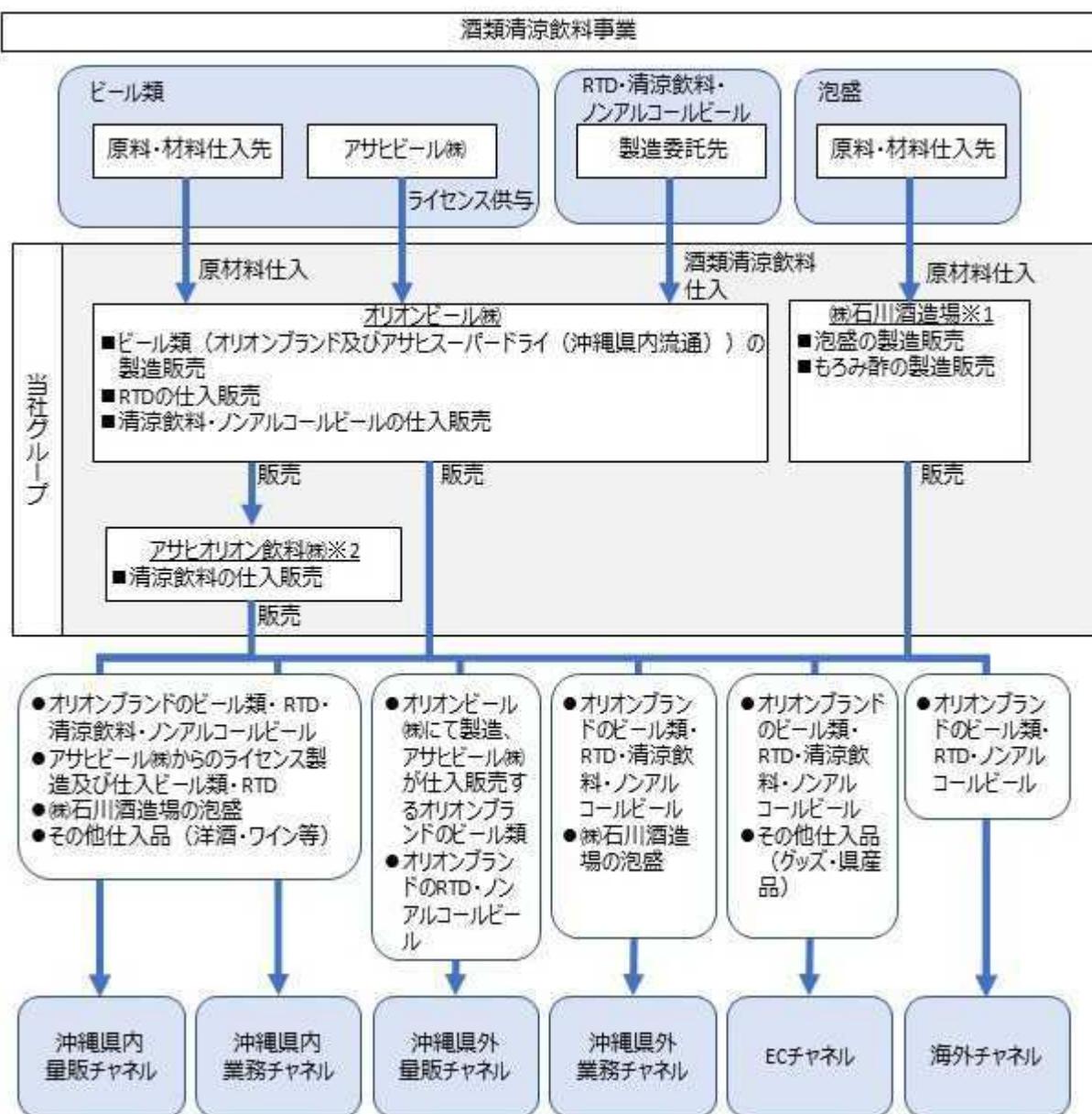
2023年11月、オリオンホテル那覇においてビアダイニングを開設し、当社の名護工場で製造した本格クラフトビールやビールに合う料理の提供、各種イベントを実施しております。2024年4月には、オリオンホテルモトリゾート&スパにビアバーを開設しました。

当社グループ会社のオリオンホテル株式会社は、ホテルでの接客や料飲部門の運営管理、スタッフのマネジメント等の経験を豊富に有するマネジャークラスの社員を、当社のビール工場見学施設「オリオンハッピーパーク」へ派遣（出向）しております。

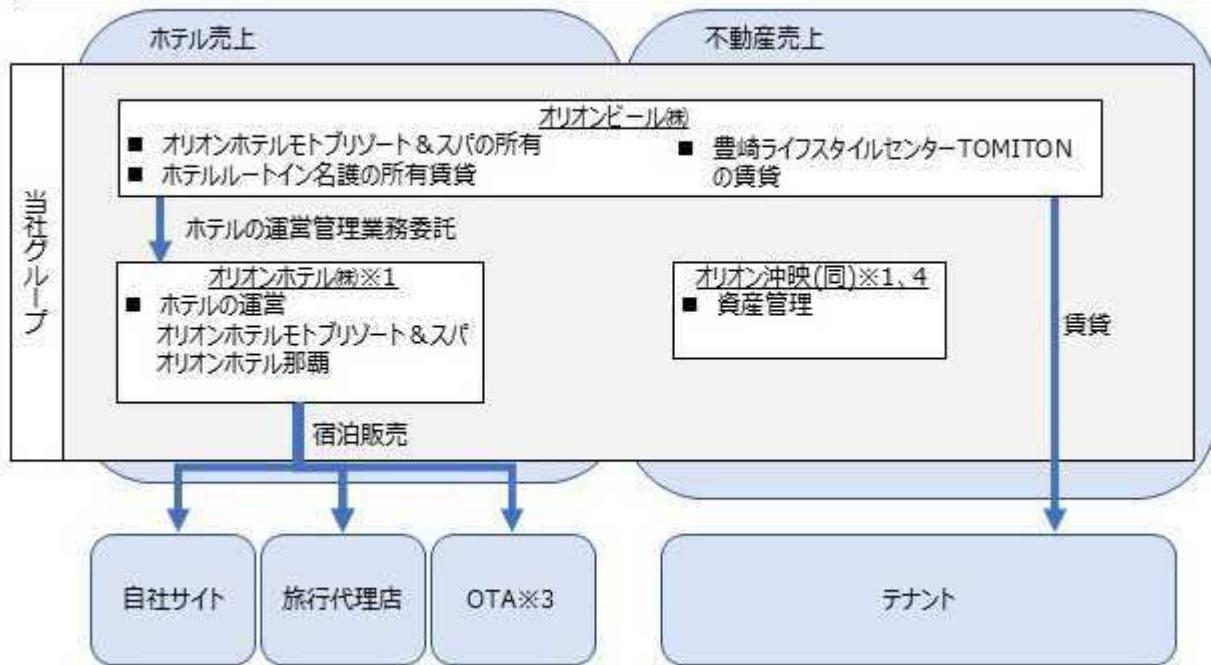
観光・ホテル事業における施設の概要は以下のとおりであります。

所有	名称	所在地	概要
当社	オリオンホテルモトブリゾート&スパ	沖縄県国頭郡本部町	客室数238室、全室オーシャンフロント・バルコニー付のリゾートホテル 連結子会社であるオリオンホテル株式会社が運営
	豊崎ライフスタイルセンターTOMITON	沖縄県豊見城市	当社本社オフィス及び賃貸不動産（ショッピングセンター）
	ホテルルートイン名護	沖縄県名護市	賃貸不動産（客室数147室、名護市内の宿泊特化型ホテル） ルートインジャパン株式会社が運営
	北部テーマパーク用地	沖縄県名護市及び国頭郡今帰仁村	ゴルフ場跡地を北部テーマパーク（ジャングリア沖縄）の用地として株式会社ジャパンエンターテイメントへ賃貸

事業の系統図は、次のとおりであります。



観光・ホテル事業



※ 1 連結子会社

※ 2 持分法適用関連会社

※ 3 実店舗を持たずにインターネット上だけで旅行商品の取引が完結する旅行会社

※ 4 2025年7月に解散・10月に清算予定の会社

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) オリオンホテル株式会社	沖縄県国頭郡本部町	50	観光・ホテル事業	100.0	当社ホテルの運営・業務委託契約役員の兼務
(連結子会社) オリオン沖映合同会社 (注) 3、4	沖縄県豊見城市	10	観光・ホテル事業	100.0	役員の兼務
(連結子会社) 株式会社石川酒造場	沖縄県中頭郡西原町	33	酒類清涼飲料事業	100.0	貯蔵品(泡盛)の管理 当社への製品供給 役員の兼務
(持分法適用関連会社) アサヒオリオン飲料株式会社	沖縄県浦添市	20	酒類清涼飲料事業	20.0	当社商品の販売 役員の兼務

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
 2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
 3. 特定子会社に該当しております。
 4. オリオン沖映合同会社は、2025年7月に解散、10月に清算を予定しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年7月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
酒類清涼飲料事業	179 (78)
観光・ホテル事業	193 (175)
全社(共通)	42 (13)
合計	414 (266)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む）であり、平均臨時雇用者数（派遣社員を除き、嘱託従業員、契約従業員、パートタイム従業員を含む。）を（ ）外数で記載しております。
 2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、総務及び経理等の管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

2025年7月31日現在

従業員数(名)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(千円)
208 (85)	41歳 3カ月	11年 7カ月	7,010千円

セグメントの名称	従業員数(名)
酒類清涼飲料事業	157 (72)
観光・ホテル事業	9 (0)
全社（共通）	42 (13)
合計	208 (85)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、平均臨時雇用者数（派遣社員を除き、嘱託従業員、契約従業員、パートタイム従業員を含む。）を（ ）外数で記載しております。
 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、総務及び経理等の管理部門に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

当社には、1961年に結成された労働組合があり、フード連合 日本食品関連産業労働組合連合会（JFU）に加盟しております。2025年7月31日現在の組合員数は127名であります。

なお、労使関係については円滑な関係であり、特記すべき事項はありません。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

① 提出会社

当事業年度					補足説明	
管理職に占める女性労働者の割合(%) (注) 1	男性労働者の育児休業取得率(%) (注) 2	労働者の男女の賃金の差異(%) (注) 1				
		全労働者	うち正規雇用労働者	うちパート・有期労働者		
14.0	50.0	54.2	83.7	63.7	—	

(注) 1. 管理職に占める女性労働者の割合及び男女の賃金の差異は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出したものであります。

2. 男性労働者の育児休業取得率は、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成3年労働省令第25号）第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

② 連結子会社

当事業年度					補足説明	
名称	管理職に占める女性労働者の割合(%) (注) 1	男性労働者の育児休業取得率(%) (注) 2	労働者の男女の賃金の差異(%) (注) 1			
			全労働者	うち正規雇用労働者	うちパート・有期労働者	
オリオンホテル株	0.0	100.0	64.5	80.8	79.7	—
株石川酒造場	25.0	0.0	61.1	93.1	58.9	—

(注) 1. 管理職に占める女性労働者の割合及び男女の賃金の差異は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出したものであります。

2. 男性労働者の育児休業取得率は、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成3年労働省令第25号）第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。
3. 連結子会社であるオリオン沖縄合同会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

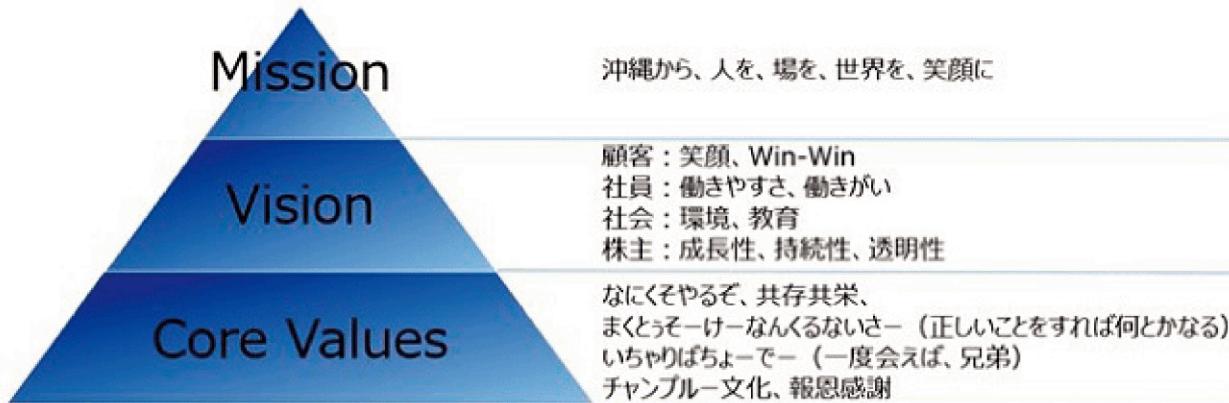
第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) オリオングループの経営理念

当社グループは「沖縄から、人を、場を、世界を、笑顔に。」というMission実現のため、Core Valuesの実践を通して企業文化の醸成を図り、Visionとしているそれぞれの具体的な価値を各ステークホルダーに提供いたします。



(2) 経営環境及び経営の基本方針、経営戦略

当社グループでは、「オリオン」ブランドを掲げて沖縄に根差したビジネスを展開しており、マザーマーケットである沖縄県は、豊富な観光資源と地理的な優位性により、人口146.9万人（2023年）に対して、2024年の入域観光客数は995万人とハワイ（969万人）に匹敵する観光客が訪れるマーケットとなっています。沖縄への入域観光客数及び沖縄県の観光収入は、2011年より堅調に推移し2018年度のピーク後にコロナ禍の影響を受け大幅に減少しましたが、2020年度を底に回復基調にあり、今後も増加していくことが想定されています（出所：沖縄県「入域観光客統計概況」、「観光収入・経済効果波及」、南西地域産業活性化センター「沖縄県経済の2035年度までの長期見通し：過去投影ケース」（2025年4月25日））。また、2025年7月には沖縄県北部にテーマパーク「ジャングリア沖縄」が開業し、2026年度には火災により焼失した首里城正殿の復元等が予定されていることなど観光コンテンツの充実によりインバウンドの増加が見込まれることから、観光客一人当たりの消費金額や平均滞在日数は増加基調で推移することが想定されます（出所：沖縄県「令和5年版観光要覧」）。こうしたなか、当社グループは沖縄での強固なブランド力を強みに、インバウンドを含む観光需要を享受しつつ、沖縄県外及び海外市場開拓による高成長を実現する経営戦略として、2025年4月より5ヵ年の中期経営計画を推進しています。

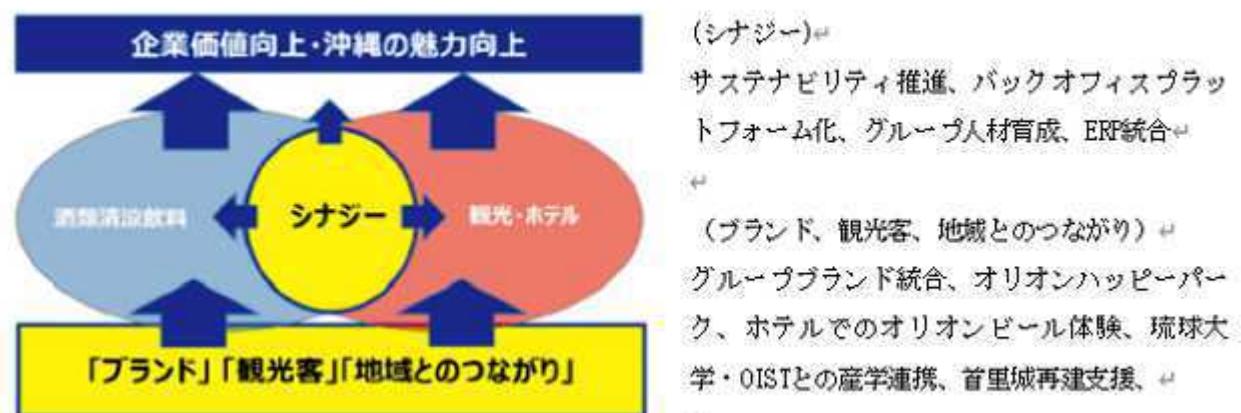
中期経営計画では「沖縄と共に循環成長するビジネスモデルの強化」を目標として、a. 沖縄の魅力の詰まった商品・サービスの提供、b. 強固なグループ収益構造の構築、c. サステナビリティ経営基盤の整備とインパクトの創出を推進してまいります。



<オリオンビール全社基本方針>

a. 沖縄の魅力の詰まった製品、サービスの提供

「ブランド」「観光客」「地域とのつながり」という酒類清涼飲料事業と観光・ホテル事業の両事業に共通な資産を基盤として事業展開を行い、その基盤の増強と両事業のシナジーを強化することで持続可能な企業価値向上を実現し、沖縄の魅力向上に貢献してまいります。



b. 強固な事業基盤の構築

収益性の改善を柱にROE 15%以上を目標として、グループ・事業セグメントでの取組に注力してまいります。

c. サステナビリティ経営基盤の整備とインパクトの創出

当社グループは、沖縄と共に循環成長するビジネスモデルの土台を形成する優先取組事項として、サステナビリティ経営基盤の整備とインパクトの創出に取組み、具体的なアクションをとってまいります。詳細は、2.「サステナビリティに関する考え方及び取組」をご参照ください。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

<両事業共通課題の全体像>

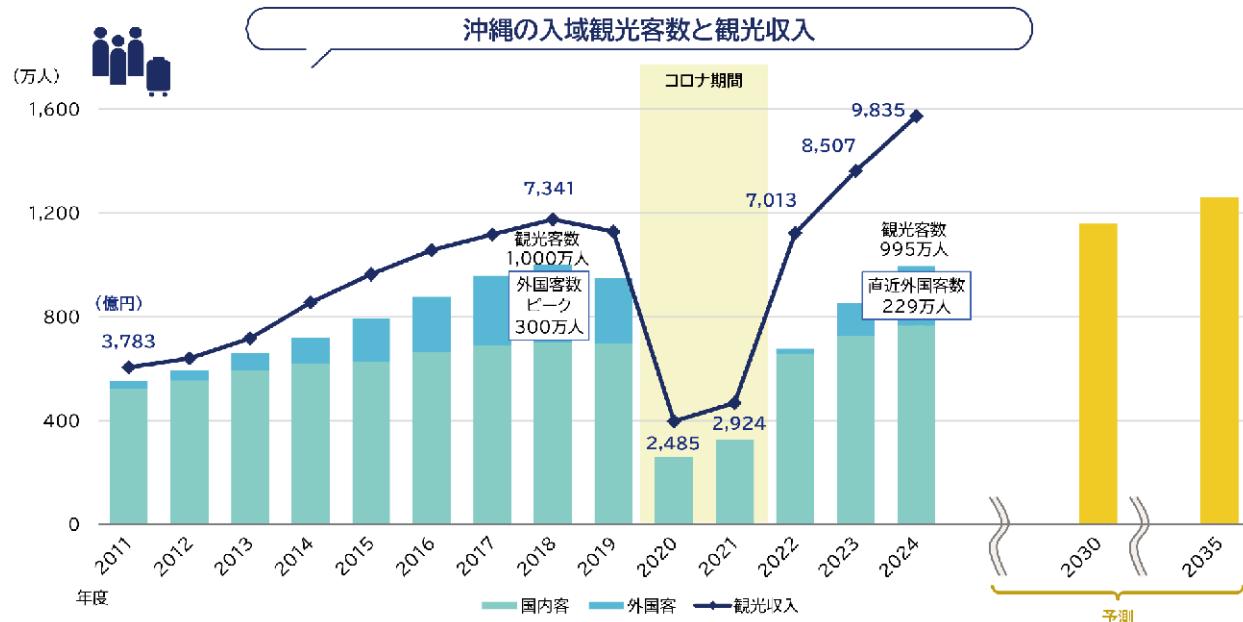
当社グループのマザーマーケットである沖縄県は、米国のハワイ州に匹敵する年間約1,000万人^{*1}の観光客が訪れる日本の南国リゾートであり、今後も観光需要の増加による成長が見込まれています。

オリオンブランドは、沖縄と共に育ち、沖縄県民そして観光客に強く認知されているブランドであり、沖縄の観光成長を取り込むことができる事業基盤を有しています。沖縄県内に所在する飲食店約7,400店^{*2}のうち当社は5,800店にビールサーバーを設置しており、密度の高い消費者とのタッチポイントを有しています。沖縄県内のビールの販売シェアはアサヒビール株式会社のライセンス商品の販売も含めると、83.8%^{*3}と高水準となっています。観光客の認知度では、96.9%^{*4}と多くの観光客がオリオンブランドを認知しているとのデータが出ています。また、オリオンブランドは、国内ビール5社を含む11業界の82ブランドにおいて「顧客幸福度」^{*5}最上位のビールブランドとの調査結果もあり、結果として、当社の沖縄県内売上高は、既にコロナ禍前を上回る水準まで回復しており、堅調に推移しています。

沖縄県内市場における酒類清涼飲料事業は、コロナ禍以降の観光客の「戻り」に合わせて成長軌道に入り、堅調に推移しています。沖縄の風味を届けるRTD等の様々な酒類は沖縄県民や観光客の多様化するニーズを捉えております。今後も、沖縄県内で培ったブランド力を糧に沖縄県外にも積極的に展開していきます。

また、酒類清涼飲料事業における海外事業について、オリオンブランドは沖縄観光体験を通じて世界に広がりつつあり、成長を遂げています。従前から一定程度の認知度があったアジア圏と米国、豪州を中心に2021年3月期から2024年3月期にかけて、年率30%超の売上高成長を実現しております。今後の成長ドライバーとして推進して参ります。

2024年6月には近鉄グループホールディングス株式会社と資本業務提携契約を締結し、今後、同社グループとの連携による送客や、専門人材の派遣をはじめとした観光ノウハウの活用等、観光・ホテル事業の強化を図って参ります。また、2025年7月開業のテーマパーク（ジャングリア沖縄）との連携も進めており、更なる観光需要の拡大に備え準備をしております。



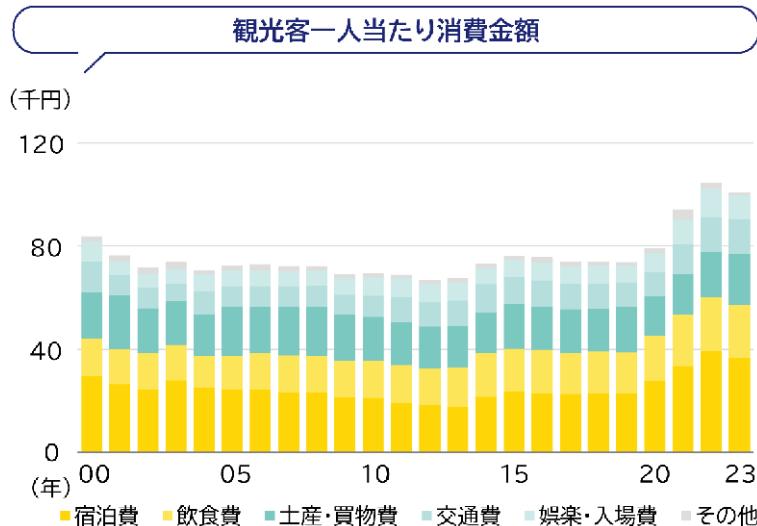
出所：沖縄県「入域観光客統計概況」、「観光収入・経済効果波及」、「観光収入・人泊数の概況

（速報）」、南西地域産業活性化センター「沖縄県経済の2035年度までの長期見通し（過去投影ケース）」（2025年4月25日）

注：2023年度以前は「入域観光客統計概況」および「観光収入・経済効果波及」の数値を使用。

2024年度は、「入域観光客統計概況」および「観光収入・人泊数の概況（速報）」の数値を使用。

予測値は「沖縄県経済の2035年度までの長期見通し」の数値を使用。



出所：沖縄県「令和5年版観光要覧」



出所：沖縄県「令和5年版観光要覧」



*1 沖縄県「入域観光客統計概況」、「観光収入・経済効果波及」、「観光収入・人泊数の概況（速報）」、南西地域産業活性化センター「沖縄県経済の2035年度までの長期見通し（過去投影ケース）」（2025年4月25日）

*2 総務省統計局「令和3年経済センサス活動調査結果」における沖縄県の産業別民営事業所数（飲食店）から、「喫茶店」、「管理、補助的経済活動を行う事業所」及び「その他の飲食店」を除外した数

*3 国税庁「令和5年度間接税（酒税） - 酒類の販売（消費）数量」記載の沖縄県におけるビール販売数量（単位：kL）を分母、当社の「同年度の当社ビール販売数量（単位：kL）」を分子として算出。なお、当社ビール販売数量には、アサヒビールからのライセンスによって製造した商品、及び、仕入れた商品の販売も含む

*4 「観光客のオリオンビールの認知度」とは、沖縄観光市場におけるオリオンビールの実態を確認し今後のプレスリリース活動に活用する目的で、株式会社おきぎん経済研究所による「沖縄観光における県産酒類の価格需要に関する調査」（調査期間：2024年3月19日～2024年3月20日、調査対象：20歳以上の国内在住者で直近およそ5年以内の沖縄旅行経験者（帰省、仕事及び修学旅行目的を除く。）、調査対象人数：1,030名、調査手法：Webアンケート調査）において、（オリオンビールについて）「ご存知ですか。また、飲食したことがありますか。」との質問に対し、「飲食したことがある」又は「飲食したことはないが、知っている」と回答した割合

*5 「顧客幸福度」とは、「自己の幸せ」「周囲の幸せ」「ブランドの存在への感謝」の3点に関して、（1. まったくそう思わない）（2. そう思わない）（3. あまりそう思わない）（4. まあまあそう思う）（5. そう思う）（6. とてもそう思う）（×わからない・判断できない）の7件法で得点付けを実施。各設問の合計得点を100に換算し、ランキ

ング化。国内ビール5社を含む11業界の82ブランドについて調査。

出所：日経クロストレンド「顧客幸福度」調査2024 調査時期：2023年12月、調査方法：インターネット調査（楽天インサイト）、回答者属性：全国・20～69歳・男女、有効回答数：延べ10,005,800件

＜酒類清涼飲料事業＞

酒類市場では、人口減少や少子高齢化、若年層の飲酒離れ、酒類を提供する飲食店の減少によりコロナ収束後も国内需要の縮小が続くものとみられ、企業間での販売競争が激化することが予想されます。更に原材料コストや人件費の上昇に加え、エネルギーコストの大幅な上昇は製品原価の増大要因となっております。

また、2026年10月の酒税改正に伴う酒税軽減措置廃止は沖縄県内の酒類清涼飲料事業の収益に影響を与える可能性があります。

このような環境下及び見通しのもと、当社グループでは、ビールのみならず、沖縄の風味を活かした多様な商品ラインナップを提供しています。近年特に注力しているのが、RTDです。商品開発による差別化を図り、RTDの売上高過去6年CAGR（Compound Annual Growth Rate、年平均成長率）は36.8%と急速に成長しています。また、沖縄の伝統酒である泡盛やもろみ酢を製造する連結子会社である株式会社石川酒造場は26.6%（2025年3月期）と高い営業利益率となりますが足元は泡盛をベースとしたクラフトジンの提供を始めています。2024年3月に当社初のワインである沖縄県産のパッションフルーツを使用したフルーツワインSouthern Cross Wineryを販売開始しました。Southern Cross Wineryは、想定を上回るペースで販売となり、急遽増産対応するほど好調な販売となっています。また、近年需要が拡大するノンアルコールは「クリアフリー」というブランドを提供、消費者の多様なニーズを捉えるプロダクトを展開しています。

酒類清涼飲料事業では下記に記載のマーケティング戦略をベースに、a.「収益基盤の拡大」 b.「収益性の向上」 c.「新たな成長ドライバーの開発」を主要戦略として中長期的な収益構造の強化と持続的な事業価値の向上を図ってまいります。

マーケティング戦略

- ・ブランドスローガン「しぜんと、しぜんに」：沖縄ならではの魅力が詰まった製品やサービス、そこから得られる、自然体に戻れる心地よい時間と空間、そんなブランド体験を通じてお客様の日々を笑顔で満たしていく事がオリオンビールの目指すゴールです。
- ・ターゲット顧客：大前提として沖縄好きであること。また、生活の中で様々なストレスと闘う毎日を送り、そんな中でも自然体の自分で自分らしく人生を楽しみたいという思いを持った人たち。
- ・基幹商品：フラッグシップの「オリオン・ザ・ドラフト」をNo. 1 ブランドとして確立。
- ・カテゴリー成長：ビール市場において、当社としてカテゴリー成長を促進するため、ビールの概念を覆すような話題性のある新商品開発、新カテゴリーへの挑戦、コミュニケーションを通じて、ビール離れが進んでいる「若年層」を取り込む。
- ・成長分野のRTD市場については、競合との差別化を図りながら、売上と利益を成長させていく。
- ・沖縄県をタッチポイントとして活用：沖縄の価値を観光客や消費者にお届けし、沖縄ファン＝オリオンファンを持続的に創出するビジネスモデルを構築。

a. 収益基盤の拡大

過去5年間の実績推移にもありますように、沖縄県以外の国内及び海外の事業を拡大することで収益基盤の拡大を図り、収益構造の安定化を図ってまいります。

（酒類事業主要チャネル売上推移 ※1）

	2021年3月期 (百万円)	2022年3月期 (百万円)	2023年3月期 (百万円)	2024年3月期 (百万円)	2025年3月期 (百万円)	CAGR ※2 (%)
県内事業	15,320	15,113	18,166	19,677	20,163	7.1
県外事業	1,719	2,409	2,833	3,423	3,719	21.3
海外事業	562	892	1,205	1,436	2,032	37.9
EC事業	170	636	924	968	1,053	57.8

※1：売上は新収益認識基準適用前の数値

※2：CAGRは2021年3月期から2025年3月期が対象

（県外）

沖縄県内で培ったブランド力を活かし、沖縄県外への販売にも注力しています。沖縄観光体験を想起するマーケティングによって、全国のトレンドよりも高い数量成長を遂げて、着実に拡大しています。具体的なマーケティングの取り組みとしては、SNSマーケティングの強化や渋谷に期間限定で設置した沖縄旅行体験が味わえるイマーシブ型バーがあります。RTD販売については、代理店とのパートナーシップ強化を行い地域の有力なスーパー・マーケットを最重要顧客と設定し一層の販売拡大を図り、沖縄料理店以外への販売を強化し、採用アイテムの拡大を図ってまいります。これらの活動によって、消費者による経験価値の共有・拡散がされるモデルを構築し、更なる県外売上拡大を目指していきます。

(EC)

EC事業においては、新たな販売チャネルとして開発を進めます。具体的には、定期会員の獲得、CRM (Customer Relation Management 顧客との関係構築) の強化、MD (Merchandising 商品の品ぞろえ・管理) の拡充等を進め、沖縄ブランド商品の販売拡大を図ります。

(海外)

海外事業は今後の成長ドライバーになると考えております。2021年に新たに海外事業担当者を選任して、本格的な海外展開拡大を開始しました。当社独自の強みを活かして競争優位を發揮できる市場を選定し、日本国内の同業他社とは異なる「リゾート×ジャパンクオリティ」ブランドであることを訴求することによって、オリオンの認知を高めできました。また、各国のディストリビューターとの関係を強化し、有力な小売企業へのアクセスが可能になったほか、価格戦略も見直してきたことが奏功し、2023年3月期には営業黒字化（管理会計ベース）を達成しました。また、海外市場向けの「Orion The Dark」や「SHOKUNIN」の投入により、主力ブランドである「オリオン・ザ・ドラフト」だけでなく、複数のブランドポートフォリオで市場への訴求が可能になりました。今後は、各国で培った成功体験と実績を活かし、更なるブランド価値の訴求を行うことに加え、海外でのライセンス製造ビジネスも展開していくことにより、海外売上高の比率を更に拡大することを目指しています。

海外事業における展開エリアについての取り組みは以下のとおりです。

エリア	成長戦略
台湾	<ul style="list-style-type: none">収益性の高い「オリオン・ザ・ドラフト」樽瓶への集中投資ビアフェストの開催等、ブランド認知向上のためのタッチポイント拡大「Orion The Dark」、「SHOKUNIN」をはじめとする製品ポートフォリオ拡充
オーストラリア	<ul style="list-style-type: none">「オリオン・ザ・ドラフト」の小売店での取り扱い拡大ホテル、カフェ、アジア系以外のレストランにおける取り扱い拡大RTDや「SHOKUNIN」の更なる売上拡大
アメリカ	<ul style="list-style-type: none">戦略的プロモーションによる主要小売店(non-Asia)での販売拡大NYや南カリフォルニア以外でのディストリビューター開拓ハワイと南カリフォルニアを起点とした米軍兵への“Okinawa Beer”的訴求
韓国	<ul style="list-style-type: none">2024年4月に販売ブランドを変更した「オリオン・ザ・ドラフト」のプレミアム商品としての地位確立認知度向上による、オンプレミスでの樽瓶販売の拡大RTD等におけるSKUの拡大
その他	<ul style="list-style-type: none">UKでの協力企業によるライセンス製造（2025年開始）を起点とした欧州市場開拓香港、中国本土における展開加速

b. 収益性の向上

事業の競争力強化、高付加価値商品の拡大販売を図り、収益構造の強化を図ってまいります。

沖縄県内事業については、主要チェーンとの取組強化、観光需要取込に向けたチェーン以外市場の対策強化、2026年10月の酒税改正に伴う酒税軽減措置廃止の影響を受けないウイスキー、ジン、テキーラといった仕入品の販売強化、店頭活動強化のためのマーケットスタッフの増強等、沖縄県内営業リソース強化による競争力強化を進めるとともに、高付加価値で収益性の高い製品群の拡大販売を進めます。また、収益性の高い石川酒造場事業の拡大を図ります。

生産、購買、物流、バックオフィス部門においては、オペレーションの効率化、環境マネジメントシステム強化、原価低減活動やバックオフィス業務のプラットフォーム化等による機能強化と効率化を進めます。

c. 新たな成長ドライバーの開発

新たな成長ドライバーを開発することで事業ポートフォリオの選択肢を増やし、持続的な成長を図ってまいります。具体的には、フルーツワイン事業の成長、クラフトビール製造の強化、洋酒の開発、ブランドライセンスビジネス強化等を行います。

ライセンスビジネスの強化に向け、2024年3月期には専任のライセンスマネージャーを採用、ライセンス契約先及び展開商品数の拡大を図ると共に、ショップの拡充や海外展開を推進し、更なる事業の拡大を目指しております。

<観光・ホテル事業>

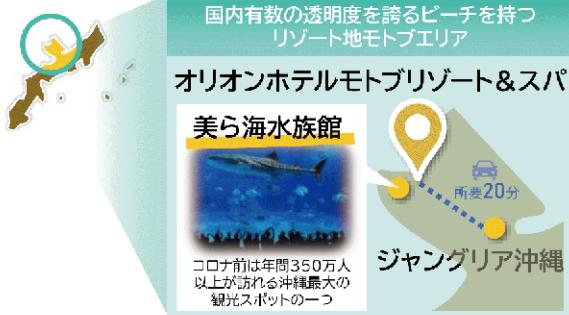
(ホテル事業)

2024年度の沖縄県入域観光客数は995万2,400人と前年度比16.6%増となり、これまで最多を記録した2018年度の99.5%と同水準にまで回復し、過去2番目の入域観光客数となりました。国内客については、台風等の大きな影響もなく、航空会社による増便・臨時便・季節運航等の実績が好調に推移したことから前年度比で増加となり、過去最高を更新しました。また、外国客については、航空路線の再開・新規就航やクルーズ船の寄港回数の増加等により、前年度比81.4%増となりました。

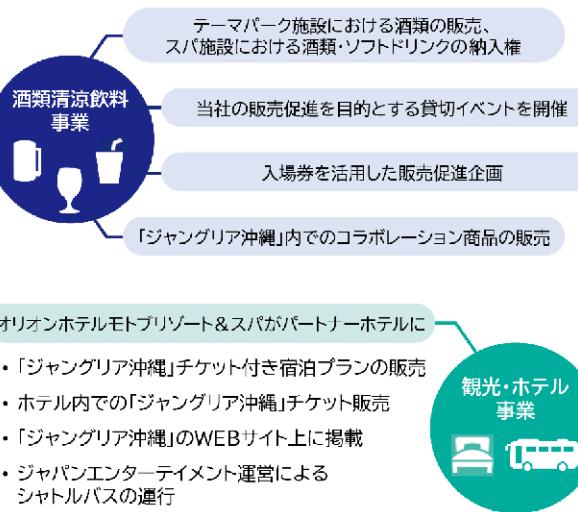
このような環境下及び見通しのもと、当社グループでは、沖縄の価値を観光客や消費者に届けるため、ホテルを通じた体験機会を提供しています。「オリオンホテルモトブリゾート&スパ」は年間約350万人の集客力を誇る美ら海水族館に隣接するほか、2025年7月開業のテーマパーク「ジャングリア沖縄」に近接し、そのオフィシャルホテルに認定されるなど、観光需要を取り込む好条件に恵まれております。2024年3月期にリニューアル工事の効果を最大化すべく、レベニューマネジメントを強化し、一層の観光客の取り込みを図ります。

圧巻の景色と充実したサービスを提供する ハイエンドホテル

- 伊江島の景色にこだわった、全室オーシャンビュー、バルコニー付、50m以上の客室数238室のリゾートホテル



「ジャングリア沖縄」との取り組み



これらの課題に対処するためホテル事業では、当社グループのリソースを有効活用し、保有アセットに「オリオン」ブランドを付加し、魅力的な沖縄体験の提供を通じてバリューアップを図ることでグループシナジーを創出しまいります。具体的には、a. 「単価向上」、b. 「客数向上」、c. 「生産性向上」を主要戦略として事業価値の向上を図ってまいります。

a. 単価向上

沖縄観光需要の増加による機会を獲得するべく、季節性・顧客属性・地域イベントや市場価格動向等の精緻な分析によるレベニューマネジメントの高度化に取り組むとともに、沖縄に訪れる観光客の多様な価値観を踏まえたファミリー向けコンテンツの拡充と沖縄コンテンツの深化を通じて、平均客室人数および館内滞在時間を拡大してまいります。

b. 客数向上

ファミリー向けのルームタイプを拡充して宿泊者数の増加を図るとともに、ジャングリア沖縄等の新たな観光スポットへの需要を取り込んだ宿泊日数の増加も図ります。

c. 生産性向上

顧客動線の整流化・効率化及び顧客接点のDX化を図り、生産性を向上してまいります。

(観光事業)

既存アセットの有効活用による収益性の向上を図り、テーマパーク「ジャングリア沖縄」との連携推進により、利益を伴う持続可能な成長を進めてまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループは、「沖縄と共に循環成長するビジネスモデル」を通じて持続的な成長を実現しつつ、ステークホルダーとの協働による経済価値・環境価値・社会価値の創出に取り組んでおり、サステナビリティをこのビジネスモデルの土台を形成する優先取組事項と位置付けています。具体的には、当社グループにとっての中長期的なリスクと機会となる事項であるマテリアリティへの取り組みを推進することで、サステナビリティ経営基盤の整備を図り、インパクトの創出を追求してまいります。

なお、本文中の将来に関する事項は、提出日現在において入手している情報に基づき当社グループが判断したものであり、実際の業績等は、3 「事業等のリスク」に挙げた事項等により、異なる結果となる可能性があります。

(1) サステナビリティ全般に対する対応

(サステナビリティ基本方針)

当社が1957年に創業して以来、65年以上もの間ご支援いただいている沖縄を愛する皆さまへの「報恩感謝」を胸に、「沖縄から、人を、場を、世界を、笑顔に。」をミッションに掲げて沖縄と当社グループの持続可能な発展を目指します。この理念のもと、本方針においてサステナビリティへの取組を重要な経営課題と位置付け、当社グループの各指針「Vision」、「Core Values」、「ORION WAY（当社のミッション、ビジョンを実現するためのグループ共通の行動規範。顧客・社員・社会・株主の4領域で、当社役職員が取るべき行動を規定している。）」に従い、沖縄と共に成長を目指す「サステナビリティ経営」を行います。



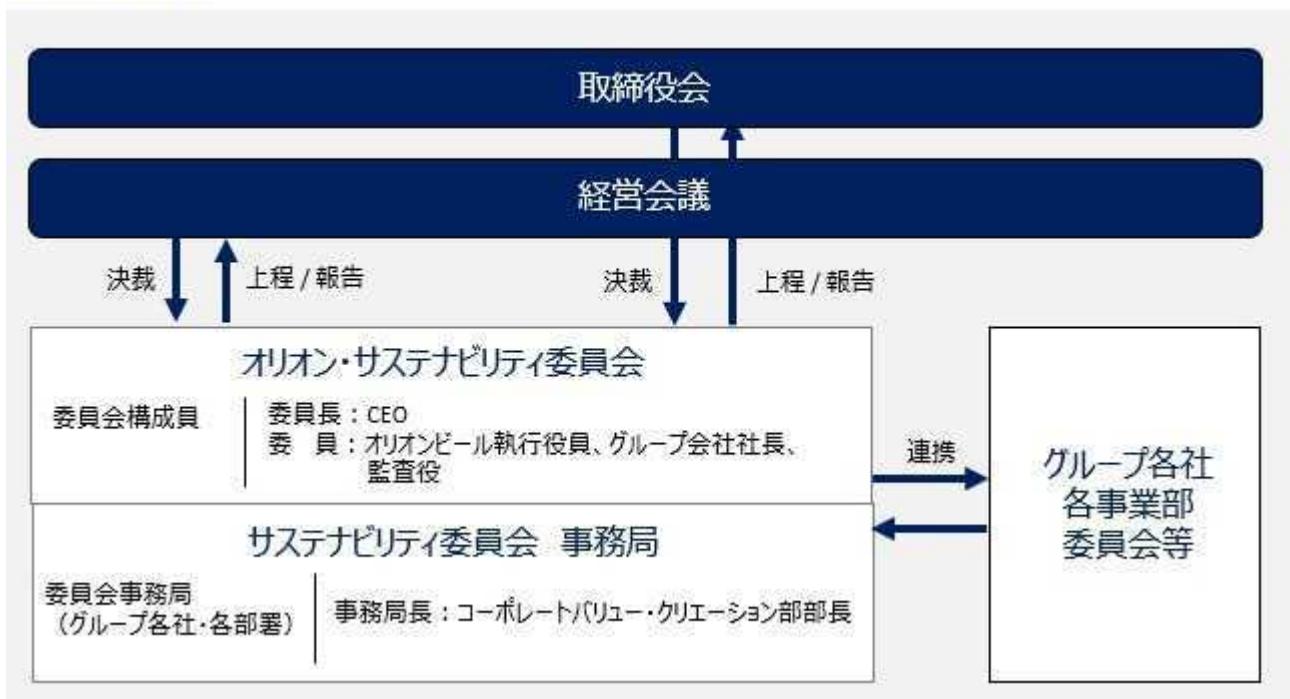
①ガバナンス

当社グループは、2023年9月にサステナビリティ経営を全社横断的に推進する「オリオン・サステナビリティ委員会」を設置しました。本委員会はCEOを委員長とし、また、当社の全執行役員と当社グループ3社の代表取締役で構成されており、主にサステナビリティ基本方針の決定やサステナビリティ戦略の決定、マテリアリティ各項目に関する目標やKPI設定、アクションプランの策定を行い、その実行状況の監督及び進捗を管理しています。

活動内容は、意思決定機関である経営会議での答申を経て、取締役会が管理・監督（案件によっては決裁）を行っており、グループ全体のサステナビリティ・ガバナンス体制の実効性向上を図っています。

<サステナビリティ・ガバナンスの推進体制>

推進体制図



②戦略

当社グループは、「沖縄と共に循環成長するビジネスモデル」の土台を形成する優先取組事項としてマテリアリティへの取り組みを推進することで、インパクトの創出を追求してまいります。

本戦略の骨子であるマテリアリティの選定プロセスとして、①サステナビリティ情報開示フレームワークやESG評価機関、政策文書などから社会課題を抽出、②「従業員」「取引先」「沖縄県民」「株主・役員」へのアンケート調査を実施、③得られた分析結果をもとに、「ステークホルダーの期待」と「当社グループへの影響度」の2つの軸でマッピングを実施し、5つのテーマと15項目のマテリアリティを特定しております。各テーマにおける目標・KPIを設定し、その進捗を管理することで中長期的なリスクと機会への対応を図ります。

テーマ		項目
1	沖縄の自然との共生	廃棄物や残渣の有効活用
		気候変動の緩和・適応
		美しい海と水資源の保全、多様な環境と生態系の持続性強化
2	沖縄と地域社会の発展	持続可能な農・水資源確保
		人権の尊重、沖縄のアイデンティティの継承
		沖縄創成と企業市民活動（地域貢献）の推進
3	顧客への責任	社会と環境課題への配慮
		責任あるマーケティング
		適正飲酒文化の促進
4	多様な人材の活躍	ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン
		人材の育成
		労働条件と労働安全衛生の強化
5	ガバナンス	情報セキュリティの確保
		高い理念観に立脚した「インテグリティ経営」の推進
		健全かつ透明性の高いコーポレートガバナンスの確立

③リスク管理

当社グループでは、サステナビリティ委員会によるサステナビリティガバナンスを通じて、「②戦略」に記載の通り、サステナビリティ全般の中長期的なリスクと機会を管理しております。また、サステナビリティを含む事業へのリスクについて、リスク管理・コンプライアンス委員会を設置し、当社グループにおけるリスクとコンプライアンス問題を共有・検討しております。監査役、内部監査室長はリスク管理・コンプライアンス委員会にプロセスを監督している立場として同席しており、委員会から独立した立場で、リスク設定、対応策立案などのプロセスを監督しております。

④指標及び目標

当社グループは、マテリアリティに沿ったサステナビリティ活動を推進しており、特に重要なマテリアリティである「沖縄の自然との共生」について、以下の指標及び目標を設定しています。

1. 沖縄の自然との共生

a. 廃棄物や残渣の有効活用

オリオンビールの生産工場である「名護工場」では、2006年以来、製造に伴い生じる廃棄物の100%再資源化（ゼロエミッション）を達成し、今後も継続してまいります。また、ビールの製造工程において排出される「麦芽粕」の再資源化を進め、麦芽粕の堆肥化・肥料化、陸上養殖魚や沖縄県産黒毛和牛の飼料などへの活用を推進しております。

廃棄物の再資源化率

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
1) 製造工程から排出される廃棄物量					
総排出量 (t)	4,221	3,882	4,316	5,095	5,466
-再資源化量 (t)	1,166	975	1,086	1,337	1,921
-有価物量 (副産物、他) (t)	3,055	2,907	3,230	3,758	3,545
再資源化率 (%)	100	100	100	100	100

※ 再資源化率=(再資源化量+有価物量)/総排出量×100

※ 集計期間: 4月～翌年3月

※ 集計範囲: オリオンビール名護工場

廃棄物排出原単位の推移

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
排出原単位 (kg/kL)※	98.8	91.8	86.6	96.7	98.2
排出原単位前年比 (%) : 目標99%以下	102	93	94	111	102

※ 原単位は、製品製造1kLあたりから排出される廃棄物量

※ 集計期間: 4月～翌年3月

※ 集計範囲: オリオンビール名護工場

b. 気候変動の緩和・適応

当社グループは、2050年までにGHG（温室効果ガス）排出量を実質ゼロにするため、工場で利用する一部燃料のLNG（液化天然ガス）への転換等によるCO₂排出量約3割（対2021年比、当社調べ）削減等の取り組みを行っています。詳細は、(2) 気候変動の対応をご参照ください。

c. 美しい海と水資源の保全、多様な環境と生態系の持続性強化

当社グループでは、2022年、世界自然遺産に認定された「やんばる国立公園」内の水源涵養の一環として、国頭村や地域の子ども達と共に実施した「イヌマキ」の苗の植樹活動など、貴重な水資源を保全していくための活動に取り組んでまいります。

2. 沖縄と地域社会の発展

a. 持続可能な農・水産資源確保

沖縄県産素材の積極的な活用を今後も強化するとともに、様々なステークホルダーと連携して、持続可能な農水産資源の確保に資する取組を進めてまいります。

当社の購買活動においても、「オリオンビール持続可能な購買基本方針」を通して、サプライヤーの皆様と信頼関係を築きながら、関連するすべての法令やルールを遵守し、公平・公正で透明な購買活動に努めています。なお、本方針や関連方針の周知について、当社グループ各社とお取引のある主なサプライヤーの皆様に向けた説明会等の開催、アンケートを2026年までに実施し、その回収率100%を目指しております。

b. 人権の尊重、沖縄のアイデンティティの継承

当社グループは、ユニセフの「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」及び「子どもの権利とビジネス原則」を尊重し、特に「子どもの権利条約」で定める「子どもたちの教育と、児童労働の根本的な要因の持続可能な解決を促進する」ことを目的に、「公益財団法人オリオンビール奨学財団」を設立し、返済不要の奨学金制度などを通じて子ども達の教育の機会の最大化に努めています。また、当社が加盟するビール酒造組合を通じて20歳未満飲酒の防止を積極的に発信し、飲酒に係るコミュニケーションやマーケティングが子どもたちの権利に負の影響を与えないよう細心の注意と最大限の努力を払ってまいります。

また、沖縄のアイデンティティの継承として、2019年10月に焼失した首里城の復興に向け、当社製品の売上的一部分をイヌマキ植樹・育樹などの復興支援活動に活用させていただく等、首里城の建材であるイヌマキ植樹・育樹や、首里地域の活性化に向けた様々な支援を行っております。

c. 沖縄創成と企業市民活動（地域貢献）の推進

地域貢献の中でも「教育支援」を重要なテーマの一つとして据え、2016年に「公益財団法人 オリオンビール奨学財団」を設立し、ひとり親支援や子どものキャリア形成支援を行うなど、特に沖縄の最たる社会課題である「子どもの貧困」の解決に向けた取組みを推進しております。

3. 顧客への責任

a. 社会と環境に配慮したものづくり

当社は、「ビール酒造組合」にて、アルコール関連問題の取組へ積極的に参加し、業界自主基準の整備と強化に努めています。具体的な取り組みとして、沖縄の適正飲酒の在り方に関する課題に応える形で、2019年、自社醸ハイブランド「WATTA」からアルコール度数9%の製品を廃止いたしました。また、規格外で出荷できない地域の果実を廃棄することなく「WATTA」の原材料として採用し、2021年に製品化（好評を博し、2022年にも再販）しております。

b. 責任あるマーケティング

当社グループは、「沖縄から、人を、場を、世界を、笑顔に。」のミッションのもと、未成年飲酒や過剰飲酒といった不適切な飲酒を防止するための責任あるマーケティングを行っております。

具体的な取組としては、飲酒に関する連絡協議会が制定した「酒類の広告・宣伝及び酒類容器の表示に関する自主基準」に基づいた商品表示の実施や、テレビCMをはじめとする広告、店頭POPにおいて、未成年飲酒・飲酒運転・妊娠婦飲酒などに関する注意表示などを実施しております。

さらに、製品等への注意表示については、酒類容器に「妊娠中や授乳期の飲酒は、胎児・乳児の発育に悪影響を与えるおそれがあります。」「飲酒は20歳になってから。」等を表示し、また、清涼飲料水との誤認防止のための「酒マーク」を表示しているほか、2021年7月からアルコール度数と共に純アルコール量の缶体表示を順次開始し、お客様が摂取アルコール量を分かりやすくする取組を行っております。

c. 適正飲酒文化の促進

適正飲酒に向けた取組としては、世界の大手酒類メーカーが加盟する責任ある飲酒国際連盟（The International Alliance for Responsible Drinking、IARD）が2012年に発表した、WHO（世界保健機関）が推進する「アルコールの有害な使用を低減するための世界戦略」へ貢献していくための5つの決意「プロデューサーズ・コミットメント」があります。オリオンビールは、IARDの賛助団体であるビール酒造組合のメンバーとして、このコミットメントに沿った適正飲酒への取組を展開いたしました。今後も引き続き取組を強化してまいります。

コミットメントの5つの柱

1. 未成年飲酒の低減
2. マーケティング業界自主基準の強化・拡大
3. 消費者への情報開示促進と責任ある製品開発
4. 飲酒運転の低減
5. 有害な飲酒の削減に向けた小売業界への協力要請

4. 多様な人材の活躍

(3) 「人的資本について、人材育成方針や社内環境整備方針」をご覧ください。

5. ガバナンス

a. 情報セキュリティの確保

当社が策定した情報セキュリティ方針の理解、情報漏洩の防止、個人情報保護の徹底、セキュリティ・インシデントに対して適切な行動を取るために、eラーニングによるトレーニングを実施しております。（2023年度、2024年度受講率100%）。今後もこの取り組みを継続して実施します。

対象	形態	年度	受講者数	達成率
社員	eラーニング	2023年度	225名	100%
		2024年度	282名	100%

b. 高い理念観に立脚した「インテグリティ経営」の推進

当社グループは行動指針「ORION WAY」に沿って、事業を遂行する国・地域に適用される各種法令・税法を遵守し、腐敗防止宣言のもと、高い健全性を有した企業として、あらゆるステークホルダーから信頼される企業を目指しております。

贈収賄に関する基本方針

当社グループの役職員は、事業を遂行する国・地域に適用される贈収賄の禁止に関する法規制を正しく理解し、遵守します。

腐敗防止に関する基本方針

当社グループの役職員は、事業活動におけるあらゆる面で、倫理・法律上の最高基準を実現すべく取り組んでおります。日本の不正競争防止法を始め、事業を遂行する国・地域において、腐敗防止に関する法

規制等を正しく理解し、遵守します。マネーロンダリング、強要、その他の形態によるいかなる腐敗にも関与しません。

税の透明性

当社グループは、「ORION WAY—あらゆるステークホルダーの笑顔のために（当社グループ行動規範）」に基づき、国内外の法令・諸規則を遵守し、企業活動を行う立場としての納税責任を認識し、適正な納税を行っております。

また、透明性のある適切な税務管理を行うことにより、企業価値向上に努めます。

c. 健全かつ透明性の高いコーポレート・ガバナンスの確立

当社グループは、ミッション「沖縄から、人を、場を、世界を、笑顔に。」の実現に向け、6つのコアバリューを軸にしながら中長期的な視点に立脚して企業価値の向上を図り、各ステークホルダーへの貢献を持続的に果たすことを目指します。

当社グループにとって、沖縄をはじめとする「地域社会」から信頼される経営を行うことは最重要課題の一つであり、世界共通の問題に加え、沖縄特有の問題の解決に資する取組みを展開するにあたって、各問題が当社グループに対してどのような影響を与え、また、地域社会からの要請がどのように変化していくのかを把握し、それらを踏まえた対応を行うことを経営方針・各戦略の基礎とする「サステナビリティ経営」を推進することで、その信頼の醸成に努めます。

（2）気候変動への対応

当社グループは、「沖縄の自然との共生」をマテリアリティテーマの1つとして捉え、TCFD提言に基づく取組を実施しております。

ガバナンス体制やリスク管理体制の整備、気象変動リスク・機会における事業インパクトのシナリオ分析や目標・目標は以下の通りです。

①ガバナンス

当社グループの取締役会は、重要事項の報告等を通じて情報を共有化することにより、グループの戦略・基本方針及び重要な業務執行を決定し、監督を行っています。気候変動に関しては、代表取締役社長 兼 執行役員社長CEOが監督責任を持ち、CO₂削減目標に対する進捗状況や主要な環境設備投資の状況を監督しています。取締役会の指揮・監督のもと、経営会議（CEO及び執行役員で構成）において、審議事項や報告において事業に影響を及ぼすと考えられる事案について、対応を決定し事業戦略に反映しています。サステナビリティ委員会は、気候変動に係るリスク・機会を含めた重要なサステナビリティ情報を収集し、目標の設定及びモニタリング、重要施策の策定を行っています。

②戦略

当社グループは、気候変動が当社グループの事業戦略に大きな影響を及ぼすとの認識のもとシナリオ分析を実施し、気候変動が事業に与えるリスクや機会を把握しています。また、各リスク等への対応策の立案・検討を財務計画と並行して行っています。

当社グループの主要事業である「酒類清涼飲料事業」及び「観光・ホテル事業」への移行リスク・物理的リスク及び機会について、短期（0～2年）・中期（3～10年）・長期（10～30年）のそれぞれの時間軸における事業インパクトや発生頻度を評価しております。酒類清涼飲料事業及び観光・ホテル事業の気候変動関連の主なリスクと機会として、移行リスク・物理的リスクに伴い、エネルギーコストの増加やバリューチェーンへの影響を主なリスクとして認識しており、また、新技術の活用や使用エネルギー分散によるリソースの効率化、エネルギー源の多様化を機会として捉えています。詳細は、以下をご参照ください。酒類清涼飲料事業及び観光・ホテル事業の気候変動関連のリスクと機会の詳細評価を掲載しています。

気候変動の緩和・適応（TCFD提言に基づく開示） - オリオングループのサステナビリティ
(<https://disclosure.orionbeer.co.jp/esg/e/climate-change/>)

③リスク管理

サステナビリティ委員会及び同委員会事務局がグループ各社及び関係部署と連携しながら、リスクと機会を特定し、サステナビリティ委員会にて報告・提言しております。

同委員会事務局は、気候変動の影響を特定・評価するプロセス、特定した影響を管理する仕組み、組織全体のリスク管理の中に統合する仕組みを含め、気候変動に関する事業等の企画・立案、管理を行い、随時、委員会に報告・提言を行い、委員会の監督のもと、全社的な気候変動への対応を推進しております。

また、特定した気候変動の影響について、必要に応じてリスク管理・コンプライアンス委員会へ情報共有・提言を行うことで、気候変動の影響を全社リスクに統合する役割を担っております。

委員会は、報告・提言された気候変動の影響と対応について審議を行い、評価しております。さらに、特定したリスクの最小化に向けた方針・戦略の策定、計画・予算・目標等への反映など、適応していくための審議・調整を行っております。

随時開催されるリスク管理・コンプライアンス委員会において、グループ各社・当該リスク管理を担う所管部署からの報告・提言を評価して、全社リスクの把握と適切な対応を審議します。各審議の内容・結果については、隨

時、経営会議や取締役会に報告されており、気候変動の影響についての報告・提言があった場合も同様に、全社的なリスク管理の観点から適切な対応を決定します。

取締役会は、サステナビリティ委員会とリスク管理・コンプライアンス委員会から気候変動に関するリスク管理の状況と対応について報告を受け、監督を行っております。

④指標及び目標

当社グループは、特に地球温暖化に影響を与えると考えられているGHG排出量（Scope 1、2）について、グループ全体で2030年までに2019年比「50%減」を、また、2050年までに「実質100%減」を目指します。

（3）人的資本について、人材育成方針や社内環境整備方針

①オリオングループ人事戦略

当社は2020年に年功序列的な制度を全面的に見直し、役割等級に応じた職務成果及び個人の行動を評価する人事制度を導入しました。オリオングループとして「沖縄から、人を、場を、世界を、笑顔に。」を実現・推進するためのグループ横断人事戦略・人事の中核方針は、以下の通りで、引き続き定着・深化を図ってまいります。

1. グローバルマインドセット（市場志向）を持ち、変化の中でも期待を超える成果を生み出せる人材の採用・育成
2. 人間味と愛情を大事にする、多様でグローバルな人材集団の構築
3. 一人ひとりの幸せと成果を最大化する、公平で柔軟な待遇・働き方制度の実現
4. 心理的安全性の高い、自由に意見を言い合えるオープンで闊達な組織文化の醸成

これらを達成するためには、人々を引き付ける「沖縄で一番就職したい」と思われる魅力のある企業にすること（Attention）、継続的にこの企業で貢献し続けたいと思われる企業にすること（Retention）、そしてこれらを実現出来、次代を担う人事の運営体制に移行していくこと（Transformation）です。沖縄の一流企業にふさわしい、高生産性・高待遇・高適応力を備えた人材基盤の確立をめざします。

②人材に関する指標及び目標

オリオングループの人材に関する目標は以下の通りです。ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンに関連する指標については、女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金差異を重要指標としてモニタリングしています。5. 従業員の状況（4）管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異をご参照ください。

a. ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン

当社グループは、多様な経験や異なる視点を持つ人材各々が、その能力をそれぞれの立場において最大限に発揮出来る環境を構築し、あらゆる状況に柔軟に対応出来るしなやかな組織を目指してまいります。

・ 性別

様々な価値観や考え方を持つ多様な人材がそれぞれの個性や能力を十分に発揮することが、企業の成長につながると言えます。性の違いのみならず沖縄県、県外、海外からどこからいらしても、どのような家族構成でも誰もが働きやすい組織文化づくりを推進しております。採用・昇格などにおいても実力に応じた評価を行っております。

・ 年齢

当社グループでは、定年を迎えた従業員の定年再雇用制度を導入しております。定年を控えた従業員には人事部が個別に面談を行い、本人の希望と会社の必要性に鑑みた活躍できる場をグループシナジーも活かしながら情報提供し、機会の提供を行っております。

・ DE&I 多様性（Diversity）、公平性（Equity）、包括性（Inclusion）

当社グループでは当社グループ人権方針及びORION WAY従業員「私たちは、お互いの個性や立場の違いを尊重しなければならない。」の中であらゆる違いを尊重することを表明し、性的マイノリティLGBTQへの理解を深めるためにグループ役員、当社管理監督者、従業員に向けた様々な取組を行っております。

b. 人材の育成

当社グループは、ORION WAYで「公正な教育の機会を提供し、職務に対する公正な評価をしなければならない。」ことをコミットしており、人材開発において下記の5つの基本理念を以下のように設定しております。

- ・ 組織及び人材開発を通じた従業員のエンゲージメントを高めます。従業員を大切に育てるこにより、従業員の「組織への愛着」を高め、ひいては持続的な組織の成長を図ります。
- ・ 一人ひとりの「自律的な成長（グロースマインドセット）」につながる教育支援を行います。自ら学ぶ意を明確にし、継続的な成長を願う従業員を積極的に支援します。
- ・ 従業員にとって公正な教育機会を提供します。ばらまき型の教育ではなく、目的合理性があり、研修効果

を十分に望める従業員に積極的な教育機会を設けます。

- ・ 各人のジョブデザイン（申告）に基づくサポートをします。現状の職務・役割をベースに自分がどうありたいかという自らの意思で学び続け、変化や成長を楽しみ挑戦する社員を応援し、すべての人が未来に向かってチャレンジできる環境を作ります。
- ・ 人材が育つ風土（体系的・長期的な人材育成システム）を構築し、運営を継続します。あくまで日常業務が育成の普遍的な機会であるという組織文化を樹立します。

c. 労働条件と労働安全衛生の強化

- ・ 従業員代表が企業経営陣にエンゲージメント出来る制度

当社に労働組合があり、一般従業員が組合に加入する事ができます。当社労働組合と経営にて定期的な労使協議会（年10～20回程度）を実施しています。

当社グループでは、2028年度までに従業員エンゲージメントスコアをグループ3社平均で「70ポイント」獲得することを目標に、双方向のコミュニケーションを密に取り、経営と従業員の信頼関係を深めることで労使一丸となって企業価値の向上に努めてまいります。

- ・ 過剰労働時間の削減

働きやすく、働きがいのある環境を実現するために、従業員が心身共に健やかで安心、また仕事と生活が共に充実したものとなるよう長時間労働を防ぐとともに有給休暇の取得促進に取り組みます。

また、業務の繁閑や特性に合わせた働き方が出来るよう、柔軟な勤務体制を整備しております。

- ・ コンプライアンスへの対処

当社グループがコンプライアンス違反・ハラスメントを引き起こした、又は直接関与したことが明らかになった場合には、適切な手続きのもとで被害者の救済に取り組みます。コンプライアンス違反・ハラスメントを含む人権問題に関する相談も出来る内部通報窓口として、当社グループで勤務する全ての役職員が利用出来る匿名性を担保した内部通報制度を設けて対応しております。

また、社外相談窓口も整備しており、外部弁護士への相談・通報も可能です。通報内容を調査し、コンプライアンス違反と確認できたものについてはすべて是正対応を実施しております。

- ・ 「安全安心な労働環境の構築」の取組

当社名護工場では労働災害ゼロを目標に、社員が心身ともに安全安心に働く職場を目指して、以下の取組を行っております。安全衛生部会では、月に1回、各部署で安全衛生に関する情報共有や、リスクアセスメント、「ヒヤリハット」の取組を実施しております。また、安全衛生委員会では、月に1回、会社の代表と労働組合が安全衛生に関する情報共有や意見交換を行っております。

3 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況などに関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) リスクマネジメントに関する基本的な考え方

当社グループにおいては「リスク管理・コンプライアンス規程」を制定しております。当社グループにおいて、「リスク」とは、当社グループに物理的、経済的又は信用上の損失（機会損失を含む）若しくは不利益を生じさせる全ての可能性を指すものとし、「具体的リスク」とは、リスクが具現化した以下に掲げる事象などを指します。

- a. 信用の危機…不全な事業活動や欠陥のある情報の提供などによるイメージの低下
- b. 財政上の危機…収入の減少や資金の運用の失敗などによる財務の悪化
- c. 人的危機…労使関係の悪化や役員間の内紛や代表者の継承など
- d. 外部からの危機…自然災害や事故及び外部からの不法な攻撃
- e. その他…前各号に準ずる危機

上記のうち、「重要なリスク」として以下の事象を想定し、経営会議において管理するとともに内部通報制度の対象とし迅速な対応を行っております。

- a. 信用の危機
 - ・会社の法令遵守義務違反
 - ・顧客・取引先情報の漏洩
 - ・製造物責任・リコール
- b. 財政上の危機
 - ・新規事業、設備投資・製品開発の失敗
 - ・与信管理の失敗
 - ・取引先の被災・事故・倒産
- c. 人的危機
 - ・役職員の過労死、過労による自殺
 - ・重大な労働災害、悪質なハラスメント
 - ・役職員による不正行為・背任行為
- d. 外部からの危機
 - ・台風や地震などの自然災害
 - ・火災や環境汚染などの人的災害
 - ・役職員などに係る重大な人身事故
 - ・サイバー攻撃、ウィルス感染など外部からの不法な攻撃
- e. その他、前各号に準ずる経営上のリスク

当社グループは、業務執行上の重要な意思決定ないし事業遂行などに内在するリスクは経営会議において管理し、経営会議における審議、報告事項などに対して、各部門が想定されるリスクを分析し、必要な報告を行う体制を構築しております。

内部通報事案、そのほかコンプライアンスに関連する事項は、リスク管理・コンプライアンス委員会で審議を行っております。委員会の職務は、次のとおりであります。

- ・年度計画策定におけるリスクの識別、分析評価及びその予防と対応策検討
- ・不祥事、トラブルに対する迅速な対応及び状況の総括的把握
- ・リスク回避への啓発、教育
- ・リスクの顕在化に対する再発防止策検討と実施指示
- ・オリオンビールの取締役会への報告又は提案
- ・コンプライアンスの状況の確認
- ・コンプライアンス研修など
- ・コンプライアンス・マニュアル、コンプライアンス・プログラムなどの作成
- ・そのほかリスク管理に関する一切の事項

(2) 重要リスク

- a. 経済情勢及び人口動態の変化について（酒類清涼飲料事業／観光・ホテル事業）、発生可能性：高、発生時期：中長期、影響度：大

当社グループの売上高は主に国内の景気動向による影響を受けるため、経済情勢の変化による景気悪化、実質賃金の下落、日本国内の少子高齢化の進行による市場全体の縮小に伴い、主要製品の出荷変動、主要製品の単価下落の可能性や保有資産の価値の低下につながるリスクがあります。また、当社のビール類売上の76%（2025年3月期）は沖縄県内向けであり、沖縄県内の景気動向により、主要製品の出荷変動、主要製品の単価下落の可能性や保有資産の価値の低下につながるリスクがあります。当該リスクが顕在化する可能性は、翌期以降においても常にあるものと認識しております。

当社グループは、中期経営計画において「酒類清涼飲料事業における収益基盤拡大」を掲げ沖縄県外チャネルの強化及び海外展開の拡大を行うことにより、特定地域に依存しない収益構造の確立を図ってまいります。

b. 酒税の変更により業績が影響を受けるリスク（酒類清涼飲料事業）、発生可能性：高、発生時期：短期（2026年、2032年）、影響度：中

当社グループが沖縄県内に出荷するビールについては「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」により酒税の軽減措置が有りますが、軽減措置の段階的廃止が行われることとなりました。2023年10月1日からビール等は20%から15%へと軽減率を変更、2026年10月1日にビール等の軽減措置は廃止されます。また、泡盛については事業規模に応じて段階的に軽減が行われ、2032年5月15日に軽減が廃止されます。また、酒税の増税が行われた場合、販売価格の上昇によって酒類清涼飲料事業における酒類消費量が減少し、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

酒類清涼飲料事業は中期経営計画において中長期的な収益構造強化のために「収益基盤の拡大」「収益性の向上」「新たな成長ドライバーの開発」を主要戦略としております。

「収益基盤の拡大」については軽減措置の段階的廃止影響を低減させるべく、2020年3月期において約12%を占めていた軽減措置が及ばない県外、海外の売上構成比率を2025年3月期においては約23%まで拡大させてまいりました。この県外、海外の売上構成比拡大は両事業の成長をベースに今後も継続する計画となっております。

「収益性の向上」につきましては、原材料費の高騰やその他コストの上昇という環境下においても、価格の改定や高付加価値商品の導入とその拡販、製造を含めた事業オペレーションの効率化を図ることで2020年3月期に10.9%であった酒類清涼飲料事業の売上高営業利益率を2025年3月期には14.0%まで向上させてまいりました。今後も利益を最大化するために、価格感度分析を踏まえた価格設定の見直しや高付加価値商品の拡販、オペレーション効率化等を継続的に実行して行きながら更なる収益性の向上を図ってまいります。

「新たな成長ドライバーの開発」につきましては、2024年春に上市し好評を得ているフルーツワイン事業への更なる投資や今後も高収益かつ高成長性が見込まれるライセンスビジネスの拡大、また観光・ホテル事業とのシナジー効果が期待出来るクラフトビール事業の拡大を行ってまいります。

これら的主要戦略を引き続きしっかりと実行していくことで一層の収益構造の強化を図り、今後想定される軽減措置廃止の影響を最小限に留めていく所存であります。

c. 特定事業分野への依存度について（酒類清涼飲料事業）、発生可能性：高、発生時期：中長期、影響度：大

売上高のうち、ビール類（ビール・発泡酒・新ジャンル）は2025年3月期において7割を超えております。特に売上高のうち、沖縄県内のビール類の売上高は2025年3月期には61%となります。消費者の嗜好性の変化、世代交代などにより、お客様の支持を失ってしまうと、本商品群の売上高が減少し、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼすリスクがあります。当該リスクが顕在化する可能性は、翌期以降においても常にあるものと認識しております。

中期経営計画において「収益基盤の拡大」並びに「新たな成長ドライバーの開発」を主要な戦略としており、ビール類以外の商品ラインナップを充実させバランスの取れた事業拡大を図ってまいります。

d. アサヒビール株式会社との取引関係に係るリスク（酒類清涼飲料事業）、発生可能性：低、発生時期：不明、影響度：大

当社は2002年よりアサヒビール株式会社と包括的業務提携を行っております。当該業務提携に関する重要な契約は以下のとおりです。

①沖縄県及び鹿児島県奄美大島群島を除く日本におけるアサヒビール株式会社による「アサヒオリオンザ・ドラフト」等の販売契約

②沖縄県におけるオリオンビール株式会社への「アサヒスーパードライ」等の製造販売ライセンス供与契約

契約①が失効した場合、沖縄県外での「アサヒオリオン」ブランドのビール類販売が減少することで、当社の利益が減少するリスクがあります。

契約②が失効した場合、アサヒビール株式会社が自社で製造販売するため、沖縄県内での「アサヒスーパードライ」の製造販売は減少しないが、当社の利益が減少するリスクがあります。

競争力のある商品開発を促進し県外展開を図ること、また沖縄県内での「アサヒスーパードライ」のシェアを更に高めることにより相互利益の一層の拡大を図ってまいります。

また、マネジメント層から担当者層まで階層ごとに対話の場を定期的に設定し、二社間の良好な関係の維持に努めてまいります。

e. 沖縄県内の入域観光客数の変動について（酒類清涼飲料事業／観光・ホテル事業）、発生可能性：中、発生時期：不明、影響度：大

観光・ホテル事業のうちホテル事業は、沖縄県内の入域観光客数に大きく左右され、政治情勢により

インバウンド需要が減少する等の急激な変動が発生した場合は、ホテル事業の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、酒類清涼飲料事業における沖縄県内の売上高も、入域観光客数の変動の影響を受けます。当該リスクが顕在化する可能性は、翌期以降においても常にあるものと認識しております。

ホテル事業の収益安定化のためホテル施設内のテナント誘致を推し進めるとともに、料飲部門の充実を図り沖縄県内のお客様の飲食・宴会利用促進を進めてまいります。

f. 食の安全性について（酒類清涼飲料事業／観光・ホテル事業）、発生可能性：低、発生時期：不明、影響度：大

製品及び原材料に係る品質及び表示の問題などが発生した場合、製品回収、出荷不良品発生、製造物責任を追及される可能性があります。

ホテル事業においては、食中毒が発生した場合、一定期間の営業停止などを命ぜられ、当社グループの業績や財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。当該リスクが顕在化する可能性は、翌期以降においても常にあるものと認識しております。

当社では、グループの行動規範であるORION WAYにおいて、「私たちは、高水準・高品質の商品やサービスを提供し、現状に満足することなく、全ての活動を向上させなければならない」としております。原材料の調達から製造、製品までの品質、安全・安心を確保するため、名護工場においては、食品安全マネジメントシステムの国際規格であるISO22000を取得しました。ホテルにおいては、厚生労働省より発令されたHACCPに沿った衛生管理の義務化に則り、取引先の衛生状態のチェック、配達温度管理办法の確認、調理場内でのチェックポイント17項目を設定し、取り組んでおります。

当社グループでは、製品の品質モニタリングや品質保証の仕組みの監査を実施するなど、品質保証の強化に最大限努めております。経営トップが品質の重要性をグループ全体にメッセージとして発信することに加えて、教育研修を実施することで品質を大切にする組織風土の醸成に取り組んでおります。

g. 製造委託品及び仕入商品の安全性について（酒類清涼飲料事業）、発生可能性：低、発生時期：不明、影響度：中

当社グループは一部の商品について外部に製造委託を行っております。また、仕入商品も取り扱っております。製造委託品について品質などの問題が発生した場合、販売休止、製品回収などの可能性があり、当社グループの業績や財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。当該リスクが顕在化する可能性は、翌期以降においても常にあるものと認識しております。

新規に製造委託先で製造する商品に関しては、毎ロットの製造に対して1ケースを当社の品質管理課に直接送らせて、品質評価を実施しております。最低でも3回分のロットを継続して評価しております。また、当社のRTD商品開発課及び品質管理課は、不定期で製造委託先のQA（Quality Assurance：品質保証）点検を実施しております。

h. 新型コロナウイルス感染症などの新型感染症について（酒類清涼飲料事業／観光・ホテル事業）、発生可能性：中、発生時期：短期、影響度：大

新型コロナウイルス感染症の流行は、当社グループでは特に業務用の酒類清涼飲料事業及び観光・ホテル事業のホテル事業に大きな影響を及ぼしました。

新型コロナウイルス感染症については、今後、日本国内においてもウィズ・アフターコロナのフェーズに入っていくものと考えられますが、新たな変異種の感染拡大や新たな感染症の流行発生とそれに伴うロックダウンや緊急事態宣言などが新たに生じた場合には、業務用ビール類を中心とした主要製品の売上高減少の可能性及びホテル事業の売上高減少のリスクがあります。また、従業員への罹患が広がり事業活動に必要な要員確保に影響が生じるリスクがあります。当該リスクが顕在化する可能性は、翌期以降においても常にあるものと認識しております。

新型コロナウイルスの感染拡大によって、消費者の意識や動向に変化がきました。節約志向、健康志向の高まり、オンラインチャネル（ECなど）の利用のさらなる増加、リモートワークの定着による消費行動の変化といった消費者、市場、社会などの変化には不可逆的な部分があるとの認識の下、酒類飲料事業における収益基盤拡大と収益性向上、新たな成長ドライバー開発、観光・ホテル事業におけるブランド力向上と競争力強化に取り組んでまいります。

従業員の罹患リスクに対しては、各種の感染予防策を実施・徹底しており、また罹患が疑われる場合の報告体制や対応フローなども取り決めております。

i. 環境に係るリスク：地球温暖化に伴う温室効果ガス排出削減への対応について（酒類清涼飲料事業／観光・ホテル事業）、発生可能性：高、発生時期：中長期、影響度：中

地球温暖化への対応として、2021年に日本政府より「2050年温室効果ガス実質ゼロ」、「2030年度温室効果ガスを2013年度比46%削減、さらに50%の高みを目指す」との方向性が出されました。これを受け、各企業での自主的な温室効果ガス排出量削減、カーボンニュートラルに向けた具体的な施策策定、目標設定、これら目標の進捗情報の開示義務の拡大要求が高まるとともに、炭素税（或いは類似税）の施行や省エネ法の厳格化など、環境対策強化のための規制強化が進むと考えられます。地球温暖化対策のための施策及び環境情報開示の遅れは、消費者の環境配慮意識の高まりに伴い、企業ブランドイメージの毀損・低減による売上高減とともに、ステークホルダー全体からの懸念増加につながるリスクがあり

ます。

当社グループは、中期経営計画において、中長期的目標、施策を設定し、温室効果ガス排出削減を図っています。具体的には、名護工場において、2016年に燃料をそれまでの重油から液化天然ガスに切り替えたのをはじめ、高効率エネルギー機器導入など省エネルギー化による温室効果ガス削減を進めてきました。また、ホテルにおいても、太陽光発電システムや高効率冷暖房設備の導入を進め、CO₂排出量削減に努めています。さらに2022年以降は沖縄電力から購入する電力の50%を、県産の資源を活用した実質再生可能エネルギー100%電力に切り替えたことなどにより、2023年度には2019年度比22.7%のCO₂排出量削減を実現しました。また、これと並行してグループ全体での温室効果ガス排出量把握に向けたシステムの導入も進めています。今後も、温室効果ガス削減のための新技術の導入、再生エネルギーの積極的活用などにより、2050年の温室効果ガス実質ゼロ実現に努めるとともに、その進捗状況について積極的に情報開示してまいります。

- j. 環境に係るリスク：気候変動によるリスクについて（酒類清涼飲料事業／観光・ホテル事業）、発生可能性：高、発生時期：短期・中長期、影響度：中

気候変動が当社グループの事業活動に影響を与える可能性があります。

当社ビール類の工場（沖縄県名護市）の水源地において干ばつが発生し必要な水資源が確保出来ない場合には操業停止による機会損失や工場移転費用が発生するリスクがあります。台風の強力化や異常気象による風水害及び土砂災害が発生することで生産ラインや物流が停止し、設備被害や機会損失、製品廃棄による損失が発生するリスクがあります。原料の供給地域における生育環境の変化、自然災害により、需給バランスや品質に影響し、主要な原料価格が変動するリスクがあります。当該リスクが顕在化する可能性は、翌期以降においても常にあるものと認識しております。

当社グループは、中期経営計画において「ESG経営の推進」を掲げております。当社のESGの取組に対する外部評価を行い、気候変動が当社グループの事業に及ぼすリスクと機会の分析と対応の検討を行ってまいります。また、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD：Task Force on Climate-related Financial Disclosures）が推奨する4つの開示項目（「ガバナンス」「リスク管理」「戦略」「指標と目標」）について、気候関連情報を開示してまいります。GHG排出量の削減に関してScope 1、2について、グループ全体で2030年までに2019年比「50%減」を、また、2050年までに「ネットゼロ」を目指します。

- k. 多様で有能な人材の確保について（酒類清涼飲料事業／観光・ホテル事業）、発生可能性：低、発生時期：不明、影響度：大

多様で有能な経営幹部並びに一般社員を、必要数確保、育成及び定着させることができず、中期経営計画の実行に支障が生じる可能性があります。当該リスクが顕在化する可能性は、翌期以降においても常にあるものと認識しております。

当社グループでは、多様で有能な人材の確保につながる4つの施策を行っております。まず、採用時にはジョブ・ディスクリプションを作成し、確保すべき人材の職務内容、求められる成果水準、望ましい経験、必要スキルを明確にして的確な採用を行います。次に、入社時にはオンボーディング研修を実施し、早期の組織定着を実現しており、対象者が若年層の場合はメンターを配備しております。3点目に、目標達成度評価における面接及びキャリア面談などの機会を通じて、常に上司と部下の緊密なコミュニケーションを図っております。最後に、年に数回「人材開発会議（タレントディスカッション）」を行い、人材マッピングのアップデート、次期昇格者などハイポテンシャルな人材の特定と個別育成計画を策定し、実行しております。

- l. 人件費の上昇リスク（酒類清涼飲料事業／観光・ホテル事業）、発生可能性：高、発生時期：短期・中長期、影響度：大

近年の物価上昇及び政府主導による賃金引上げ施策の環境下にあり中途採用の募集賃金・新卒初任給の賃金引き上げも視野に入ってまいります。これら各種賃金の上昇は直接的に経営数値に影響を与える可能性があります。当該リスクが顕在化する可能性は、翌期以降においても常にあるものと認識しております。

良質人材の確保・定着のためには人件費の上昇は避けられないという認識に立脚し、その上昇幅を経営数値の許される範囲で合理的にコントロールしていくことが必須となります。具体的には一度に大幅な賃金上昇を実現するのではなく、中期経営計画などと連動し、複数年にわたる中長期的な賃金水準の改善計画を策定しております。また、賃金改定にあたり労働組合との綿密な意思疎通が必要となるため、賃金改定に関する各種指標及びその解釈の共有化など、緊密な関係性を構築しております。

- m. 国内物流需給ギャップの拡大について（酒類清涼飲料事業）、発生可能性：高、発生時期：短期・中長期、影響度：小

国内の物流環境は、少子高齢化による労働人口の減少に加え、ECによる取引量等の増加により物流量が増加し運送ドライバーや荷役作業員の人手不足の拡大が予想される上に、働き方改革関連法を受け、ドライバーの労働時間に上限が設定されることで生じる諸問題「2024年問題」に直面しております。このような環境下において、サプライチェーン全体でコスト上昇や機会損失により、当社グループの業績

や財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。当該リスクが顕在化する可能性は、翌期以降においても常にあるものと認識しております。

当社の生産拠点は、ビール類については沖縄県にある名護工場、RTD類については沖縄県内及び県外の委託先です。県内-県外の物流では海上輸送を的確にプランすること、県内の物流では代理店との間で発注ロットと在庫を最適化するための協同取組を行うことによりムダとムラを排除します。更に、県外の物流では外部倉庫の選定や変更を機動的に行うこと、公式ECでは専門業者への委託などを行うことでコストの最適化と機会ロスの極小化を目指します。

n. サプライチェーンに係るリスクについて（酒類清涼飲料事業／観光・ホテル事業）、発生可能性：低、発生時期：不明、影響度：中

地震・集中豪雨などの大規模自然災害、感染症、そのほかの災害・事故などによりサプライチェーンが分断するリスクがあります。

災害・事故などへの対応としてBCP（事業継続計画）を策定しております。また、工場における需給予測精度の向上と適正在庫水準の確保に取り組んでおります。

o. 原料・資材価格について（酒類清涼飲料事業／観光・ホテル事業）、発生可能性：高、発生時期：短期、影響度：大

当社グループの使用する主要な原料・資材には、その価格が商品相場や為替市場などの状況により変動するものがあります。それらの原料・資材の価格が高騰することにより、売上原価が上昇し、当社グループの業績や財政状態に悪影響を及ぼすリスクがあります。当該リスクが顕在化する可能性は、翌期以降においても常にあるものと認識しております。

原料・資材価格に影響する市況の最新情報収集強化、調達先の分散・多様化、適正在庫の水準の維持、為替予約などの様々な対策を進めております。コストサイドの取組に加え、セールスサイドでは適正な利益を確保するための価格改定を検討・実施してまいります。

p. 光熱費の上昇リスク（酒類清涼飲料事業／観光・ホテル事業）、発生可能性：高、発生時期：中長期、影響度：大

地政学的要因及び為替変動に伴うエネルギー価格上昇により、光熱費が上昇するリスクがあります。特に、当社グループにおいては、事業が沖縄県内中心であることから、現状、複数のエネルギー供給元の活用による価格抑制が難しい状況にあります。

当社グループは、施設や製造機器のエネルギー効率を向上させるため、高効率な照明や冷凍機システムの導入などの改修や投資を行っております。また、ホテルではすでに太陽光パネルの導入により、電力の一部を自家発電による電力に切り替えております。さらに、名護工場においても、太陽光パネルやコーチェネレーションシステムの導入を検討しており、価格上昇の影響の軽減を進めてまいります。加えて、沖縄県内においても、新電力事業者の再進出の情報もあることから、複数のエネルギー供給元の活用による価格抑制についても検討してまいります。

q. 法的規制などの影響について（酒類清涼飲料事業／観光・ホテル事業）、発生可能性：高、発生時期：不明、影響度：中

当社グループは、酒税法や食品衛生法、環境・リサイクル関連法規、景品表示法などの様々な法的規制の適用を受けるなか、ビール製造免許や酒類販売免許などの許認可を受け、事業活動を行っています。各免許の期限の定めはありませんが、法令違反（酒類販売免許を受けていない者や20歳未満の者に酒類の販売をした場合など）が発生した場合は免許取り消しのリスクがあります。また、事業を展開する各国の法的規制の適用も受けております。酒税や消費税の増税などが実施されることによる需要の減少、酒類の広告に対する規制や酒販店店頭での販売時間、酒類販売場所に対する規制が広がっていく場合など、需要の減少や新たな規制に対応するための費用などが発生する可能性があります。当該リスクが顕在化する可能性は、翌期以降においても常にあるものと認識しております。

当社グループでは、事業を行う上で適用される法令等の一覧表を整備し、総務課法務グループを中心には担当部門を決めて、法規制の新設や変更を定期的にモニタリングし法令違反のリスクの未然防止に努めています。当社の事業に重大な影響を与える法規制が新設される、或いは変更されるという情報を得た場合、担当部門は法務グループと連携し、顧問弁護士へも相談して対策案を講じ、経営会議等で対策をディスカッションしております。

r. アルコールの負の影響について（酒類清涼飲料事業）、発生可能性：高、発生時期：中長期、影響度：大

アルコールの負の影響に関して、WHOは世界的な規模での酒類販売に関する将来的な規制に向けた議論をしており、酒類販売に関する規制が行われるリスクがあります。当該リスクが顕在化する可能性は、翌期以降においても相応にあるものと認識しております。

観光・ホテル事業にも適切に経営資源を配分し酒類への集中度軽減を図っております。WEBやポスターなどを活用しながら20歳未満の飲酒防止啓発や適正飲酒啓発活動を行っております。

s. 事業・資本提携について（酒類清涼飲料事業／観光・ホテル事業）、発生可能性：低、発生時期：中長期、影響度：大

当社グループでは、成長に向けた競争力強化の一環として国内外他社との事業・資本提携を実施する可能性があります。事業・資本提携により獲得いたしました経営資源について期待したシナジー効果が創出出来ない場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。当該リスクが顕在化する可能性は、翌期以降においても相応にあるものと認識しております。

事業・資本提携に当たっては、慎重に検討を行い、対象会社の財務内容や契約関係などについて、詳細なデューデリジェンスを行い、将来の損失を最大限回避するように努めております。

t. 情報セキュリティについて（酒類清涼飲料事業／観光・ホテル事業）、発生可能性：中、発生時期：随時、影響度：大

顧客情報の漏洩や第三者からのサイバー攻撃などの情報セキュリティ事故により、当社の信用の失墜や損害賠償などが発生するリスクがあります。また、システム障害が発生して、業務の遅延や停止など業務に支障が出る可能性があります。

当社グループでは、情報セキュリティに関する規定を制定し、情報セキュリティ推進を担当する役員を中心としたセキュリティ委員会を組織し、情報セキュリティ体制を強化しております。社員に対しては、社内教育を継続的に実施し、情報が漏洩した際のリスクと個人情報の重要性の理解、事故発生時に取るべき対応の周知を図っております。重要な情報資産に対するアクセス権限などのシステム上の対策と、書類保管庫の施錠、オフィスの入退室管理などの物理的な対策の両面を進めております。

u. 自然災害の発生によるリスクについて（酒類清涼飲料事業／観光・ホテル事業）、発生可能性：低、発生時期：随時、影響度：大

当社グループの事業拠点において大規模な自然災害が発生した場合には、当社グループの所有する設備に損害を受ける可能性があり一時的に事業停止に陥るリスクがあります。当該リスクが顕在化する可能性は、翌期以降においても相応にあるものと認識しております。

起こりうる災害の種類や規模、想定されるリスク、当社グループへの影響と対策について、リスク管理・コンプライアンス委員会で定期的にモニタリングしております。災害などへの対応としてBCP（事業継続計画）を策定しております。

v. 生産拠点が限定されていることによる事業継続リスク（酒類清涼飲料事業）、発生可能性：高、発生時期：中長期、影響度：大

当社グループの酒類清涼飲料事業における収益源はビール類、RTD、清涼飲料（ビールテイスト飲料及びソフトドリンク）です。ビール類の生産は名護工場1か所で行っていることから、自然災害（地震、洪水、台風など）や事故（火災、爆発など）の発生が生産活動に大きな影響を与える可能性があり、生産設備の損壊や復旧の長期化のリスクがあります。また、これら災害により、サプライチェーンが中断された場合、原材料や製造設備の部品の供給に遅延が生じ、生産ラインの長期停止のリスクがあります。

RTD、清涼飲料の製造は、県内・県外の複数メーカーに生産を委託するなど、複数の生産拠点を確保し、地理的なリスク分散を図っています。原材料、製造設備部品の調達先については、地域の異なる複数の調達先を確保することで、災害による供給網の中止、遅延の長期化の防止を図っています。名護工場単一拠点におけるビール類の製造を含め、事業継続におけるリスク発生時の対応としてBCP（事業継続計画）を策定しております。

w. 財務・税務リスクについて（酒類清涼飲料事業／観光・ホテル事業）、発生可能性：中、発生時期：随時、影響度：小

LBOに端を発するタームローンに関するリスク、金利上昇により資金調達コストが増加するリスク、為替レートにより原材料の調達コストが上昇するリスク、税務当局との見解の相違などにより、追加で税負担が生じたり社会的信用が低下するリスクがあります。

タームローンの借入残高は、2025年3月現在で160億円であり、資本合計に占める割合は84.4%です。本借入に対して、利益維持条項（経常利益を2期連続で赤字にしないこと）や純資産維持条項が設定されております。これまでコバナンツに抵触したことなく、返済も約定通りに行い借入金残高を減少させております。

資金調達コストの上昇リスクについては、借入条件の見直し、一部債務の繰上返済の検討等により、企業としての資金繰り能力に見合った資金調達を行っております。

為替リスクについては、原材料の供給先との間で、年間の調達価格を円建てで合意することにより、年間の為替変動リスク低減を図っております。

税務リスクについては、顧問税理士等の助言並びに専門書の購読、税制改正研修への参加等による知識の習得を継続的に実施することにより、税務リスクの軽減を図っております。

x. 減損リスクについて（酒類清涼飲料事業／観光・ホテル事業）、発生可能性：中、発生時期：中長期、影響度：中

当社グループでは、減損会計を適用しております。将来、当社グループが保有する有形固定資産及び企業結合により取得したのれん等について、経営環境の著しい悪化等による収益性の低下や市場価格の下落等により、減損損失が発生するリスクがあります。

事業投資にあたっては、投資リスクについて慎重な検討を行っております。

y. コンプライアンスに関するリスクについて（酒類清涼飲料事業／観光・ホテル事業）、発生可能性：低、発生時期：随時、影響度：大

従業員の不適切な飲酒や贈収賄など法令などに違反したり、社会の要請に反した行動が行われ、法令による処罰・訴訟の提起・社会的制裁を受け、お客様からの信頼を失うリスクがあります。

当社グループでは、「リスク管理・コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス状況の確認、コンプライアンス研修を実施し、従業員の法令違反や社会規範に反した行為などの発生可能性を低減するよう努めています。また、不当な金銭・贈答・接待及びその他の利益の提供又は受領を禁じております。リスク事案の早期発見につなげるべく内部通報窓口を内部及び外部に設置しております。さらに、毎年、従業員コンプライアンス意識調査を行い潜在的なリスクを洗い出すとともに、回答内容の事実関係の確認や対処など初期段階でのリスクの低減を図り、同調査結果はリスク管理・コンプライアンス委員会に報告しております。

z. 新株予約権の行使による株式の希薄化に関するリスク（酒類清涼飲料事業／観光・ホテル事業）、発生可能性：高、発生時期：特定時期なし、影響度：小

当社は、当社の取締役、執行役員及び従業員、並びに当社の子会社の取締役、執行役員及び従業員に対して、企業価値増大への意欲を高めるためのインセンティブとして、ストック・オプション制度を導入し、これらの者に新株予約権を付与しております。付与した新株予約権が行使された場合には発行済株式が希薄化し、当社株式の需給関係にも悪影響を及ぼす可能性があります。なお、本書提出日現在での新株予約権の付与数は、19,442個、その目的となる株式の種類と数は、当社の普通株式3,888,400株であり、当社の発行済株式総数40,813,400株を基準として全ての新株予約権が行使された場合でも希薄化率は9.53%にとどまり、希薄化の影響度は低いものと考えております。

aa. 主要株主についてのリスク（酒類清涼飲料事業／観光・ホテル事業）、発生可能性：高、発生時期：直近1～3年、影響度：大

本書提出日現在において、当社グループの大部分は野村キャピタル・パートナーズ株式会社によって運営・管理されている野村キャピタル・パートナーズ第一号投資事業有限責任組合及びカーライルの関連投資ファンドが保有するCJP MC Holdings, L.P.により保有されています。かかる大株主が当社株式の上場後においても相当数の当社株式を保有した場合、大株主と少数株主との間で潜在的な利益相反関係が生じる可能性があります。また 大株主が保有株式を売却する際には株価への影響、すなわち、株式売買の需給関係に伴う株価形成への影響あるいは特定の株主への売却に伴う事業運営上の影響が生じる可能性があります。なお、当社は野村キャピタル・パートナーズ株式会社及びカーライルに属するカーライル・ジャパン・エルエルシーとの間でコンサルティング契約を締結し、当社上場に向けたガバナンス体制整備や成長戦略等、経営に係るコンサルティングを受け、その対価としてコンサルティング料を支払っておりましたが、当該契約は上場日をもって当然に終了することが契約で合意されております。また、当社の取締役会の諮問機関として設置している任意の指名・報酬委員会の構成員は、独立社外取締役が過半数を占めており、一般株主の利益の確保に向けた体制を強化しております。

ab. ライセンスビジネス・知的財産権についてのリスク（酒類清涼飲料事業／観光・ホテル事業）、発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：小

当社グループのライセンスビジネスは、ブランドロゴなどの知的財産権に基づいて展開しています。当該事業を推進するに際し、当社グループではライセンスビジネスに関する専門部署を設置し、法務部門との協働により適切なライセンサーの管理を行っております。また海外で事業を展開する際は、商標やロゴなどの知的財産に関する現地での使用可否の調査を行っております。これらの取り組みにも関わらず、第三者による商標権や著作権等の侵害、不正流用、模倣品の流通が発生した場合、訴訟や契約の解除等により当社グループのブランド価値の毀損、業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

a. 財政状態の状況

第68期連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（資産）

当連結会計年度末における資産合計は、50,875百万円となり、前連結会計年度末に比べ4,256百万円の減少となりました。これは主に、現金及び預金の増加828百万円、売掛金の増加358百万円、建物及び構築物の減少2,364百万円、土地の減少3,113百万円によるものです。

（負債）

当連結会計年度末における負債合計は、31,907百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,788百万円の増加となりました。これは主に、1年内返済予定長期借入金の減少1,028百万円、未払金の減少837百万円、未払法人税等の増加2,779百万円、その他流動負債の増加2,449百万円、長期借入金の減少708百万円、繰延税金負債の減少915百万円によるものです。

（純資産）

当連結会計年度末における純資産合計は、18,968百万円となり、前連結会計年度末に比べ6,045百万円の減少となりました。これは主に、利益剰余金4,954百万円増加、自己株式11,000百万円増加によるものであります。

第69期第1四半期連結累計期間（自 2025年4月1日 至 2025年6月30日）

当第1四半期連結累計期間末の総資産は、前連結会計年度末と比較して7,295百万円減少し、43,580百万円となりました。主な要因は、配当金の支払等に伴う現金及び預金の減少3,818百万円、オリオンホテル那覇の資産売却等に伴う有形固定資産の減少3,970百万円になります。

負債につきましては、前連結会計年度末と比較して5,110百万円減少し、26,797百万円となりました。主な要因は、未払法人税等の減少2,754百万円、前期末自己株式取得に係る源泉所得税の支払等に伴う預り金の減少1,414百万円、資産除去債務の減少581百万円によるものです。

純資産につきましては、前連結会計年度末と比較して2,185百万円減少し、16,783百万円となりました。主な要因は、親会社株主に帰属する四半期純利益1,488百万円、及び前連結会計年度に属する配当金支払による減少3,673百万円によるものです。

b. 経営成績の状況

第68期連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

沖縄県の2024年度の実質経済成長率は+0.6%程度と拡大基調が継続しました。

沖縄県内の個人消費は、物価高騰下にありながらも回復の動きが強まり、百貨店・スーパーの売上高は、値上げなどの価格要因による売上増加に加え、県民や観光客など来店客数の増加により好調に推移しました。

2024年度の沖縄県への入域観光客数は、995万2,400人と前年度比16.6%増となり、これまで最多を記録した2018年度の99.5%と同水準にまで回復し、過去2番目の入域観光客数となりました。国内客については、台風等の大きな影響もなく、航空会社による増便・臨時便・季節運航等の実績が好調に推移したことから前年度比で増加となり、過去最高を更新しました。また、外国客については、航空路線の再開・新規就航やクルーズ船の寄港回数の増加等により、前年度比81.4%増となりました。

沖縄県のビール類全体の推計市場規模（出荷量KLベース）は、前年度比101%程度、2019年度比90%程度と堅調に推移しました。ビール類のうち缶は前年度比99.9%、2019年度比93%、業務用（樽、壠）は前年度比103%、2019年度比83%となりました。このような環境の中、当社グループは、「沖縄と共に成長する循環成長型ビジネスモデル」の強化に向けて、業績の向上に努めて参りました。

この結果、売上高については、酒類清涼飲料事業、観光・ホテル事業共に売上高が増加し、全体としては28,866百万円（前年同期比+11.0%）となりました。

販売費及び一般管理費は、売上高の伸びに伴う販売費等の増加があり、11,041百万円（前年同期比+9.8%）となりました。

利益については、売上原価、販売費及び一般管理費の一部が売上高に比例した増加が見られましたが、全体としては売上高の増加が寄与したことにより、営業利益は3,479百万円（前年同期比+22.1%）、経常利益は3,447百万円（前年同期比+22.3%）となりました。

これに加え、不動産売却等に伴う特別利益の計上により、税金等調整前当期純利益は10,289百万円（前年同期比+74.5%）、親会社株主に帰属する当期純利益は7,301百万円（前年同期比+57.0%）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

＜酒類清涼飲料事業＞

酒類清涼飲料事業においては、沖縄にビール工場を有する地の利やきめ細かな営業ネットワークを活かし、

県内でのポジション強化に努めたほか、県外市場におけるRTD商品（Ready to drink、缶チューハイなどすぐに飲めるアルコール飲料）の拡大、海外重点市場での拡販が進みました。商品・マーケティング面においても、基幹ビールブランドである「オリオン ザ・ドラフト」のリニューアルによる売上拡大への寄与、オリオンブランドのライセンスビジネスの伸長などの成果を得ました。

その結果、酒類清涼飲料事業売上高は22,728百万円（前年同期比+7.3%）となりました。なお、「収益認識に関する会計基準」適用による売上高の減額5,227百万円が加味されています。このような状況下、営業利益は3,201百万円（+2.1%）となりました。

<観光・ホテル事業>

観光・ホテル事業においては、レベニューマネジメントの強化を図ったほか、2025年7月に開業のジャングリア沖縄のオフィシャルホテルに認定されるなど、持続的な成長に向けた地歩を築くことができました。その結果、観光・ホテル事業売上高は6,138百万円（+26.3%）、営業利益は288百万円（前期は営業損失△275百万円）となりました。

第69期第1四半期連結累計期間（自 2025年4月1日 至 2025年6月30日）

当第1四半期連結累計期間（2025年4月1日～2025年6月30日）におけるわが国の経済は、雇用情勢・所得環境の改善の下、個人消費が緩やかに持ち直し、政府による各種政策の効果もあり、緩やかな回復が続いております。その一方で米関税引き上げによる企業収益の悪化等、先行きが不透明な状況が見られます。

沖縄県内においては、人手不足や物価上昇等に懸念が生じておりますが、個人消費や入域観光客数等が前年を上回る推移を見せ、観光産業含め県内景気は緩やかな拡大基調が続いております。

このような環境の中、当社は「沖縄から、人を、場を、世界を、笑顔に。」をミッションとし、企業価値向上へ邁進しております。魅力ある商品・体験を県民、観光客にお届けし、沖縄と共に持続的な成長を実現する「循環成長型ビジネスモデル」を掲げ、県民や観光客への県内での酒類提供やリゾートホテルでのサービス提供を基に、沖縄の魅力を価値として提供すると共に、県外・海外における沖縄を想起する施策を展開することで、ブランドロイヤリティを向上していくビジネスモデルを進めています。

当第1四半期連結累計期間における経営成績は、売上高は7,045百万円、営業利益は1,076百万円、経常利益は1,084百万円となりました。親会社株主に帰属する四半期純利益は、オリオンホテル那覇の譲渡に関連する特別利益1,053百万円の計上、及びそれに伴う法人税等の増加により、1,488百万円となりました。

当社グループでは、酒類清涼飲料事業及び観光・ホテル事業の2つの事業セグメントを展開しております。各事業セグメントの内容及び業績は以下のとおりです。

酒類清涼飲料事業

酒類清涼飲料事業は、ビール類を中心に行なっております。

当社が手掛ける「オリオン」は、沖縄に根差し共に成長を遂げたブランドであり、「オリオン ザ・ドラフト」が主力商品となります。同商品は沖縄の大麦、水を使用し、温暖な気候に合わせたすっきりとした味わいが特徴です。また、県産のフルーツを豊富に使用したRTD (Ready to Drink：缶チューハイ等すぐに飲めるアルコール飲料) やフルーツワイン、沖縄の伝統的な蒸留酒である泡盛とその副産物を使用したもろみ酢等の製造・販売、並びに「オリオン」ブランドを活用したIPビジネス等、沖縄と共に成長する「循環成長型ビジネスモデル」を強化することにより、沖縄県内、県外、海外に向け、魅力ある商品・体験をお届けしています。

酒類清涼飲料事業においては、県内の圧倒的ポジション確立、県外の持続的な成長、海外エリアでの販売拡大に向け、商品開発と販売力強化を図ってきました。その結果、当第1四半期連結累計期間における売上高は堅調な推移を見せ、5,739百万円となり、原材料高騰の価格転嫁による粗利率の改善、販売費及び一般管理費の抑制により、営業利益は1,033百万円となりました。

観光・ホテル事業

沖縄は豊富な観光資源とアジアに近接する地理的優位性により、ハワイに匹敵する数の観光客が訪問する地域であり、観光客数・観光収入が増加傾向にあります。また、沖縄の自然を活かしたテーマパーク：ジャングリア沖縄の開業（2025年7月）により観光地としての魅力を増大させ、観光客の滞在日数増加にも寄与する可能性を秘めています。

そのような中、観光・ホテル事業は、集客力の高い沖縄県北部のリゾートエリアに位置し、「オリオン」の名を冠したオリオンホテルモトブリゾート&スパ（本部町）を主軸に、オリオンブランドとのシナジーを図っております。

2025年度においては、ファミリー層をターゲットとした投資や、海外チャネルの強化によるインバウンドの取込みを積極的に行っております。その結果、ホテルの稼働率、客室単価の双方が前年同期を上回り、観光・ホテル事業の当第1四半期連結累計期間における売上高は1,306百万円、営業利益は45百万円となりました。

c. キャッシュ・フローの状況

第68期連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当連結会計年度における現金及び現金同等物の期末残高は13,203百万円となり、前年同期と比べ828百万円(6.7%)の増加となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(a) 営業活動によるキャッシュ・フロー

酒類清涼飲料事業及び観光・ホテル事業ともに好調に推移し、また、観光・ホテル事業に係る不動産売却により税金等調整前当期純利益が10,289百万円と前年同期と比べ4,393百万円(74.5%)増益となり、営業活動によるキャッシュ・フローは6,121百万円と前年同期と比べ4,285百万円(233.5%)の増加となりました。

(b) 投資活動によるキャッシュ・フロー

主に有形固定資産の売却による収入が増加したことにより、投資活動によるキャッシュ・フローは9,875百万円の収入と前年同期と比べ収入が7,046百万円(249.0%)の増加となりました。

(c) 財務活動によるキャッシュ・フロー

長期借入金の一部借換に伴う借入金の返済及び配当金の支払額が前年同期と比べ増加したことにより、財務活動によるキャッシュ・フローは△15,168百万円と前年同期と比べ支出が△12,418百万円(451.6%)の増加となりました。

d. 生産、受注及び販売の実績

(a) 生産実績

第68期連結会計年度及び第69期第1四半期連結累計期間の生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第68期連結会計年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)		第69期第1四半期連結累計期間 (自2025年4月1日 至2025年6月30日)	
	生産高(百万円)	前期比(%)	生産高(百万円)	
酒類清涼飲料事業	6,157	110.1		1,604
合計	6,157	110.1		1,604

(b) 受注実績

当社グループの酒類清涼飲料事業は、原則として見込生産を主体としていることから、記載を省略いたします。

当社グループの観光・ホテル事業は、該当事項はありませんので、記載を省略いたします。

(c) 販売実績

当連結会計年度及び第69期第1四半期連結累計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第68期連結会計年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)		第69期第1四半期連結累計期間 (自2025年4月1日 至2025年6月30日)
	販売高(百万円)	前期比(%)	販売高(百万円)
酒類清涼飲料事業	22,728	107.5	5,739
観光・ホテル事業	6,138	126.3	1,306
合計	28,866	111.0	7,045

(注) 1. セグメント間取引については相殺消去しております。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、10%未満のため記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、提出日現在において判断したものであります。

a. 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

(a) 財政状態

財政状態の分析につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 a. 財政状態の状況」に記載のとおりであります。

(b) 経営成績

経営成績の分析につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 b. 経営成績の状況」に記載のとおりであります。

b. キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社グループの資金の状況につきましては、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 c. キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社グループは、事業上必要な資金を手許資金で貯う方針ですが、事業収益から得られる資金だけでなく、株式市場からの必要な資金の獲得や銀行からの融資等を通して、安定的に開発に必要な資金調達の多様化を図っております。資金の流動性については、資産効率を考慮しながら、現金及び現金同等物において確保を図っております。資金需要としては、継続して企業価値を増加させるために、主に継続した技術開発や必要な運転資金となります。

c. 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、重要な会計方針につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載しております。当社グループは、過去の実績値や状況を踏まえ合理的と判断される前提に基づき、会計上の見積りを行っておりますが、見積りの不確実性により実際の結果がこれら見積りと異なる可能性があります。

d. 経営成績に重要な影響を与える要因についての分析

経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

(参考情報)

当社グループは、過年度からの経営成績の推移を適切に把握すること、また投資者の投資判断に有用と考えられる指標を十分に開示することを目的に、一過性要因を調整した経営指標を算出しております。なお、これらは国際会計基準(IFRS)により規定された指標ではありません。

回次	第4期	第65期	第66期	第67期	第68期
	オーシャン・ホールディングス 株式会社	オリオンビール 株式会社	オリオンビール 株式会社	オリオンビール 株式会社	オリオンビール 株式会社
決算年月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
売上高 (百万円)	21,439	18,517	23,544	26,009	28,866
売上高(収益認識基準適用後) (百万円)	17,468	18,517	23,544	26,009	28,866
売上高(酒税抜き) (百万円)	13,418	14,666	18,571	20,633	23,430
営業利益 (百万円)	522	302	2,697	2,850	3,479
調整後営業利益 (百万円)	547	302	2,764	2,906	3,531
EBITDA (百万円)	2,312	2,102	4,430	4,585	5,222
調整後EBITDA (百万円)	2,337	2,102	4,497	4,641	5,274
親会社株主に帰属する当期利益 (百万円)	△207	1,175	3,152	4,649	7,301
調整後税引後当期利益 (百万円)	△45	169	2,676	2,380	2,554

注1：当社は、2022年12月に親会社であるオーシャン・ホールディングスを吸収合併。2021年3月期はオーシャン・ホールディングスの連結財務数値、2022年3月期以降は当社連結財務数値。なお、2022年3月期はオーシャン・ホールディングスを連結に含まない数値

注2：調整後EBITDA=EBITDA+賃貸不動産事業等に係る収益費用+販管費計上のMBO及び組織再編その他の資本政策に係る一時費用

注3：調整後営業利益=営業利益+賃貸不動産事業等に係る収益費用+販管費計上のMBO及び組織再編その他の資本政策に係る一時費用

注4：調整後EBITDA及び調整後営業利益の算出にあたり加算調整対象としている「販管費計上のMBO及び組織再編その他の資本政策に係る一時費用」は、2021年3月期:25百万円、2023年3月期:67百万円、2024年3月期:56百万円、2025年3月期:52百万円

注5：ゴルフ場事業は、2021年3月期は観光・ホテル事業に含む。2022年3月、営業終了

注6：EBITDA=営業利益+減価償却費+のれん償却費

注7：調整後税引後当期利益は、想定税率を30%と仮定した場合において、特別利益及び特別損失等の一過性要因を調整した場合の数値

5 【重要な契約等】

(1) 業務提携契約

契約会社名	相手先の名称	相手先の所在地	契約締結日	契約期間	契約内容
オリオンビル(株)	アサヒビール(株)	東京都墨田区	2003年5月	自動更新	沖縄県内での「アサヒスーパー ドライ」等の製造販売契約
オリオンビル(株)	アサヒビール(株)	東京都墨田区	2003年5月	自動更新	沖縄県内でのアサヒビール商品の販売契約
オリオンビル(株)	アサヒビール(株)	東京都墨田区	2020年7月	自動更新	沖縄県及び鹿児島県奄美大島群島を除く日本における「アサヒ オリオン ザ・ドラフト」等の販売契約

(2) 金銭消費貸借契約

2025年2月20日付で、財務上の特約が付された金銭消費貸借契約を締結いたしました。

当該金銭消費貸借契約に関する内容は、以下のとおりであります。

内容			
区分	タームローンA	タームローンB	タームローンC
相手方の属性	都市銀行2行		
当該債務の期末残高	4,000百万円	8,000百万円	4,000百万円
契約締結日	2025年2月20日		
弁済期限	2032年2月29日		
当該債務に付された担保の内容	不動産（工場・ホテル）		
財務上の特約	財務コバナンツ条項 (1) 利益維持 2025年3月期以降（2025年3月期を含む。）の各決算期末における借入人を頂点とする連結ベースの経常利益を、2期連続で赤字としないこと。 (2) 純資産維持 (a) 2025年3月期の決算期末の借入人を頂点とする連結ベースでの純資産の部の合計金額を、2024年3月期の決算期末の借入人を頂点とする連結ベースでの純資産の部の合計金額から許容自己株式取得の取得金額を控除した金額の85%以上に維持する。 (b) 2026年3月期以降（2026年3月期を含む。）の各決算期末の借入人を頂点とする連結ベースでの純資産の部の合計金額を、直前の各決算期末における借入人を頂点とする連結ベースでの純資産の部の合計金額の85%以上（当社普通株式の新規上場後は50%以上）に維持する。 (3) 会計基準の変更 借入人グループ会社の会計基準についてIFRSへの変更が行われる場合、借入人及び貸付人は、本項第(1)号及び第(2)号に従い達成すべき基準（数値）及び所定の計算方法に關し、当該各規定の趣旨を踏まえ從前と實質的に同等の効果とするために必要な修正等について、誠実に協議する。		

6 【研究開発活動】

第68期連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

＜酒類清涼飲料事業＞

当社グループでは、「沖縄から、人を、場を、世界を、笑顔に。」を使命として、沖縄の県産素材にこだわった製品の開発を行っております。当社の研究開発はビール類とRTD (Ready to Drink: 缶チューハイなどすぐに飲めるアルコール飲料) を主体にしており、清涼飲料の開発活動につきましてはノンアルコールビールや株式会社石川酒造場と共同でのもろみ酢を使用したビネガードリンクなどの研究開発を実施しております。

研究開発体制は、当社の商品開発部ビール商品開発課及びRTD商品開発課が主体となり株式会社石川酒造場とも連携して、スピードと効率性を持った研究開発体制をとっております。

なお、当連結会計年度の研究開発費の総額は81百万円であります。

＜観光・ホテル事業＞

該当事項はありません。

第69期第1四半期連結累計期間（自 2025年4月1日 至 2025年6月30日）

＜酒類清涼飲料事業＞

当該期間の開発案件として、ビアクッキー「オリオンビアブリゼ」、クラフトジンRTD、樽詰泡盛&ウイスキー、新クラフトビール限定品等の開発活動を行いました。また、開発商品であるフルーツワイン「Southern Cross Winery シークヮーサー」、75ビール「75BEER 島空ペールエール」、カラービール「シークヮーサーと君とみた空」、「パッションフルーツとあの日の告白」の初回製造対応を行いました。

なお、当該期間の研究開発費は16百万円であります。

＜観光・ホテル事業＞

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第68期連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当連結会計年度の事業拡大のために行なった設備投資の総額は1,422百万円であります。セグメントごとの設備投資について示すと、次のとおりであります。

酒類清涼飲料事業においては、名護工場での海外向けビン製品用ロボットケーラー及びバックオフィスのシステム投資等に1,078百万円の設備投資を実施しました。なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

観光・ホテル事業においては、ホテル事業のオリオンホテルモトブリゾート＆スパのリニューアル工事等を中心とし316百万円設備投資を実施しました。また、賃貸物件においては、26百万円の設備投資を実施しました。

なお、当連結会計年度において、次の主要な設備を売却し、6,888百万円の固定資産売却益を計上しております。
重要な設備の除却はありません。

会社名	事業所名	所在地	設備の内容	売却時期
オリオンビール 株式会社	オリオンホテル那 霸	沖縄県那霸市	ホテル隣接土地	2025年3月
オリオン沖映 合同会社	JR九州ホテル プラッサム那霸	沖縄県那霸市	ホテル設備 土地	2025年3月

第69期第1四半期連結累計期間（自 2025年4月1日 至 2025年6月30日）

当第1四半期連結累計期間の事業拡大のために行なった設備投資の総額は231百万円であります。セグメントごとの設備投資について示すと、次のとおりであります。

酒類清涼飲料事業においては、浦添ロジスティクスセンター、名護工場での設備投資及び新基幹システムへの追加投資等に223百万円の設備投資を実施しました。なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

観光・ホテル事業においては8百万円の設備投資を実施しました。なお、当第1四半期連結累計期間において、次の主要な設備を売却し、844百万円の固定資産売却益を計上しております。重要な設備の除却はありません。

会社名	事業所名	所在地	設備の内容	売却時期
オリオンビール 株式会社	オリオンホテル那 霸	沖縄県那霸市	ホテル設備 土地	2025年5月

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2025年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
			建物 及び構 築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積m ²)	その他	合計	
本社 (沖縄県豊見城市)	—	販売及び事務 設備	249	3	— (—)	290	542	129 (56)
工場 (沖縄県名護市)	酒類清涼飲料 事業	ビール 製造設備	3,802	2,235	1,346 (201,606) [152]	51	7,436	64 (39)
オリオンホテルモトブ リゾート&スパ (沖縄県国頭郡本部町)	観光・ホテル 事業	ホテル 設備	6,547	86	1,258 (75,049) [9,285]	221	8,113	—
オリオンホテル那覇 (沖縄県那覇市)	観光・ホテル 事業	ホテル 設備	2,549	0	1,180 (7,038)	104	3,835	2
豊崎ライフスタイルセ ンターTOMITON (沖縄県豊見城市)	観光・ホテル 事業	賃貸不動産設 備	1,106	—	1,777 (29,409)	0	2,884	—

(注) 1. オリオンホテル那覇は2025年5月に売却が完了しております。

2. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、リース資産及び建設仮勘定の合計額であります。

3. 建物及び土地の一部を賃借しております。なお、賃借している土地の面積は〔 〕で外書きしております。

4. 上記の他、連結会社以外から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間リース料 (百万円)	リース契約残高（百 万円）
浦添倉庫 (沖縄県浦添市)	酒類清涼飲料事業	物流倉庫	120	—

5. 従業員数は、就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（派遣社員を除き、嘱託従業員、契約従業員、パートタイム従業員を含む。）を（ ）外数で記載しております。

6. 豊崎ライフスタイルセンターTOMITONは複合施設であり、各テナントに貸与されています。

(2) 国内子会社

該当ございません。

3 【設備の新設、除却等の計画】(2025年7月31日現在)

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
提出会社	工場 (沖縄県名護市)	酒類清涼飲 料事業	缶設備更新	4,000	-	自己資金	2025年12月	2027年10月	25%増加
	工場 (沖縄県名護市)	酒類清涼飲 料事業	主原料搬入棟 増設	400	-	自己資金	未定	2029年3月	(注)
	オリオンホテル モトブ (沖縄県名護市)	観光・ホテ ル事業	従業員寮 建設	1,080	-	自己資金	2026年5月	2029年3月	(注)

(注) 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	160,000,000
計	160,000,000

(注) 1. 2025年7月31日開催の臨時株主総会で定款変更が決議され、2025年7月31日付で発行可能株式総数は40,000,000株減少し、160,000,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	40,813,400	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	40,813,400	—	—

(注) 1. 2024年9月3日開催の臨時株主総会で定款変更が決議され、2024年9月13日付で単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

2. 2025年6月20日開催の取締役会決議に基づき、2025年6月30日付で自己株式13,750,200株の消却を行っております。これにより発行済株式総数は40,813,400株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

第1回新株予約権（有償）

決議年月日	2022年10月19日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3 当社執行役員等 8
新株予約権の数（個）※	2,588（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 517,600（注）1, 6
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	250（注）2, 6
新株予約権の行使期間※	自 2022年12月1日 至 2029年11月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 254（注）6 資本組入額 127（注）6
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、当社の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）5

※ 最近事業年度の末日（2025年3月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から本書提出日の前月末現在（2025年7月31日）にかけて変更された事項はありません。

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株である。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額＝調整前払込金額÷分割・併合の比率

3. 新株予約権者は、保有するベスティング済みの新株予約権は、エグジット事由（上場エグジット・譲渡請求エグジット・譲渡参加エグジット）に該当する場合に限り権利行使ができる。

新株予約権者は、行使期間中において次に掲げる各事由のいずれかが生じた場合には、新株予約権を行使することが出来ない。但し、2021年3月期又は2022年3月期のいずれかの期において、EBITDA（当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）の営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成していない場合はキャッシュ・フロー計算書）に記載される減価償却費及びのれん償却費を加えたものをいう。）が4,100百万円を超えた場合はこの限りでない。

①行使価額を下回る価格を対価とする当社の普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項及び同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）

②行使価額を下回る価格を行使価額とする当社の新株予約権の発行等が行われた場合

③新株予約権の目的である当社の普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合で、行使価額を下回る価格を対価とする当社の普通株式の売買その他の取引が行われたとき（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）

④新株予約権の目的である当社の普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合で、当該金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の終値が行使価額を下回る価格となったとき

4. 新株予約権の取得事由及び条件

①当社は、新株予約権者が当社又は当社の関係会社（以下総称して「当社グループ」という。）において、（i）会社都合による退職をした場合、（ii）定年により取締役、執行役員若しくは使用人のいずれでもなくなった場合、（iii）当社グループの就業規則に基づき懲戒処分（懲戒解雇を除く。）を受けた場合、（iv）新株予約権者の当社グループにおける役職が割当日現在より下位となった場合、（v）新株予約権者について破産、民事再生若しくはその他の倒産手続が開始された場合又は（vi）新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者に発行された新株予約権の全部又は一部を、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、820円又は新株予約権の時価の50%のいずれか高い金額で、取得することが出来る。

②当社は、新株予約権者が当社グループにおいて、（i）懲戒解雇された場合、（ii）取締役又は執行役員の地位を解任された場合で当社グループの使用人でなくなった場合又は（iii）自己都合により当社グループの取締役又は使用人の地位を退任又は退職をした場合は、当該新株予約権者に発行された新株予約権の全てを、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、820円又は新株予約権の時価の50%のいずれか高い金額で、取得することが出来る。

③当社は、上記に定める事由が発生し、新株予約権者に発行された新株予約権の全部が権利行使出来なくな

った場合は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権者に発行された新株予約権の全部を無償にて取得することが出来る。

④前各号のほか、当社は、当該新株予約権者に発行された新株予約権の全てを、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、820円又は新株予約権の時価のいずれか低い金額で、取得することが出来る。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、以下のとおりである。

当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転を行うとき、当社が消滅会社となる合併を行うとき、又は会社分割を行い分割先の会社に新株予約権を移転させるとき（以下「組織再編行為」という。）は、かかる新株予約権は消滅し、当社は、当該株式交換若しくは株式移転により完全親会社となる会社、合併後の存続会社、又は会社分割による分割先の会社（以下、これらを「再編後新会社」という。）から新たな新株予約権を新株予約権者に交付させるものとする。但し、当該株式交換に係る株式交換契約書、当該株式移転に係る株式移転計画、当該合併に係る合併契約書、又は当該会社分割にかかる分割契約若しくは分割計画において以下の内容の定めがなされた場合に限る。

①交付する新株予約権の数

組織再編行為の効力発生時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付する。

②新株予約権の目的となる再編後新会社の株式の種類及び数

再編後新会社の普通株式とする。株式の数については、上記に規定された株式の数（調整がなされた場合には調整後の株式の数）を株式交換、株式移転、合併又は会社分割の比率（以下「割当比率」という。）に応じて調整するものとし、調整により1株未満の端数が生じた場合にこれを切り捨てる。

③新株予約権の行使に際して出資される金額

出資金額は、次の算式により計算決定し、計算による1円未満の端数は切り上げる。

組織再編行為後出資金額＝当社組織再編行為前出資金額×1÷割当比率

④新株予約権行使期間

行使期間は、上記に定める期間の開始日又は組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日より、上記に定める期間の満了日までとする。

⑤新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
上記に定めるところと同様とする。

⑥新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は上記の定めに準じて定める。

⑦新株予約権の取得事由及び条件

新株予約権の取得事由及び条件は上記の定めに準じて定める。

⑧新株予約権の譲渡制限等

新株予約権を譲渡により取得するときは、再編後新会社の承認を要する。また、新株予約権の質入等の処分は認めない。

⑨その他の条件については、再編後新会社の条件に準じて決定する。

6. 2024年8月21日開催の当社取締役会の決議に基づき、2024年9月13日付をもって普通株式1株を200株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。

7. 本新株予約権は、新株予約権1個につき820円で有償発行している。

第3回新株予約権（有償）

決議年月日	2022年10月19日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2 当社執行役員等 3
新株予約権の数（個）※	896（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 179,200（注）1, 6
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	250（注）2, 6
新株予約権の行使期間 ※	自 2022年12月1日 至 2031年9月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 252（注）6 資本組入額 126（注）6
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、当社の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）5

※ 最近事業年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から本書提出日の前月末現在(2025年7月31日)にかけて変更された事項はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株である。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額=調整前払込金額÷分割・併合の比率

3. 新株予約権者は、保有するベスティング済みの新株予約権は、エグジット事由（上場エグジット・譲渡請求エグジット・譲渡参加エグジット）に該当する場合に限り権利行使ができる。

新株予約権者は、行使期間中において次に掲げる各事由のいずれかが生じた場合には、新株予約権を行使することが出来ない。但し、2023年3月期又は2024年3月期において、EBITDA（当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）の営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成していない場合はキャッシュ・フロー計算書）に記載される減価償却費及びのれん償却費を加えたものをいう。）が2,300百万円を超過した場合はこの限りでない。

①行使価額を下回る価格を対価とする当社の普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項及び同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）

②行使価額を下回る価格を行使価額とする当社の新株予約権の発行等が行われた場合

③新株予約権の目的である当社の普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所にも上場されていない場合で、行使価額を下回る価格を対価とする当社の普通株式の売買その他の取引が行われたとき（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）

④新株予約権の目的である当社の普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合で、当該金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の終値が行使価額を下回る価格となったとき

4. 新株予約権の取得事由及び条件

①当社は、新株予約権者が当社又は当社の関係会社（以下総称して「当社グループ」という。）において、(i)会社都合による退職をした場合、(ii)定年により取締役、執行役員若しくは使用人のいずれでもなくなった場合、(iii)当社グループの就業規則に基づき懲戒処分（懲戒解雇を除く。）を受けた場合、(iv)新株予約権者の当社グループにおける役職が割当日現在より下位となった場合、(v)新株予約権者について破産、民事再生若しくはその他の倒産手続が開始された場合又は(vi)新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者に発行された新株予約権の全部又は一部を、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、502円又は新株予約権の時価の50%のいずれか高い金額で、取得することが出来る。

②当社は、新株予約権者が当社グループにおいて、(i)懲戒解雇された場合、(ii)取締役又は執行役員の地位を解任された場合で当社グループの使用人でなくなった場合又は(iii)自己都合により当社グループの取締役又は使用人の地位を退任又は退職をした場合は、当該新株予約権者に発行された新株予約権の全てを、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、502円又は新株予約権の時価の50%のいずれか高い金額で、取得することが出来る。

③当社は、上記に定める事由が発生し、新株予約権者に発行された新株予約権の全部が権利行使出来なくなつた場合は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権者に発行された新株予約権の全部

を無償にて取得することが出来る。

④前各号のほか、当社は、当該新株予約権者に発行された新株予約権の全てを、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、502円又は新株予約権の時価のいずれか低い金額で、取得することが出来る。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、以下のとおりである。

当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転を行うとき、当社が消滅会社となる合併を行うとき、又は会社分割を行い分割先の会社に新株予約権を移転させるとき（以下「組織再編行為」という。）は、かかる新株予約権は消滅し、当社は、当該株式交換若しくは株式移転により完全親会社となる会社、合併後の存続会社、又は会社分割による分割先の会社（以下、これらを「再編後新会社」という。）から新たな新株予約権を新株予約権者に交付させるものとする。但し、当該株式交換に係る株式交換契約書、当該株式移転に係る株式移転計画、当該合併に係る合併契約書、又は当該会社分割にかかる分割契約若しくは分割計画において以下の内容の定めがなされた場合に限る。

①交付する新株予約権の数

組織再編行為の効力発生時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付する。

②新株予約権の目的となる再編後新会社の株式の種類及び数

再編後新会社の普通株式とする。株式の数については、上記に規定された株式の数（調整がなされた場合には調整後の株式の数）を株式交換、株式移転、合併又は会社分割の比率（以下「割当比率」という。）に応じて調整するものとし、調整により1株未満の端数が生じた場合にこれを切り捨てる。

③新株予約権の行使に際して出資される金額

出資金額は、次の算式により計算決定し、計算による1円未満の端数は切り上げる。

組織再編行為後出資金額＝当社組織再編行為前出資金額×1÷割当比率

④新株予約権行使期間

行使期間は、上記に定める期間の開始日又は組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日より、上記に定める期間の満了日までとする。

⑤新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
上記に定めるところと同様とする。

⑥新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は上記の定めに準じて定める。

⑦新株予約権の取得事由及び条件

新株予約権の取得事由及び条件は上記の定めに準じて定める。

⑧新株予約権の譲渡制限等

新株予約権を譲渡により取得するときは、再編後新会社の承認を要する。また、新株予約権の質入等の処分は認めない。

⑨その他の条件については、再編後新会社の条件に準じて決定する。

6. 2024年8月21日開催の当社取締役会の決議に基づき、2024年9月13日付をもって普通株式1株を200株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。

7. 本新株予約権は、新株予約権1個につき502円で有償発行している。

第4回新株予約権（有償）

決議年月日	2022年10月19日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社執行役員等 1
新株予約権の数（個）※	1,820（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 364,000（注）1, 6
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	250（注）2, 6
新株予約権の行使期間 ※	自 2022年12月1日 至 2032年9月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 253（注）6 資本組入額 127（注）6
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、当社の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）5

※ 最近事業年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から本書提出日の前月末現在(2025年7月31日)にかけて変更された事項はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株である。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額=調整前払込金額÷分割・併合の比率

3. 新株予約権者は、保有するベスティング済みの新株予約権は、エグジット事由（上場エグジット・譲渡請求エグジット・譲渡参加エグジット）に該当する場合に限り権利行使ができる。

新株予約権者は、行使期間中において次に掲げる各事由のいずれかが生じた場合には、新株予約権を行使することが出来ない。但し、2024年3月期又は2025年3月期において、EBITDA（当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）の営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成していない場合はキャッシュ・フロー計算書）に記載される減価償却費及びのれん償却費を加えたもの）が2,700百万円を超過した場合はこの限りでない。

①行使価額を下回る価格を対価とする当社の普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項及び同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）

②行使価額を下回る価格を行使価額とする当社の新株予約権の発行等が行われた場合

③新株予約権の目的である当社の普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合で、行使価額を下回る価格を対価とする当社の普通株式の売買その他の取引が行われたとき（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）

④新株予約権の目的である当社の普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合で、当該金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の終値が行使価額を下回る価格となつたとき

4. 新株予約権の取得事由及び条件

①当社は、新株予約権者が当社又は当社の関係会社（以下総称して「当社グループ」という。）において、(i)会社都合による退職をした場合、(ii)定年により取締役、執行役員若しくは使用人のいずれでもなくなった場合、(iii)当社グループの就業規則に基づき懲戒処分（懲戒解雇を除く。）を受けた場合、(iv)新株予約権者の当社グループにおける役職が割当日現在より下位となった場合、(v)新株予約権者について破産、民事再生若しくはその他の倒産手続が開始された場合又は(vi)新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者に発行された新株予約権の全部又は一部を、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、657円又は新株予約権の時価の50%のいずれか高い金額で、取得することが出来る。

②当社は、新株予約権者が当社グループにおいて、(i)懲戒解雇された場合、(ii)取締役又は執行役員の地位を解任された場合で当社グループの使用人でなくなった場合又は(iii)自己都合により当社グループの取締役又は使用人の地位を退任又は退職をした場合は、当該新株予約権者に発行された新株予約権の全てを、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、657円又は新株予約権の時価の50%のいずれか高い金額で、取得することが出来る。

③当社は、上記に定める事由が発生し、新株予約権者に発行された新株予約権の全部が権利行使出来なくなつた場合は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権者に発行された新株予約権の全部

を無償にて取得することが出来る。

④前各号のほか、当社は、当該新株予約権者に発行された新株予約権の全てを、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、657円又は新株予約権の時価のいずれか低い金額で、取得することが出来る。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、以下のとおりである。

当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転を行うとき、当社が消滅会社となる合併を行うとき、又は会社分割を行い分割先の会社に新株予約権を移転させるとき（以下「組織再編行為」という。）は、かかる新株予約権は消滅し、当社は、当該株式交換若しくは株式移転により完全親会社となる会社、合併後の存続会社、又は会社分割による分割先の会社（以下、これらを「再編後新会社」という。）から新たな新株予約権を新株予約権者に交付させるものとする。但し、当該株式交換に係る株式交換契約書、当該株式移転に係る株式移転計画、当該合併に係る合併契約書、又は当該会社分割にかかる分割契約若しくは分割計画において以下の内容の定めがなされた場合に限る。

①交付する新株予約権の数

組織再編行為の効力発生時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付する。

②新株予約権の目的となる再編後新会社の株式の種類及び数

再編後新会社の普通株式とする。株式の数については、上記に規定された株式の数（調整がなされた場合には調整後の株式の数）を株式交換、株式移転、合併又は会社分割の比率（以下「割当比率」という。）に応じて調整するものとし、調整により1株未満の端数が生じた場合にこれを切り捨てる。

③新株予約権の行使に際して出資される金額

出資金額は、次の算式により計算決定し、計算による1円未満の端数は切り上げる。

組織再編行為後出資金額＝当社組織再編行為前出資金額×1÷割当比率

④新株予約権行使期間

行使期間は、上記に定める期間の開始日又は組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日より、上記に定める期間の満了日までとする。

⑤新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
上記に定めるところと同様とする。

⑥新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は上記の定めに準じて定める。

⑦新株予約権の取得事由及び条件

新株予約権の取得事由及び条件は上記の定めに準じて定める。

⑧新株予約権の譲渡制限等

新株予約権を譲渡により取得するときは、再編後新会社の承認を要する。また、新株予約権の質入等の処分は認めない。

⑨その他の条件については、再編後新会社の条件に準じて決定する。

6. 2024年8月21日開催の当社取締役会の決議に基づき、2024年9月13日付をもって普通株式1株を200株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。

7. 本新株予約権は、新株予約権1個につき657円で有償発行している。

第5回新株予約権（有償）

決議年月日	2023年11月17日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2 当社執行役員等 10
新株予約権の数（個）※	1,342 [1,340] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 268,400 [268,000] (注) 1, 6
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	600 (注) 2, 6
新株予約権の行使期間 ※	自 2023年12月11日 至 2033年11月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 605 (注) 6 資本組入額 303 (注) 6
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、当社の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 5

※ 最近事業年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から本書提出日の前月末現在(2025年7月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株である。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額=調整前払込金額÷分割・併合の比率

3. 新株予約権者は、保有するベストディング済みの新株予約権は、エグジット事由（上場エグジット・譲渡請求エグジット・譲渡参加エグジット）に該当する場合に限り権利行使ができる。

新株予約権者は、行使期間中において次に掲げる各事由のいずれかが生じた場合には、新株予約権を行使することが出来ない。但し、2025年3月期又は2026年3月期において、EBITDA（当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）の営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成していない場合はキャッシュ・フロー計算書）に記載される減価償却費及びのれん償却費を加えたものをいう。）が4,100百万円を超過した場合はこの限りでない。

①行使価額を下回る価格を対価とする当社の普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項及び同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）

②行使価額を下回る価格を行使価額とする当社の新株予約権の発行等が行われた場合

③新株予約権の目的である当社の普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合で、行使価額を下回る価格を対価とする当社の普通株式の売買その他の取引が行われたとき（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）

④新株予約権の目的である当社の普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合で、当該金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の終値が行使価額を下回る価格となったとき

4. 新株予約権の取得事由及び条件

①当社は、新株予約権者が当社又は当社の関係会社（以下総称して「当社グループ」という。）において、(i)会社都合による退職をした場合、(ii)定年により取締役、執行役員若しくは使用人のいずれでもなくなった場合、(iii)当社グループの就業規則に基づき懲戒処分（懲戒解雇を除く。）を受けた場合、(iv)新株予約権者の当社グループにおける役職が割当日現在より下位となった場合、(v)新株予約権者について破産、民事再生若しくはその他の倒産手続が開始された場合又は(vi)新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者に発行された新株予約権の全部又は一部を、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、1,031円又は新株予約権の時価の50%のいずれか高い金額で、取得することが出来る。

②当社は、新株予約権者が当社グループにおいて、(i)懲戒解雇された場合、(ii)取締役又は執行役員の地位を解任された場合で当社グループの使用人でなくなった場合又は(iii)自己都合により当社グループの取締役又は使用人の地位を退任又は退職をした場合は、当該新株予約権者に発行された新株予約権の全てを、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、1,031円又は新株予約権の時価の50%のいずれか高い金額で、取得することが出来る。

③当社は、上記に定める事由が発生し、新株予約権者に発行された新株予約権の全部が権利行使出来なくな

った場合は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権者に発行された新株予約権の全部を無償にて取得することが出来る。

④前各号のほか、当社は、当該新株予約権者に発行された新株予約権の全てを、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、1,031円又は新株予約権の時価のいずれか低い金額で、取得することが出来る。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、以下のとおりである。

当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転を行うとき、当社が消滅会社となる合併を行うとき、又は会社分割を行い分割先の会社に新株予約権を移転させるとき（以下「組織再編行為」という。）は、かかる新株予約権は消滅し、当社は、当該株式交換若しくは株式移転により完全親会社となる会社、合併後の存続会社、又は会社分割による分割先の会社（以下、これらを「再編後新会社」という。）から新たな新株予約権を新株予約権者に交付させるものとする。但し、当該株式交換に係る株式交換契約書、当該株式移転に係る株式移転計画、当該合併に係る合併契約書、又は当該会社分割にかかる分割契約若しくは分割計画において以下の内容の定めがなされた場合に限る。

①交付する新株予約権の数

組織再編行為の効力発生時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付する。

②新株予約権の目的となる再編後新会社の株式の種類及び数

再編後新会社の普通株式とする。株式の数については、上記に規定された株式の数（調整がなされた場合には調整後の株式の数）を株式交換、株式移転、合併又は会社分割の比率（以下「割当比率」という。）に応じて調整するものとし、調整により1株未満の端数が生じた場合にこれを切り捨てる。

③新株予約権の行使に際して出資される金額

出資金額は、次の算式により計算決定し、計算による1円未満の端数は切り上げる。

組織再編行為後出資金額＝当社組織再編行為前出資金額×1÷割当比率

④新株予約権行使期間

行使期間は、上記に定める期間の開始日又は組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日より、上記に定める期間の満了日までとする。

⑤新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
上記に定めるところと同様とする。

⑥新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は上記の定めに準じて定める。

⑦新株予約権の取得事由及び条件

新株予約権の取得事由及び条件は上記の定めに準じて定める。

⑧新株予約権の譲渡制限等

新株予約権を譲渡により取得するときは、再編後新会社の承認を要する。また、新株予約権の質入等の処分は認めない。

⑨その他の条件については、再編後新会社の条件に準じて決定する。

6. 2024年8月21日開催の当社取締役会の決議に基づき、2024年9月13日付をもって普通株式1株を200株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。

7. 本新株予約権は、新株予約権1個につき1,031円で有償発行している。

第6回新株予約権（有償）

決議年月日	2024年6月17日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社執行役員等 7
新株予約権の数（個）※	299 [285] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式59,800 [57,000] (注) 1, 6
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	750 (注) 2, 6
新株予約権の行使期間 ※	自 2024年7月22日 至 2034年6月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 757 (注) 6 資本組入額 379 (注) 6
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、当社の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 5

※ 最近事業年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から本書提出日の前月末現在(2025年7月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株である。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額=調整前払込金額÷分割・併合の比率

3. 新株予約権者は、保有するベスティング済みの新株予約権は、エグジット事由（上場エグジット・譲渡請求エグジット・譲渡参加エグジット）に該当する場合に限り権利行使ができる。

新株予約権者は、行使期間中において次に掲げる各事由のいずれかが生じた場合には、新株予約権を行使することが出来ない。但し、2026年3月期又は2027年3月期において、EBITDA（当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）の営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成していない場合はキャッシュ・フロー計算書）に記載される減価償却費及びのれん償却費を加えたものをいう。）が4,500百万円を超過した場合はこの限りでない。

①行使価額を下回る価格を対価とする当社の普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項及び同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）

②行使価額を下回る価格を行使価額とする当社の新株予約権の発行等が行われた場合

③新株予約権の目的である当社の普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合で、行使価額を下回る価格を対価とする当社の普通株式の売買その他の取引が行われたとき（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）

④新株予約権の目的である当社の普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合で、当該金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の終値が行使価額を下回る価格となったとき

4. 新株予約権の取得事由及び条件

①当社は、新株予約権者が当社又は当社の関係会社（以下総称して「当社グループ」という。）において、(i)会社都合による退職をした場合、(ii)定年により取締役、執行役員若しくは使用人のいずれでもなくなった場合、(iii)当社グループの就業規則に基づき懲戒処分（懲戒解雇を除く。）を受けた場合、(iv)新株予約権者の当社グループにおける役職が割当日現在より下位となった場合、(v)新株予約権者について破産、民事再生若しくはその他の倒産手続が開始された場合又は(vi)新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者に発行された新株予約権の全部又は一部を、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、1,549円又は新株予約権の時価の50%のいずれか高い金額で、取得することが出来る。

②当社は、新株予約権者が当社グループにおいて、(i)懲戒解雇された場合、(ii)取締役又は執行役員の地位を解任された場合で当社グループの使用人でなくなった場合又は(iii)自己都合により当社グループの取締役又は使用人の地位を退任又は退職をした場合は、当該新株予約権者に発行された新株予約権の全てを、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、1,549円又は新株予約権の時価の50%のいずれか高い金額で、取得することが出来る。

③当社は、上記に定める事由が発生し、新株予約権者に発行された新株予約権の全部が権利行使出来なくな

った場合は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権者に発行された新株予約権の全部を無償にて取得することが出来る。

④前各号のほか、当社は、当該新株予約権者に発行された新株予約権の全てを、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、1,549円又は新株予約権の時価のいずれか低い金額で、取得することが出来る。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、以下のとおりである。

当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転を行うとき、当社が消滅会社となる合併を行うとき、又は会社分割を行い分割先の会社に新株予約権を移転させるとき（以下「組織再編行為」という。）は、かかる新株予約権は消滅し、当社は、当該株式交換若しくは株式移転により完全親会社となる会社、合併後の存続会社、又は会社分割による分割先の会社（以下、これらを「再編後新会社」という。）から新たな新株予約権を新株予約権者に交付させるものとする。但し、当該株式交換に係る株式交換契約書、当該株式移転に係る株式移転計画、当該合併に係る合併契約書、又は当該会社分割にかかる分割契約若しくは分割計画において以下の内容の定めがなされた場合に限る。

①交付する新株予約権の数

組織再編行為の効力発生時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付する。

②新株予約権の目的となる再編後新会社の株式の種類及び数

再編後新会社の普通株式とする。株式の数については、上記に規定された株式の数（調整がなされた場合には調整後の株式の数）を株式交換、株式移転、合併又は会社分割の比率（以下「割当比率」という。）に応じて調整するものとし、調整により1株未満の端数が生じた場合にこれを切り捨てる。

③新株予約権の行使に際して出資される金額

出資金額は、次の算式により計算決定し、計算による1円未満の端数は切り上げる。

組織再編行為後出資金額＝当社組織再編行為前出資金額×1÷割当比率

④新株予約権行使期間

行使期間は、上記に定める期間の開始日又は組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日より、上記に定める期間の満了日までとする。

⑤新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
上記に定めるところと同様とする。

⑥新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は上記の定めに準じて定める。

⑦新株予約権の取得事由及び条件

新株予約権の取得事由及び条件は上記の定めに準じて定める。

⑧新株予約権の譲渡制限等

新株予約権を譲渡により取得するときは、再編後新会社の承認を要する。また、新株予約権の質入等の処分は認めない。

⑨その他の条件については、再編後新会社の条件に準じて決定する。

6. 2024年8月21日開催の当社取締役会の決議に基づき、2024年9月13日付をもって普通株式1株を200株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。

7. 本新株予約権は、新株予約権1個につき1,549円で有償発行している。

新株予約権（無償）

	第1回	第2回	第3回
決議年月日	2022年10月19日	2022年10月19日	2022年10月19日
付与対象者の区分及び人 数(名)	当社取締役 3 当社執行役員等 42	当社従業員等 9	当社執行役員等 11
新株予約権の数（個）※	5,268 [5,148] (注) 1	828 [728] (注) 1	2,924 [2,624] (注) 1
新株予約権の目的となる 株式の種類、内容及び数 (株)※	普通株式 1,053,600 [1,029,600] (注) 1, 6	普通株式 165,600 [145,600] (注) 1, 6	普通株式 584,800 [524,800] (注) 1, 6
新株予約権の行使時の払 込金額(円)※	250 (注) 2, 6	250 (注) 2, 6	250 (注) 2, 6
新株予約権の行使期間※	自 2022年12月1日 至 2029年10月18日	自 2022年12月1日 至 2030年9月30日	自 2023年9月4日 至 2031年9月3日
新株予約権の行使により 株式を発行する場合の株 式の発行価格及び資本組 入額(円)※	発行価格 250 (注) 6 資本組入額 125 (注) 6	発行価格 250 (注) 6 資本組入額 125 (注) 6	発行価格 250 (注) 6 資本組入額 125 (注) 6
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4	(注) 4	(注) 4
新株予約権の譲渡に關す る事項※	新株予約権の譲渡につい ては、当社の承認を要す るものとする。	新株予約権の譲渡につい ては、当社の承認を要す るものとする。	新株予約権の譲渡につい ては、当社の承認を要す るものとする。
組織再編成行為に伴う新 株予約権の交付に關する 事項※	(注) 5	(注) 5	(注) 5

	第4回	第5回	第6回
決議年月日	2022年10月19日	2023年11月17日	2024年6月17日
付与対象者の区分及び人 数(名)	当社取締役 1 当社執行役員等 17	当社取締役 2 当社執行役員等 14	当社取締役 1 当社執行役員等 8
新株予約権の数(個)※	2,384 [2,176] (注) 1	1,298 [1,240] (注) 1	653 [597] (注) 1
新株予約権の目的となる 株式の種類、内容及び數 (株)※	普通株式 476,800 [435,200] (注) 1, 6	普通株式 259,600 [248,000] (注) 1, 6	普通株式 130,600 [119,400] (注) 1, 6
新株予約権の行使時の払 込金額(円)※	250 (注) 2, 6	600 (注) 2, 6	750 (注) 2, 6
新株予約権の行使期間※	自 2024年9月17日 至 2032年9月16日	自 2025年11月18日 至 2033年11月17日	自 2026年6月18日 至 2034年6月17日
新株予約権の行使により 株式を発行する場合の株 式の発行価格及び資本組 入額(円)※	発行価格 250 (注) 6 資本組入額 125 (注) 6	発行価格 600 (注) 6 資本組入額 300 (注) 6	発行価格 750 (注) 6 資本組入額 375 (注) 6
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4	(注) 4	(注) 4
新株予約権の譲渡に関す る事項※	新株予約権の譲渡につい ては、当社の承認を要す るものとする。	新株予約権の譲渡につい ては、当社の承認を要す るものとする。	新株予約権の譲渡につい ては、当社の承認を要す るものとする。
組織再編成行為に伴う新 株予約権の交付に関する 事項※	(注) 5	(注) 5	(注) 5

※ 最近事業年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から本書提出日の前月末現在(2025年7月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株である。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額=調整前払込金額÷分割・併合の比率

3. 新株予約権の取得事由及び条件

①当社は、新株予約権者が当社又は当社の関係会社（以下総称して「当社グループ」という。）において、(i)会社都合による退職をした場合、(ii)定年により取締役、執行役員若しくは使用人のいざれでもなくなった場合、(iii)当社グループの就業規則に基づき懲戒処分（懲戒解雇を除く。）を受けた場合、(iv)新株予約権者の当社グループにおける役職が割当日現在より下位となった場合、(v)新株予約権者について破産、民事再生若しくはその他の倒産手続が開始された場合又は(vi)新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者に発行された新株予約権の全部又は一部を、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、無償で取得することが出来る。

②当社は、新株予約権者が当社グループにおいて、(i)懲戒解雇された場合、(ii)取締役又は執行役員の地位を解任された場合で当社グループの使用人でなくなった場合又は(iii)自己都合により当社グループの取締役又は使用人の地位を退任又は退職をした場合は、当該新株予約権者に発行された新株予約権の全てを、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、無償で取得することが出来る。

③前各号のほか、当社は、当該新株予約権者に発行された新株予約権の全てを、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、無償で取得することが出来る。

4. 新株予約権者は、保有するベスティング済みの新株予約権は、エグジット事由（上場エグジット・譲渡請求エグジット・譲渡参加エグジット）に該当する場合に限り権利行使ができる。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、以下のとおりである。

当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転を行うとき、当社が消滅会社となる合併を行うとき、又は会社分割を行い分割先の会社に新株予約権を移転させるとき（以下「組織再編行為」という。）は、かかる新株予約権は消滅し、当社は、当該株式交換若しくは株式移転により完全親会社となる会社、合併後の存続会社、又は会社分割による分割先の会社（以下、これらを「再編後新会社」という。）から新たな新株予約権を新株予約権者に交付させるものとする。但し、当該株式交換に係る株式交換契約書、当該株式移転に

係る株式移転計画、当該合併に係る合併契約書、又は当該会社分割にかかる分割契約若しくは分割計画において以下の内容の定めがなされた場合に限る。

①交付する新株予約権の数

組織再編行為の効力発生時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付する。

②新株予約権の目的となる再編後新会社の株式の種類及び数

再編後新会社の普通株式とする。株式の数については、上記に規定された株式の数（調整がなされた場合には調整後の株式の数）を株式交換、株式移転、合併又は会社分割の比率（以下「割当比率」という。）に応じて調整するものとし、調整により1株未満の端数が生じた場合にこれを切り捨てる。

③新株予約権の行使に際して出資される金額

出資金額は、次の算式により計算決定し、計算による1円未満の端数は切り上げる。

組織再編行為後出資金額＝当社組織再編行為前出資金額×1÷割当比率

④新株予約権行使期間

行使期間は、上記に定める期間の開始日又は組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日より、上記に定める期間の満了日までとする。

⑤新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金上記に定めるところと同様とする。

⑥新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は上記の定めに準じて定める。

⑦新株予約権の取得事由及び条件

新株予約権の取得事由及び条件は上記の定めに準じて定める。

⑧新株予約権の譲渡制限等

新株予約権を譲渡により取得するときは、再編後新会社の承認を要する。また、新株予約権の質入等の処分は認めない。

⑨その他の条件については、再編後新会社の条件に準じて決定する。

6. 2024年8月21日開催の当社取締役会の決議に基づき、2024年9月13日付をもって普通株式1株を200株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2022年12月1日 (注) 1	271,963	991,963	—	360	—	—
2023年2月10日 (注) 2	730	992,693	18	378	18	18
2023年12月11日 (注) 3	△719,875	272,818	—	378	—	18
2024年9月13日 (注) 4	54,290,782	54,563,600	—	378	—	18
2025年6月30日 (注) 3	△13,750,200	40,813,400	—	378	—	18

- (注) 1. オーシャン・ウェーブズ・ホールディングス株式会社との合併による増加であります。なお、普通株式271,963株を新たに発行して交付するものとし、所有するオーシャン・ウェーブズ・ホールディングス株式会社の普通株式1株につき、オリオンビール株式会社の普通株式1株を割り当てております。
2. 有償第三者割当増資（割当先 オリオンビール従業員持株会）による増加であります。
- 発行価格 50,000円
資本組入額 25,000円
3. 自己株式の消却による減少であります。
4. 株式分割（1：200）によるものであります。

(4) 【所有者別状況】

2025年7月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	2	1	1	20	24	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	82,444	155,318	1,402	168,970	408,134	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	20.20	38.06	0.34	41.40	100.00	—

(注) オリオンビール従業員持株会343,400株は、「個人その他」の欄に3,434単元含まれております。

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 40,813,400	408,134	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	40,813,400	—	—
総株主の議決権	—	408,134	—

② 【自己株式等】

2025年7月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

区分	株式数（株）	価額の総額（百万円）
株主総会（2025年3月27日）での決議状況 (取得期間2025年3月27日～2025年3月31日)	13,750,200	11,000
最近事業年度前における取得自己株式	—	—
最近事業年度における取得自己株式	13,750,200	11,000
残存授権株式の総数及び価額の総額	—	—
最近事業年度の末日現在の未行使割合（%）	—	—
最近期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合（%）	—	—

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	13,750,200	—
合併、株式交換、株式交付、会社 分割に係る移転を行った取得自己 株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	13,750,200	—	0	—

3 【配当政策】

(基本方針と具体的な施策)

当社は、会社経営に対する基本の方針であるORION WAYに基づき、株主に対する利益還元を重要課題の一つとして認識し、剩余金の配当等を安定的かつ継続的に実施することを基本方針と定めております。具体的には、以下のとおり定めております。

- ①年間配当に係る指標と目標水準として、親会社株主に帰属する当期純利益をベースとした「配当性向50%」「DOE（株主資本配当率：配当総額÷株主資本）7.5%」とし、それぞれ計算された結果の高い金額を各期の配当金額とする。
- ②配当は中間及び期末の年2回とする。
- ③中間配当の金額は、親会社株主に帰属する当期純利益の通期予想金額をベースに算出した年間配当金額の半分とする。
- ④中間配当及び期末配当の決定機関は取締役会とする。
- ⑤成長投資や財務健全性を勘案しつつ、自己株式取得を含めた追加的な株主還元を機動的に検討・実施する。

内部留保資金の使途につきましては、今後の事業展開への備えと設備投資資金として投入していくこととしております。

なお、当社は、剩余金の配当等については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって行える旨、及び中間配当することが出来る旨、定款に定めております。また自己株式の取得についても取締役会の決議によって行える旨、定款に定めております。

(配当実績と今後の配当方針)

第68期（2025年3月期）に係る配当実績と、決議済の第69期（2026年3月期）の配当方針は以下のとおりです。

種類	決議年月日 決議機関	効力発生日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
期末	2025年6月27日 定時株主総会	2025年3月31日	3,673	90
中間	2025年8月8日 取締役会	2025年9月30日	配当性向50%、DOE7.5% ※	
期末	2025年8月8日 取締役会	2026年3月31日	配当性向50%、DOE7.5% ※	

※ 年度換算の水準での支払いとなります

なお、前述のとおり、親会社株主に帰属する当期純利益をベースとして「配当性向50%」「DOE（株主資本配当率）7.5%」を目標水準と定めていることから、一時的な利益計上等により、毎期の配当金額は一定とはならず、期毎に変動する可能性があります。2025年8月8日の取締役会では、2026年3月期における配当方針について、2026年3月期に発生した保有不動産の売却等に伴う特別利益を含む親会社株主に帰属する当期純利益の通期予想金額を用いて配当金額を算出する旨、決議しております。

また、前述のとおり、中間配当の金額は、親会社株主に帰属する当期純利益の通期予想金額をベースに算出した年間配当総額の半分とする方針です。このため、通期の親会社株主に帰属する当期純利益の予想金額が期中に変動・修正あるいは通期実績との間で乖離した場合は、期末の配当金額は中間配当金額と同額とならない可能性があります。

(2025年3月期に係る自己株取得の内容)

2025年3月18日開催の取締役会決議及び同月27日開催の株主総会（みなし）決議に基づき、当社普通株式13,750,200株を1株当たり800円で取得しております。この意思決定の背景としては、不動産の売却等により一時的に多額の利益が計上され、重要な指標と位置付けるROEが大きく悪化する懸念があつたこと等が挙げられます。

なお、当該自己株式の取得に際しては第三者による株価算定書に基づき、株価を算定して実施しております。上記の通り、上場後の配当政策とは関係なく、また影響を与えるものではありません。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

a. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

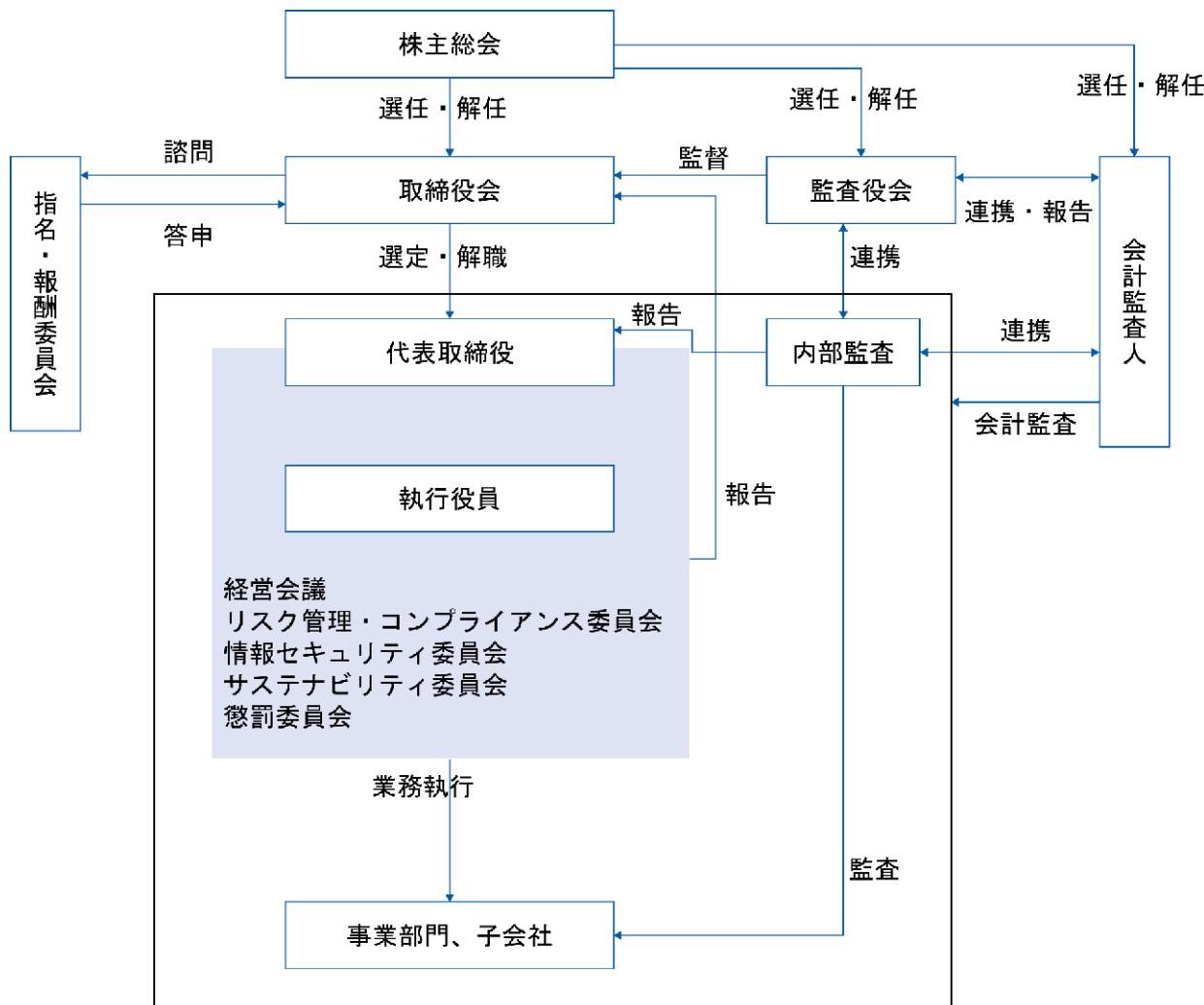
当社のコーポレート・ガバナンスに対する基本方針は、グループとしての企業価値の継続的な向上を実現するため、効率的かつ公正で透明性の高い経営及び経営監視機能の強化を目指すとともに、法令遵守の徹底及び迅速かつ正確な適時開示により、株主・顧客・地域社会・従業員等のステークホルダーから信頼される会社となることあります。

b. 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化のためには、業務執行に対し、取締役会による監督と監査役による適法性監査の二重のチェック機能を持つ監査役会設置会社の体制が適切と考え、2022年5月より、監査役会設置のための準備期間として監査役連絡会の運用を開始しました。2023年6月28日付の定時株主総会決議により監査役会を設置し、現在に至っております。なお、経営の監督の実効性を確保すべく取締役7名のうち6名、監査役3名は、専門領域における豊富な知識と経験を有する社外取締役、社外監査役としております。また、執行役員制度を導入することにより、経営の監督と業務執行の分離を図り、執行役員に権限委譲を行うことで、業務意思決定の効率化とスピードアップによる持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図れると考えております。さらに、役員の人事及び報酬の妥当性及び透明性を確保することを目的に2019年6月19日開催の取締役会決議により指名・報酬委員会を設置し、運用をしております。

(コーポレート・ガバナンス体制)

2025年7月31日現在



a 取締役会

当社の取締役会は、取締役7名（うち社外取締役6名）で構成されております。原則月1回開催の定例取締役会に加え、必要に応じ臨時取締役会を機動的に開催し、法令や規程に定められた経営上の重要な意思決定や審議を行うとともに、各取締役の職務執行状況の監督を行っております。

b 監査役会

監査役会は、3名（うち、社外監査役3名）で構成されております。監査役は取締役会に出席し、取締役会並びに取締役の意思決定、業務執行に関する充分な監視機能を果たすとともに、定期的に監査役会を開催し、取締役会の職務執行状況及び各取締役の業務執行について協議を行うほか、全取締役から担当業務報告を受けて意見具申を行っております。また、内部監査室及び会計監査人と、必要に応じて相互の情報交換、意見交換を行うなどの連携を密にして、監査の実効性と効率の向上を目指しております。

c リスク管理・コンプライアンス委員会

当社のリスク管理・コンプライアンス委員会は、代表取締役社長を委員長とし、執行役員を委員として構成されており、常勤監査役及びグループ会社代表取締役社長がオブザーブ参加しております。原則四半期に1回開催することとし、リスク管理の推進及びコンプライアンス体制の強化・推進に取り組んでおります。

d 任意の指名・報酬委員会

当社は、取締役の指名及び報酬の決定に関する手続の公正性・透明性・客觀性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、取締役会の諮問機関として任意の指名・報酬委員会を設置し、取締役の指名や選任及び解任に関する株主総会議案、取締役候補者の選任基準等の内容について審議・検討を行い、取締役会に答申するほか、取締役の報酬等の決定方針の策定及び役員の報酬等について審議・検討を行い、取締役会に答申するものとしております。

指名・報酬委員会は、取締役会の決議によって選定された6名の取締役をもって構成し、その半数以上は社外取締役でなければならないと指名・報酬委員会規程に定めており、本書提出日現在の構成員は、社外取締役富岡隆臣（委員長）、代表取締役社長村野一、社外取締役成政紀、社外取締役池田史郎、社外取締役ズナイデン房子、社外取締役村山利栄（戸籍上の氏名 志賀利恵）の6名であります。

e 内部監査室

当社は、合法性と合理性の観点から、経営活動全般にわたる管理・運営の制度及び業務の遂行状況についてモニタリングを行うべく、内部監査室（人員2名）を設置し、各部門及び関係会社の監査を実施しております。

内部監査室、監査役会、会計監査人は監査計画・監査結果等について相互に意見及び情報交換を行い、実効性のある監査を行っております。

内部監査室による監査結果は、代表取締役社長並びに取締役会、監査役会、経営会議に報告するとともに、改善指示とその後の状況について調査することにより、内部監査の実効性を確保しております。

なお、取締役会には、内部監査計画にしたがって内部監査室長が出席し、報告を行うこととしております。

f 会計監査人

当社は、E Y新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、適切な監査が実施されているとともに、会計上の課題について適時協議を行い、適切な会計処理に努めております。

最近事業年度において当社は取締役会を月1回開催しており、必要に応じて臨時的に開催しております。個々の取締役の活動状況については次のとおりであります。

区分	氏名	出席回数	出席率
代表取締役社長 兼 執行役員社長CEO	村野 一	26/26	100%
取締役副社長 兼 執行役員副社長CFO	亀田 浩（注）1	26/26	100%
取締役（非常勤）	吳 哲民（注）2	26/26	100%
取締役（非常勤）	成 政紀（注）3	-	-
取締役（非常勤）	富岡 隆臣	26/26	100%
取締役（非常勤）	横澤 太一	21/26	81%
取締役（非常勤）	池田 史郎	26/26	100%
取締役（非常勤）	ズナイデン 房子	24/26	92%
取締役（非常勤）	荒川 正子（注）1	26/26	100%
取締役（非常勤）	村山 利栄（注）4	1/1	100%
常勤監査役	友寄 淳	26/26	100%
監査役（非常勤）	杉浦 秀徳	26/26	100%
監査役（非常勤）	新見 研吾	26/26	100%

- 注1 2025年6月27日開催の定時株主総会で退任
 注2 2025年7月31日開催の臨時株主総会で退任
 注3 2025年7月31日開催の臨時株主総会で就任
 注4 2025年6月27日開催の定時株主総会で就任

指名・報酬委員会の活動状況

区分	氏名	出席回数	出席率
委員長	富岡 隆臣（注）1	7/7	100%
委員	村野 一	7/7	100%
委員	吳 哲民（注）2	7/7	100%
委員	成 政紀（注）3	—	—
委員	池田 史郎	7/7	100%
委員	ズナイデン 房子	6/7	86%
委員	荒川 正子（注）4	7/7	100%
委員	村山 利栄（注）5	1/1	100%

- 注1 2025年9月末をもって委員長を交代する予定
 注2 2025年7月31日退任
 注3 2025年7月31日就任
 注4 2025年6月27日退任
 注5 2025年6月27日就任

リスク管理・コンプライアンス委員会の活動状況

区分	氏名	出席回数	出席率
委員長	村野 一	4/4	100%
委員	亀田 浩	4/4	100%
委員	矢沼 恵一 (注) 1	4/4	100%
委員	Patric Dougan	4/4	100%
委員	樽岡 誠	4/4	100%
委員	土谷 徳陸	4/4	100%
委員	成重 剛	4/4	100%
委員	湖東 彰彦	4/4	100%
委員	山本 憲一	4/4	100%
委員	平野 しのぶ (注) 2	3/3	100%
委員	友寄 淳	4/4	100%

(注) 1. 矢沼氏は2025年6月27日退任

2. 平野氏は2024年11月1日就任

c. 企業統治に関するその他の事項

当社の内部統制システムは、次のとおり方針を定めております。

- (a) 当社及びグループ会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ①取締役は、重大な法令違反その他法令及び社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告する。
 - ②市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、会社を挙げて毅然とした態度で対応する。
 - ③当社の代表取締役を委員長とし、当社の執行役員及びグループ会社の代表取締役で構成するリスク管理・コンプライアンス委員会を設置し、実施責任者を人事総務本部長とし、当該事務は当社の総務課法務担当が担い、コンプライアンス順守の取組を行う。
 - ④当社及びグループ会社の全役職員に対して、匿名可能なコンプライアンス通報・相談窓口を設ける。
- (b) 当社及びグループ会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ①取締役及び使用人の職務に関する各種の文書、帳票類等については、適用する法令並びに「文書管理規程」に基づき適切に作成、保存、管理する。
 - ②株主総会議事録、取締役会議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など、取締役の職務執行に必要な文書については、取締役及び監査役が常時閲覧出来るよう保存、管理する。
 - ③企業秘密については、秘密性の程度に応じて適切に管理する。
 - ④個人情報については、法令並びに「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理する。
- (c) 当社及びグループ会社の損失の危機に関する規程その他の体制
 - ①取締役及び使用人は、一貫した危機管理方針のもと、効果的かつ総合的なリスク管理を実施する。
 - ②取締役及び使用人は、業務の適正又は効率的な遂行を阻害するリスクを洗い出し、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針及び対策を決定し、適切にリスク管理を実施する。
 - ③経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、取締役会において十分な審議を行う。
 - ④取締役及び使用人は、当社事業に関する重大なリスクを認識したとき、または重大なリスクの顕在化の兆しを認知したときは、速やかに取締役会にその状況を報告する。
 - ⑤大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合、当社代表取締役を本部長とした「危機管理委員会」を設置する。

- (d) 当社及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
①取締役会は、経営会議に権限移譲を行い、事業運営に関する迅速な意思決定及び機動的な職務執行を行う。
②取締役会は、原則として毎月開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
③取締役会は、当社の中期経営目標ならびに年間予算を決定し、その執行状況を監督する。
④各取締役は、取締役会で定めた中期経営目標及び予算に基づき効率的な職務執行を行い、予算の進捗状況については、取締役会に報告する。
⑤取締役の職務執行状況については、適宜、取締役会に対して報告する。
- (e) 当社及びグループ会社における業務の適正を確保するための体制
①当社及びグループ会社は、グループ理念であるORION WAYのもと、グループ横断のリスク管理・コンプライアンス委員会、グループ経営会議等をとおして、コンプライアンス体制を保持する。
②当社及びグループ会社のコンプライアンス相談の運用状況は、適時、取締役会・監査役会へ報告する。
③財務報告に係る内部統制について基本方針を設け、指摘事項や改善事項の進捗状況について、適時、代表取締役、取締役会、監査役会、経営会議等へ報告する。
④グループ会社の管理について、「関連会社管理規程」に基づきグループ会社に関する重要な事項について、当社取締役会で決議する。
- (f) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人（監査役スタッフ）を置くことを決めた場合における当該使用人に関する事項
①監査役会に、監査役会付の使用人を配置し、監査役の業務を補助させることが出来る。
- (g) 前号の使用人の当社取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項
①監査役会付の使用人を配置する場合、使用人としての独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動及び評価等の人事に関する事項の決定には、当社の監査役の同意を必要とする。
- (h) 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
①取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
②当社及びグループ会社の重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。
- (i) グループ会社の取締役、監査役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制
①グループ会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、内部統制システムに関する事項について当社の監査役に隨時報告するものとし、当社の監査役は必要に応じてグループ会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることが出来る。その主な事項は以下のとおりとする。
a. 当社グループに重大な損害が発生する恐れがある事実を発見した場合、その事実。
b. 当社の監査役の同意を要する法定事項。
c. 当社グループの内部統制システムの整備状況及び運用状況
- (j) 前号、前々号の報告をした者が当社の監査役に報告をしたことを理由として不当な扱いを受けないことを確保するための体制
①当社及びグループ会社の取締役は、前号及び前々号の報告をした者が、そのことを理由として不利な取り扱いを受けないことを定め、当社及びグループ会社に周知し、適切に運用する。
- (k) 当社の監査役の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続等に関する方針
①当社の取締役は、監査役の職務の執行について生じる費用について、予め一定額の予算を確保し、監査役会又は常勤監査役からの請求に応じ、監査役の職務の遂行のために生じる費用の前払若しくは償還又は債務の処理を行う。
- (l) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
①監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。
②監査役は、随時財務経理システム等の社内情報システムの情報を閲覧することができる。
③監査役は、必要に応じて、会計監査人から会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。

d. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役、社外監査役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役、社外監査役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

e. 役員等を被保険者とする役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役及び執行役員等が、職務の執行に関連して法令上の責任を負った場合に備え、役員賠償責任保険（D&O保険）に加入しております。本保険契約においては、当該役員等が負担すべき損害賠償金及び訴訟費用等について、一定の免責金額及び保険金支払限度額の範囲内で補償が行われるもので、なお、保険料の全額は会社が負担しております。

f. 取締役の定数

取締役は10名まで、任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする旨を定款に定めております。

g. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって行う旨、また取締役の選任については、累積投票によらない旨を定款に定めております。

h. 自己株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

i. 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

j. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするために、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

k. 剰余金の配当等の決定機関

当社は、株主へ機動的な利益還元を行うことを目的として、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に特段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって定めることとする旨を定款で定めております。

(2) 【役員の状況】

a. 役員一覧

男性8名 女性2名(役員のうち女性の比率20.0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	村野 一	1962年7月19日	<p>1985年4月 ソニー株式会社 入社 海外営業本部 同社 ヨーロッパ・ラビア駐在員事務所代表</p> <p>1991年4月 1992年4月 1994年4月 1998年3月 2001年8月 2003年2月 2007年10月 2009年10月 2012年4月 2012年12月 2012年12月 2014年4月 2015年3月 2015年6月 2016年1月 2018年10月 2021年12月 2022年6月</p> <p>ソニーヨーロッパ・ラビア・マーケティングマネージャー ソニーハンガリー・マネージングディレクター ソニーサウジアラビア駐在員事務所代表 兼 モダン・エレクトロニクス・エスタブリッシュメント ゼネラルマネージャー ソニー株式会社 本社グローバルマーケティング シニアマーケティングストラテジスト ソニーメキシコ 社長 ソニー株式会社 リテール&マーケティングコミュニケーション部 部長 同社 グローバルセールス&マーケティングトランسفォーメーション部門 部門長 同社 グローバルリテール&ウェブ部門 部門長 リコー株式会社 顧問 リコーイメージング株式会社 チーフセールス&マーケティングオフィサー 同社 常務 兼 チーフセールス&マーケティングオフィサー ディアゴステイニ・ジャパン マネージングディレクター 同社 代表取締役社長 同社 代表取締役社長 兼 アジア統括 シック・ジャパン株式会社 代表取締役社長 当社 代表取締役社長 兼 執行役員社長CEO(現任) 株式会社ジャパンエンターテインメント 社外取締役(現任)</p>	(注) 3	82,400

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
取締役	成 政紀	1988年4月5日	2011年4月 2018年10月 2019年6月 2023年4月 2024年12月 2025年7月	野村證券株式会社 入社 野村キャピタル・パートナーズ株式会社 入社 (現任) 当社 監査役 ファーマーズホールディングス株式会社 社外取締役 株式会社タップ 社外取締役 (現任) 当社 社外取締役 (現任)	(注)3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役	池田 史郎	1956年11月25日	<p>1980年4月 アサヒビール株式会社 入社 2000年9月 同社 お客様生活文化研究所所長 2006年4月 同社 マーケティング本部商品開発第一部長 2009年3月 同社 執行役員 2010年3月 同社 取締役 2012年3月 アサヒグループホールディングス株式会社 取締役 国内飲料担当・CSR担当 2012年3月 アサヒ飲料株式会社 取締役 2012年8月 アサヒグループホールディングス株式会社 取締役 海外事業担当 2014年4月 同社 常務取締役 兼 執行役員 2014年4月 インドフードアサヒ飲料株式会社(ジャカルタ) 取締役 2016年4月 アサヒグループホールディングス株式会社 専務執行役員 兼 インドネシア代表 2019年4月 野村キャピタル・パートナーズ株式会社 シニア・アドバイザー 2019年6月 当社 社外取締役(現任) 2020年3月 東京理科大学 大学院 経営学研究科 技術経営専攻(MOT) 非常勤講師 </p>	(注) 3	—
取締役	富岡 隆臣	1961年10月23日	<p>1985年4月 株式会社日本長期信用銀行 入行 1998年5月 GEキャピタル・ジャパン 入社 2000年4月 GEエクイティ・ジャパン日本代表 2003年12月 カーライル・ジャパン・エルエルシー 入社 2005年1月 AZエレクトロニックマテリアルズ株式会社 社外取締役 2005年10月 シオノギクオリカプラス株式会社(現クオリカプラス株式会社) 社外取締役 2007年1月 カーライル・ジャパン・エルエルシー マネージングディレクター(現任) 2008年1月 同社 パートナー(現任) 2009年4月 株式会社モンクレールジャパン 社外取締役 2012年4月 株式会社日本医療事務センター(現株式会社ソラスト) 社外取締役 2014年5月 株式会社おやつカンパニー 社外取締役 2014年8月 三生医薬株式会社 社外取締役 2016年7月 九州ジージーシー株式会社(現名水美人ファクトリー株式会社) 社外取締役 2019年5月 当社 社外取締役(現任) 2020年1月 カーライル・ジャパン・エルエルシー 日本副代表 2021年3月 リガク・ホールディングス株式会社 社外取締役(現任) 2021年9月 AOI TYO Holdings 株式会社(現KANAMEL株式会社) 社外取締役 2023年6月 岩崎電気株式会社 社外取締役(現任) 2023年6月 カーライル・ジャパン・エルエルシー 日本共同代表(現任) 2024年9月 日本KFCホールディングス株式会社 社外取締役(現任) </p>	(注) 3	—
取締役	横澤 太一	1969年3月8日	<p>1992年4月 アサヒビール株式会社 入社 2005年1月 同社 広域営業本部 広域営業部 GMSグループ 担当部長 2006年9月 同社 マーケティング本部 宣伝部 メディアグループ 担当部長 2014年9月 同社 マーケティング本部 デジタルマーケティング部長 2023年3月 同社 執行役員企画・支援本部長 兼 経営企画部長 2023年3月 当社 社外取締役(現任) 2025年3月 アサヒビール株式会社 常務執行役員企画・支援本部長(現任) </p>	(注) 3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
取締役	ズナイデン 房子	1964年9月9日	1987年4月 1992年5月 1995年4月 2001年10月 2002年7月 2003年11月 2004年4月 2006年1月 2006年3月 2007年4月 2012年4月 2013年10月 2014年6月 2015年4月 2016年4月 2018年10月 2021年12月 2022年3月 2022年3月 2023年3月	株式会社資生堂 入社 株式会社ノエビア 入社 日本リーバ株式会社 (現 ユニリーバ・ジャパン株式会社) 入社 同社 アジア地区 ブランドディレクター パルファンクリスチャンディオール株式会社 入社 日本ロレアル株式会社 入社 同社 ランコム事業部 事業部長 エイボン・プロダクツ株式会社 (現 エフエムジー&ミッション株式会社) 入社 同社 取締役コマーシャルマーケティング本部長 株式会社資生堂 入社 同社 国内化粧品事業部 ブランド企画部長 同社 国内化粧品事業部 マーケティング部長 日清食品株式会社 入社 取締役 兼 マーケティング部長 日清食品ホールディングス株式会社 経営戦略部 グローバルブランド戦略室長 兼 ダイバーシティ 推進委員長 同社 執行役員 チーフマーケティングオフィサー 兼 ダイバーシティ推進委員長 日本マクドナルド株式会社 入社 上席執行役員 チーフマーケティングオフィサー 当社 社外取締役 (現任) 日本マクドナルド株式会社 取締役上席執行役員 兼 CMO (現任) 同社 取締役執行役員CMO (現任) 日本マクドナルドホールディングス株式会社 取締役 (現任)	(注) 3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	村山 利栄	1960年5月1日	<p>1981年4月 安田信託銀行 入行</p> <p>1988年11月 CSファーストボストン証券会社 入社</p> <p>1993年3月 ゴールドマン・サックス証券会社 入社</p> <p>2014年4月 国立研究開発法人国立国際医療研究センター理事（現顧問）</p> <p>2016年6月 株式会社レノバ 社外取締役</p> <p>2017年6月 株式会社カチタス 社外取締役</p> <p>2019年6月 株式会社新生銀行 社外取締役</p> <p>2020年6月 前田建設工業株式会社 社外取締役（現任）</p> <p>2021年7月 株式会社ライスカレージーフット 社外取締役（現任）</p> <p>2021年8月 theAstate株式会社 代表取締役</p> <p>2021年10月 インフロニア・ホールディングス株式会社 社外取締役</p> <p>2024年2月 学校法人山野学苑理事（現任）</p> <p>2025年6月 当社 社外取締役（現任）</p>	(注) 3	—
常勤監査役	友寄 淳	1956年12月4日	<p>1975年4月 株式会社沖縄相互銀行（現：株式会社沖縄海邦銀行） 入行</p> <p>2004年4月 同行 石川支店長</p> <p>2011年6月 同行 営業企画部長 兼 リテール企画部長</p> <p>2011年8月 同行 業務執行役員 営業企画部長 兼 リテール企画部長</p> <p>2013年6月 同行 取締役 事務統括部長</p> <p>2014年6月 同行 取締役 事務統括部長</p> <p>2015年6月 同行 常勤監査役就任</p> <p>2016年6月 当社 常勤社外監査役（現任）</p> <p>2019年6月 オリオン嵐山ゴルフ俱楽部株式会社（オリオン嵐山株式会社に商号変更）</p> <p>2022年3月 社外監査役</p> <p>2023年6月 株式会社石川酒造場 株式会社オーリオン 社外監査役</p> <p>2023年6月 株式会社ホテルロイヤルオリオン 株式会社モトブ（オリオンホテル株式会社に商号変更）</p> <p>2023年6月 社外監査役（現任）</p>	(注) 4	—

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
監査役	杉浦 秀徳	1961年3月20日	1984年4月 1998年7月 2000年7月 2005年4月 2005年4月 2007年10月 2008年4月 2018年6月 2019年4月 2023年4月 2023年11月	日本長期信用銀行 入行 UBS信託銀行 入行 興銀証券株式会社（現みずほ証券株式会社）入社 同社 経営調査部上級研究員 京都大学経営管理大学院 非常勤講師 一橋大学商学研究科非常勤講師 京都大学経営管理大学院 特別教授 太陽ホールディングス株式会社 社外監査役、現社外取締役（常勤監査等委員）（現任） 太陽ファルマテック株式会社 社外監査役（現任） 一般社団法人杏の杜財団 監事（現任） 当社 社外監査役（現任）	(注) 4	—
監査役	新見 研吾	1976年6月8日	2003年10月 2006年1月 2007年1月 2013年10月 2014年4月 2014年4月 2019年3月 2024年1月	弁護士登録（東京弁護士会・巻之内法律事務所勤務） 沖縄弁護士会へ登録替え 与世田・新見総合法律事務所（パートナー弁護士） ニューヨーク州司法試験合格 ニューヨーク州弁護士登録 新見総合法律事務所開設 沖縄県情報公開審査会委員（現任） 当社 社外監査役（現任）	(注) 4	—
計						82,400

- (注) 1. 取締役成政紀、取締役池田史郎、取締役富岡隆臣、取締役横澤太一、取締役ズナイデン房子、取締役村山利栄は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役友寄淳、監査役杉浦秀徳、監査役新見研吾は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 2025年7月31日から選任後1年内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までであります。
 4. 2025年7月31日から選任後4年内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までであります。
 5. 当社は社外取締役、社外監査役及び監査役との間で責任限定契約を締結しております。

b. 社外役員の状況

社外取締役成政紀氏は、当社に出資する投資ファンド野村キャピタル・パートナーズ株式会社の役職員です。成氏は、投資及び経営全般の領域において、豊富な経験と幅広い知識を有しているため、経営全般に対する助言を行い得る人物であるため、選任いたしました。

社外取締役池田史郎氏と当社は、人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はありません。池田氏は、酒類業界で長年にわたる豊富な経験と幅広い知識を有しており、酒類清涼飲料事業及び経営全般に対する助言を行い得る人物であるため、選任いたしました。

社外取締役富岡隆臣氏は、カーライルに属するカーライル・ジャパン・エルエルシーの役職員であり、カーライルの関連投資ファンドが保有するCJP MC Holdings, L.P.は当社に出資しています。富岡氏は、投資及び経営全般の領域において、豊富な経験と幅広い知識を有しているため、経営全般に対する助言を行い得る人物であるため、選任いたしました。

社外取締役横澤太一氏は当社に出資し、業務提携を行っているアサヒビール株式会社の役職員です。横澤氏は、酒類業界で長年にわたる豊富な経験と幅広い知識を有しており、酒類清涼飲料事業及び経営全般に対する助言を行い得る人物であるため、選任いたしました。

社外取締役ズナイデン房子氏と当社は、人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はありません。ズナイデン氏は、FMCG業界のマーケティング分野で豊富な経験と幅広い知識を有しており、当社グループのマーケティング戦略、酒類清涼飲料事業における県外ビジネス拡大戦略、酒類清涼飲料事業及び観光・ホテル事業において重要な女性視点での消費者行動のインサイト、経営全般に対する助言を行い得る人物であるため、選任いたしました。

社外取締役村山利栄氏と当社は、人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はありません。村山氏は、証券アナリスト及び投資銀行バンカーとして金融／資本市場業務に携わってきた経験、また、総合規制改革会議委員、経団連、国交省等の政府委員を歴任してきた経験、ベンチャー企業の創業社長としての経験を経て、株式会社ライスカレー社外取締役、インフロニア・ホールディングス株式会社 社外取締役、学校法人山野学苑監事などにおける長年の実務経験及び経営経験から、当グループの経営全般に関して、女性視点での助言を行い得る人物であるため、選任いたしました。

社外監査役友寄淳氏と当社は、人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はありません。友寄氏は金融に関する豊富な経験と幅広い知識を有しているため、経営全般に対する助言を行い得る人物であるため、選任いたしました。

社外監査役杉浦秀徳氏と当社は、人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はありません。杉浦氏は、金融に関する幅広い知見を有し、研究者としての執筆実績も豊富であり、また、上場企業の社外監査役の経験も有しております。当社グループの経営全般及びガバナンスにおいて、客観的・専門的な助言を行い得る人物であるため、選任いたしました。

社外監査役新見研吾氏と当社は、人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はありません。新見氏は、沖縄在住の弁護士で、企業法務分野や海外取引分野に関して豊富な経験を有しております、特に当社グループのコーポレート・ガバナンスに関して、助言を行い得る人物であるため選任いたしました。

当社は、社外役員を選任するのにあたり、独立性に関する基準または方針等を定めておりませんが、経営の意思決定に必要な豊富な経験を有しているか、または法務・会計等の専門的な見識及び経験を有していることを社外役員の選任基準としております。

なお、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしている社外取締役池田史郎、社外取締役ズナイデン房子、社外取締役村山利栄、社外(常勤)監査役友寄淳、社外監査役杉浦秀徳及び社外監査役新見研吾を独立役員として指定しております。

c. 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会において、監査役監査及び会計監査の結果について報告を受け、必要に応じて取締役会の意思決定の適正性を確保するための助言・提言を行っております。社外監査役は、常勤監査役と緊密に連携し、経営の監視に必要な情報を有しております。また、監査役会を通じて、会計監査人、内部監査と緊密な連携をとり、業務の適正性の確保に努めております。

(3) 【監査の状況】

a. 監査役監査の状況

当社における監査役監査は、毎期策定する監査計画に準拠し、取締役の職務執行及び意思決定についての適正性を監査する他、定期的に業務執行取締役との意見交換及び内部監査責任者との情報交換を実施することで、業務執行取締役の職務執行を不足なく監査出来る体制を確保しております。

なお、常勤監査役である友寄淳は、株式会社沖縄海邦銀行に長年勤務し、相当程度の財務及び会計の知識を有しております、その後長年にわたり当社の常勤監査役を務め、当社グループに関する豊富な監査経験と幅広い知見を有しております。社外監査役の杉浦秀徳は、日本長期信用銀行その他の金融機関に長年勤務し、相当程度の財務及び会計の知識を有しております、また、当社グループ外の上場企業の監査役を務め、上場企業のガバナンスに関する豊富な知見を有しております。社外監査役の新見研吾は、弁護士としての企業法務に関する専門知識及び幅広いビジネスに関する知見を有しております。

当事業年度において当社は監査役会を月1回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
友寄 淳	12	12
杉浦 秀徳	12	12
新見 研吾	12	12

監査役会における主な検討事項は、監査の方針及び監査計画、内部統制システムの整備・運用状況、各監査役の監査実施状況、会計監査人監査の相当性判断、会計監査人の評価等であります。

また、常勤監査役の活動としては、年間の監査計画に基づき、取締役会への出席の他、その他の重要な会議及び打ち合わせへの出席、子会社への訪問調査、内部監査からの聴取等を実施し、取締役等の職務の執行を監査しております。

b. 内部監査の状況

当社における内部監査は、内部監査室長を責任者とし、2名の専任者とともに内部監査を実施しております。内部監査は全部署に対して実施しており、当社が定める「内部監査規程」に基づき、業務活動及び諸制度の運用状況の実態を調査し、監査終了後、監査報告書を作成し代表取締役社長に提出し、必要に応じて取締役会、経営会議、監査役及び監査役会に対しても直接報告を行う体制となっております。

また、監査役及び監査法人と緊密な連携を保つため、定期的に連絡会を開催するなど積極的に情報交換を行い、監査の有効性・効率性を高めております。

c. 会計監査の状況

(a) 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(b) 繼続監査期間

6年間

(c) 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 佐々木 浩一郎

指定有限責任社員 業務執行社員 前野 信哉

(d) 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 12名

その他 13名

(e) 監査法人の選定方針と理由

監査法人の選定方針及び理由について、監査役会は、当社の事業内容に対応して有効かつ効率的な監査業務を実施することが出来る規模と世界的なネットワークを持つこと、品質管理に問題ないこと、独立性を有すること、必要な専門性を有すること、監査の内容・水準が適切であること、監査実績等を総合的に判断して選定しております。

また、監査役会は会計監査人がその適格性、独立性を害する事由の発生等により、適正な監査の遂行が困難であると判断した場合は、当該会計監査人を解任又は不再任とし、新たな会計監査人を選任する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

(f) 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価については、事業年度を通してEY新日本有限責任監査法人と連携を図り、会計監査人の独立性、品質管理の状況、職務遂行体制の適切性、監査報酬等の適切性、経営者や内部監査室その他執行部門等とのコミュニケーションの有効性、不正リスクへの対応、当事業年度の会計監査実施の有効性及び効率性等の監査実施状況を把握し、また、経理部門等からの会計事項に関する報告を受け、会計監査人の評価を行っております。

d. 監査報酬の内容等

(a) 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	36	—	38	—
連結子会社	—	—	—	—
計	36	—	38	—

(b) 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬((a) を除く)

最近連結会計年度の前連結会計年度

該当事項はありません。

最近連結会計年度

該当事項はありません。

(c) その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

最近連結会計年度の前連結会計年度

該当事項はありません。

最近連結会計年度

該当事項はありません。

(d) 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に関する監査報酬の決定方針といたしましては、監査計画における監査日数、当社の規模・業務の特性等の要素を総合的に勘案して適切に決定しております。

(e) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査役は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の報酬見積りなどを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

a. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役及び監査役の報酬の決定については、株主総会で総枠の決議を得ており、2014年6月27日の定時株主総会の決議により、取締役の報酬の総額は一事業年度あたり165百万円以内（使用人兼務取締役の使用人給与を除く。）、監査役の報酬額は一事業年度あたり30百万円以内となっております。

各取締役の報酬額について、常勤取締役の報酬は固定月額報酬と賞与で構成しております。賞与は、固定部分と変動部分の2つで構成しております。固定部分と変動部分の比率は概ね7：3であり、変動部分の決定に際しての指標としては、全社的な成長性と収益性のバランスを重視しているため、連結売上高及び連結営業利益を採用しております。

取締役の報酬の決定プロセスは、指名報酬委員会の諮問を受け、取締役会で決定しております。

なお、個々の報酬決定については、取締役会より社長へ一任しております。非常勤取締役の報酬は固定のみで構成され、決定プロセスは常勤取締役と同様としております。監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査役の協議により決定しております。

b. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役 (社外取締役を除く。)	83	64	18	2
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—
社外役員	42	42	—	6

c. 役員ごとの連結報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

a. 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式について、株式の価値の値上がり又は配当による利益確保を目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式に区分しております。

b. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

(a) 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、地元沖縄県の企業を中心に、地域社会の発展につながると判断した企業の株式（非上場株式）を保有することがあります。保有株式については、発行会社毎に保有目的が適切か、業績貢献度やリスクの観点などから保有に伴う効果が得られているかどうか等を総合的に勘案して、資本コストに見合っているか等を精査し、毎年取締役会でその保有意義等の検証結果を確認しております。

(b) 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額（百万円）
非上場株式	49	2,135
非上場株式以外の株式	—	—

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	—	—	—

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却価 額の合計額(百万円)
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	—	—

(c) 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
該当事項はありません。

c. 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の四半期連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準に基づいて作成しています。

(3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

(1) 当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第210条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、前連結会計年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)及び当連結会計年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の連結財務諸表並びに前事業年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)及び当事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

(2) 当社は、第1四半期連結会計期間(2025年4月1日から2025年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(2025年4月1日から2025年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による期中レビューを受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には会計基準等の内容を適切に把握出来る体制を整備するため、監査法人など外部機関が開催する会計基準の変更等に関する研修に参加するとともに、必要に応じて監査法人との協議を実施しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流动資産		
現金及び預金	12,374	13,203
売掛金	2,431	2,789
商品及び製品	1,174	1,198
原材料及び貯蔵品	720	741
その他	348	237
貸倒引当金	△2	△3
流动資産合計	<u>17,047</u>	<u>18,166</u>
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	※1 35,581	※1 33,357
減価償却累計額	△16,263	△16,403
建物及び構築物（純額）	19,318	16,953
機械装置及び運搬具	20,280	20,357
減価償却累計額	△17,781	△17,859
機械装置及び運搬具（純額）	2,499	2,497
土地	※1 11,650	※1 8,536
建設仮勘定	589	165
その他	2,193	2,345
減価償却累計額	△1,639	△1,662
その他（純額）	553	682
有形固定資産合計	<u>34,612</u>	<u>28,835</u>
無形固定資産		
のれん	164	138
その他	395	641
無形固定資産合計	<u>559</u>	<u>779</u>
投資その他の資産		
投資有価証券	※2 2,601	※2 2,633
その他	490	628
貸倒引当金	△179	△168
投資その他の資産合計	<u>2,912</u>	<u>3,093</u>
固定資産合計	<u>38,084</u>	<u>32,708</u>
資産合計	<u>55,132</u>	<u>50,875</u>

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	946	1,121
1年内返済予定の長期借入金	※1 1,733	※1 705
未払金	2,921	2,083
未払酒税	883	838
未払法人税等	538	3,318
賞与引当金	302	282
役員賞与引当金	41	29
その他	1,110	3,559
流動負債合計	8,477	11,938
固定負債		
長期借入金	※1 17,069	※1 16,361
繰延税金負債	2,422	1,507
役員退職慰労引当金	17	18
退職給付に係る負債	226	278
資産除去債務	653	662
長期預り金	1,062	951
その他	188	189
固定負債合計	21,641	19,969
負債合計	30,119	31,907
純資産の部		
株主資本		
資本金	378	378
資本剰余金	14,109	14,109
利益剰余金	10,520	15,475
自己株式	—	△11,000
株主資本合計	25,007	18,962
新株予約権	5	5
純資産合計	25,013	18,968
負債純資産合計	55,132	50,875

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
売上高	※1 26,009	※1 28,866
売上原価	※3 13,108	※3 14,346
売上総利益	12,900	14,520
販売費及び一般管理費	※2, ※3 10,049	※2, ※3 11,041
営業利益	2,850	3,479
営業外収益		
受取利息	0	2
受取配当金	54	65
持分法による投資利益	89	58
副産物収入	42	39
業務受託収入	102	0
補助金収入	—	156
その他	117	75
営業外収益合計	405	398
営業外費用		
支払利息	180	226
棚卸資産評価損	60	—
業務受託費用	90	3
支払手数料	29	60
その他	77	140
営業外費用合計	438	430
経常利益	2,818	3,447
特別利益		
固定資産売却益	※4 3,328	※4 6,888
投資有価証券売却益	22	—
補助金収入	83	—
特別利益合計	3,434	6,888
特別損失		
投資有価証券売却損	0	—
投資有価証券評価損	0	—
固定資産除却損	※5 356	※5 46
特別損失合計	356	46
税金等調整前当期純利益	5,895	10,289
法人税、住民税及び事業税	1,512	4,016
法人税等調整額	△266	△1,027
法人税等合計	1,245	2,988
当期純利益	4,649	7,301
非支配株主に帰属する当期純利益	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	4,649	7,301

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益	4,649	7,301
包括利益	4,649	7,301
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	4,649	7,301

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計		
当期首残高	378	14,094	7,451	21,924	4	21,928
当期変動額						
新株の発行	—	15	—	15	—	15
剰余金の配当	—	—	△1,581	△1,581	—	△1,581
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	4,649	4,649	—	4,649
株主資本以外の項目 の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	1	1
当期変動額合計	—	15	3,068	3,083	1	3,084
当期末残高	378	14,109	10,520	25,007	5	25,013

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	378	14,109	10,520	—	25,007	5	25,013
当期変動額							
新株の発行	—	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	△2,346	—	△2,346	—	△2,346
自己株式の取得	—	—	—	△11,000	△11,000	—	△11,000
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	7,301	—	7,301	—	7,301
株主資本以外の項目 の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	0	0
当期変動額合計	—	—	4,954	△11,000	△6,045	0	△6,045
当期末残高	378	14,109	15,475	△11,000	18,962	5	18,968

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	5,895	10,289
減価償却費	1,709	1,718
のれん償却額	26	26
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△1	△10
受取利息及び受取配当金	△54	△68
支払利息	180	226
持分法による投資損益（△は益）	△89	△58
固定資産除却損	356	46
売上債権の増減額（△は増加）	△40	△358
棚卸資産の増減額（△は増加）	△62	△44
仕入債務の増減額（△は減少）	△57	174
未払酒税の増減額（△は減少）	63	△45
長期預り金の増減額（△は減少）	△0	△110
投資有価証券売却損益（△は益）	△22	—
投資有価証券評価損益（△は益）	0	—
固定資産売却損益（△は益）	△3,328	△6,888
賞与引当金の増減額（△は減少）	90	△19
役員賞与引当金の増減額（△は減少）	△11	△11
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	△156	0
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	△5	51
未払金の増減額（△は減少）	61	63
その他	△99	2,489
小計	4,454	7,470
利息及び配当金の受取額	71	95
利息の支払額	△180	△217
法人税等の支払額	△2,509	△1,227
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,835	6,121
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△150	—
定期預金の払出による収入	600	—
有形固定資産の取得による支出	△2,236	△1,866
有形固定資産の売却による収入	5,158	12,167
有形固定資産の除却による支出	△255	△123
無形固定資産の取得による支出	△176	△281
投資有価証券の売却による収入	30	—
資産除去債務の履行による支出	△138	—
その他	△2	△20
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,829	9,875

	(単位：百万円)	
	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	—	16,000
長期借入金の返済による支出	△1,124	△17,736
リース債務の返済による支出	△59	△85
株式の発行による収入	15	—
新株予約権の発行による収入	1	0
新株予約権の取得による支出	△0	△0
自己株式の取得による支出	—	△11,000
配当金の支払額	△1,581	△2,346
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2,749	△15,168
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	1,915	828
現金及び現金同等物の期首残高	10,459	12,374
現金及び現金同等物の期末残高	※1 12,374	※1 13,203

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

(1) 連結子会社の数 3社

連結子会社名

オリオンホテル株式会社

オリオン沖映合同会社

株式会社石川酒造場

当連結会計年度において、当社の連結子会社であった株式会社ホテルロイヤルオリオン及びオリオン嵐山株式会社（オリオン嵐山ゴルフ俱楽部株式会社より社名変更）は、2023年12月1日付で、当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 1社

アサヒオリオン飲料株式会社

(2) 持分法を適用しない関連会社

該当事項はありません。

なお、前連結会計年度において関連会社であったオリオン電機株式会社は、当連結会計年度において株式の一部を売却したため、関連会社から除外しております。

(3) 持分法の適用の手続きについて特に記載する必要があると認められる事項

持分法を適用している会社の決算日が連結決算日と異なるため、当該会社の直近の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日と連結決算日は一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法

② 棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品 主として総平均法

製品・半製品 総平均法

原材料・貯蔵品 主として総平均法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 15～50年

機械装置及び運搬具 10～14年

その他(一部の絵画を除く) 3～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

商標権 10～20年

ソフトウエア（自社利用分） 5年（社内における利用可能期間）

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売掛金等債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定

の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金支給基準に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(追加情報)

当社は2019年6月19日付で役員退職慰労金制度を廃止しており、当連結会計年度末の役員退職慰労引当金残高は、制度廃止時に在任していた役員に対する当社所定の基準による打切支給予定額であり、支給時期はそれぞれの役員の退任時としております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

<酒類清涼飲料事業>

当社グループでは、酒類清涼飲料製品の製造、販売を主な事業としております。また、その他酒類清涼飲料商品について仕入、販売を行っております。これらの製商品の販売については、製商品の引渡時点において顧客が当該製商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しておりますが、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該製商品の支配が顧客に移転されるときまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また収益は顧客との契約において約束された対価からリベート等を控除した金額で測定しております。取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

なお、当社グループが代理人として行う商品の販売については、引渡時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

<観光・ホテル事業>

当社グループは、ホテルの運営を行っております。ホテルの収入は、サービスの提供が完了した時点で収益を認識しております。

また、当社グループは、複数の観光用不動産を保有し賃貸、管理等を行っております。不動産の賃貸による収入は、「リース取引に関する会計基準（企業会計基準第13号 2007年3月30日）等」に基づき収益を認識しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

20年間の定額法により償却しております。

なお、重要性がないものについては発生年度に一時償却しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

(1) 連結子会社の数 3社

連結子会社名

オリオンホテル株式会社

オリオン沖映合同会社

株式会社石川酒造場

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数 1社

アサヒオリオン飲料株式会社

(2) 持分法を適用しない関連会社

該当事項はありません。

(3) 持分法の適用の手続きについて特に記載する必要があると認められる事項

持分法を適用している会社の決算日が連結決算日と異なるため、当該会社の直近の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法

② 棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品 主として総平均法

製品・半製品 総平均法

原材料・貯蔵品 主として総平均法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 15～50年

機械装置及び運搬具 10～14年

その他（一部の絵画を除く） 3～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

商標権 10～20年

ソフトウェア（自社利用分） 5年（社内における利用可能期間）

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売掛金等債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金支給基準に基づく当連結会計年度末要支給額を計上し

ております。

(追加情報)

当社は2019年6月19日付で役員退職慰労金制度を廃止しており、当連結会計年度末の役員退職慰労引当金残高は、制度廃止時に在任していた役員に対する当社所定の基準による打切支給予定額であり、支給時期はそれぞれの役員の退任時としております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

<酒類清涼飲料事業>

当社グループでは、酒類清涼飲料製品の製造、販売を主な事業としております。また、その他酒類清涼飲料商品について仕入、販売を行っております。これらの製商品の販売については、製商品の引渡し時点において顧客が当該製商品に対する支配を得てし、履行義務が充足されると判断しておりますが、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該製商品の支配が顧客に移転されるときまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また収益は顧客との契約において約束された対価からリベート等を控除した金額で測定しております。取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

なお、当社グループが代理人として行う商品の販売については、引渡し時点において、顧客が当該商品に対する支配を得てし、履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

<観光・ホテル事業>

当社グループは、ホテルの運営を行っております。ホテルの収入は、サービスの提供が完了した時点で収益を認識しております。

また、当社グループは、複数の観光用不動産を保有し賃貸、管理等を行っております。不動産の賃貸による収入は、「リース取引に関する会計基準（企業会計基準第13号 2007年3月30日）等」に基づき収益を認識しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

20年間の定額法により償却しております。

なお、重要性がないものについては発生年度に一時償却しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

前連結会計年度(自2023年4月1日 至2024年3月31日)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

繰延税金資産（繰延税金負債相殺前） 530百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第26号 2018年2月16日）に定める企業の分類及び当連結会計年度末における将来減算一時差異等の解消見込年度のスケジューリングに基づいて繰延税金資産を計上しております。当該見積りは、過去の実績や他の合理的と考えられる方法により行っておりますが、将来の不確実な経済条件の変動などにより影響を受け、実際に発生した時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度において連結財務諸表に影響を与える可能性があります。

当連結会計年度(自2024年4月1日 至2025年3月31日)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

繰延税金資産（繰延税金負債相殺前） 1,062百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第26号 2018年2月16日）に定める企業の分類及び当連結会計年度末における将来減算一時差異等の解消見込年度のスケジューリングに基づいて繰延税金資産を計上しております。当該見積りは、過去の実績や他の合理的と考えられる方法により行っておりますが、将来の不確実な経済条件の変動などにより影響を受け、実際に発生した時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度において連結財務諸表に影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20—3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。）第65—2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

(未適用の会計基準等)

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）

「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 2022年10月28日）

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日）

(1) 概要

2018年2月に企業会計基準第28号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等（以下「企業会計基準第28号等」）が公表され、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針の企業会計基準委員会への移管が完了されましたが、その審議の過程で、次の2つの論点について、企業会計基準第28号等の公表後に改めて検討を行うこととされていたものが、審議され、公表されたものであります。

- ・税金費用の計上区分（その他の包括利益に対する課税）
- ・グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等（子会社株式又は関連会社株式）の売却に係る税効果

(2) 適用予定日

2025年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(会計上の見積りの変更)

前連結会計年度(自2023年4月1日 至2024年3月31日)

資産除去債務の見積りの変更

当連結会計年度において、事業用建物に含まれるアスベスト除去費用に係る資産除去債務について、直近のアスベスト除去費用実績等を踏まえ再度調査を実施した結果、撤去に係る工事費用の増加等の新たな情報を入手したため、アスベスト除去費用に関して見積りの変更を行いました。

この見積りの変更による増加額403百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

なお、当該見積りの変更により、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ8百万円減少しております。

当連結会計年度(自2024年4月1日 至2025年3月31日)

該当事項はありません。

(連結貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

(1) 担保資産

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
建物及び構築物	17,020百万円	11,400百万円
土地	7,497〃	3,206〃
計	24,517百万円	14,606百万円

上記のほか、連結上相殺消去されている関係会社株式及び関係会社出資金（前連結会計年度4,368百万円、当連結会計年度一百万円）を担保に供しております。

(2) 担保付債務

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	1,733百万円	705百万円
長期借入金	17,069〃	16,361〃
計	18,802百万円	17,066百万円

※2 関連会社に対するものは次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
投資有価証券(株式)	466百万円	497百万円

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
販売手数料	1,105百万円	1,338百万円
広告宣伝費	989〃	1,016〃
運賃諸掛	982〃	1,240〃
給料及び手当	1,525〃	1,774〃
減価償却費	962〃	985〃

※3 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
	98百万円	81百万円

※4 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
土地及び建物等	3,327百万円	6,888百万円
機械装置及び運搬具	0〃	—〃
計	3,328百万円	6,888百万円

※5 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
建物及び構築物	0百万円	11百万円
機械装置及び運搬具	4〃	3〃
有形固定資産 - その他	4〃	3〃
撤去費用	347〃	28〃
計	356百万円	46百万円

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	992,693	—	719,875	272,818

(変動事由の概要)

自己株式の消却による減少 719,875株

(注) 当社は、2024年9月13日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、上記は、当該株式分割前の株式数で記載しております。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	720,000	—	720,000	—

(変動事由の概要)

自己株式の処分による減少 125株

自己株式の消却による減少 719,875株

(注) 当社は、2024年9月13日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、上記は、当該株式分割前の株式数で記載しております。

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	5
合計			—	—	—	—	5

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,581	5,800	2023年3月31日	2023年6月29日

(注) 当社は、2024年9月13日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、「1株当たり配当額」は株式分割前の金額で記載しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,346	8,600.00	2024年3月31日	2024年6月28日

(注) 当社は、2024年9月13日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、「1株当たり配当額」は株式分割前の金額で記載しております。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	272,818	54,290,782	—	54,563,600

(変動事由の概要)

株式分割による増加 54,290,782株

(注) 当社は、2024年9月13日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	—	13,750,200	—	13,750,200

(変動事由の概要)

取締役会決議による自己株式の取得による増加 13,750,200株

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	5
合計			—	—	—	—	5

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	2,346	8,600.00	2024年3月31日	2024年6月28日

(注) 当社は、2024年9月13日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	3,673	90.00	2025年3月31日	2025年6月28日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
現金及び預金	12,374百万円	13,203百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	—〃	—〃
現金及び現金同等物	12,374百万円	13,203百万円

(リース取引関係)

前連結会計年度(自2023年4月1日 至2024年3月31日)

ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

a. リース資産の内容

有形固定資産 主として、車両（車輛運搬具）、営業系サーバであります。

b. リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

当連結会計年度(自2024年4月1日 至2025年3月31日)

ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

a. リース資産の内容

有形固定資産 主として、車両（車輛運搬具）、営業系サーバであります。

b. リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(金融商品関係)

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、酒類の製造販売を行うための設備投資については、自己資金によって賄っており、ホテル運営を行うための設備投資については、設備投資計画に基づき必要な資金（金融機関等借入）を調達しております。

また、資金の運用については、短期運用は銀行預金等、長期運用は投資有価証券等にて運用しております。

なお、投資の判断は安全性（元金や利子の回収に対する確実性）、流動性（換金の制約や換金の容易性）、収益性（利息、配当金等の収益）を考慮して行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクはありますが、主たる債権については、リスクを回避するため、営業保証金や不動産担保・銀行保証を徴収しております。投資有価証券は、主に株式であり、発行体（取引先企業）の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。

有利子負債は、企業買収及び設備投資に必要な資金の調達であり、変動金利を含むため、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、営業部門と財務経理部で、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、債権管理担当により、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

また、売掛債権に対し、営業保証金等の担保を預かり、リスクの低減を図っております。

② 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、予算制度に基づき各部署からの支払申請を財務経理部が適時に判断し、資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性を高めることで、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち38.4%が特定の大口顧客7社に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払酒税」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
長期借入金	18,802	18,808	5
負債計	18,802	18,808	5

(注) 市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は、以下のとおりであります。

区分	前連結会計年度（百万円）
非上場株式	2,601

当連結会計年度において、非上場株式について0百万円の減損処理を行っております。

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	12,374	—	—	—
売掛金	2,431	—	—	—
合計	14,806	—	—	—

(注2) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	1,733	16,136	133	133	133	533
合計	1,733	16,136	133	133	133	533

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価：観察出来ない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	18,808	—	18,808

(注) 1. 長期借入金には1年以内返済予定の長期借入金も含まれております。

2. 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金（1年以内に返済予定のものを含む）

長期借入金（固定金利）の時価については、元利金の合計額を、新規に同様に借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、酒類の製造販売を行うための設備投資については、自己資金によって賄っており、ホテル運営を行うための設備投資については、設備投資計画に基づき必要な資金（金融機関等借入）を調達しております。

また、資金の運用については、短期運用は銀行預金等、長期運用は投資有価証券等にて運用しております。

なお、投資の判断は安全性（元金や利子の回収に対する確実性）、流動性（換金の制約や換金の容易性）、収益性（利息、配当金等の収益）を考慮して行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクはありますが、主たる債権については、リスクを回避するため、営業保証金や不動産担保・銀行保証を徴収しております。投資有価証券は、主に株式であり、発行体（取引先企業）の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。

有利子負債は、企業買収及び設備投資に必要な資金の調達であり、変動金利を含むため、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、営業部門と財務部・経理部で、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、債権管理担当により、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、売掛債権に対し、営業保証金等の担保を預かり、リスクの低減を図っております。

② 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行出来なくなるリスク）の管理

当社グループは、予算制度に基づき各部署からの支払申請を財務部が適時に判断し、資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性を高めることで、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち38.8%が特定の大口顧客7社に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払酒税」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
長期借入金	17,066	17,042	△24
負債計	17,066	17,042	△24

（注）市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は、以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度（百万円）
非上場株式	2,633

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	13,203	—	—	—
売掛金	2,789	—	—	—
合計	15,993	—	—	—

(注2)長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	705	705	705	705	705	13,539
合計	705	705	705	705	705	13,539

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察出来ない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	17,042	—	17,042

(注) 1. 長期借入金には1年以内返済予定の長期借入金も含まれております。

2. 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金（1年以内に返済予定のものを含む）

長期借入金（固定金利）の時価については、元利金の合計額を、新規に同様に借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

2. その他有価証券

該当事項はありません。

3. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	28	22	0
合計	28	22	0

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

2. その他有価証券

該当事項はありません。

3. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付型企業年金制度、中小企業退職金制度及び退職一時金制度を採用しており、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計上しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	231百万円
退職給付費用	128〃
退職給付の支払額	△87〃
制度への拠出額	△46〃
退職給付に係る負債の期末残高	226百万円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	968百万円
年金資産	△741〃
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	226百万円
退職給付に係る負債	226百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	226百万円

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	128百万円
----------------	--------

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付型企業年金制度、中小企業退職金制度及び退職一時金制度を採用しており、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計上しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

（1）簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	226百万円
退職給付費用	112 " "
退職給付の支払額	△10 " "
制度への拠出額	△49 " "
退職給付に係る負債の期末残高	278百万円

（2）退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	1,065百万円
年金資産	△787 " "
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	278百万円
退職給付に係る負債	278百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	278百万円

（3）退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	112百万円
----------------	--------

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自2023年4月1日 至2024年3月31日)

- ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

- ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

当連結会計年度(2024年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算しております。

なお、2024年9月13日に1株を200株とする株式分割を行っており、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) ストック・オプションの内容

	オリオンビール(株) 第1回新株予約権(有償)	オリオンビール(株) 第1回新株予約権(無償)	オリオンビール(株) 第2回新株予約権(無償)
決議年月日	2022年10月19日	2022年10月19日	2022年10月19日
付与対象者の区分及び人数	取締役 3名 執行役員及び従業員 8名	取締役 4名 執行役員及び従業員 41名	執行役員及び従業員 9名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 588,800株	普通株式 1,244,000株	普通株式 185,600株
付与日	2022年12月1日	2022年12月1日	2022年12月1日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。	権利確定条件は付されておりません。	権利確定条件は付されておりません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2022年12月1日 至 2029年11月7日	自 2022年12月1日 至 2029年10月18日	自 2022年12月1日 至 2030年9月30日

	オリオンビール(株) 第3回新株予約権(有償)	オリオンビール(株) 第3回新株予約権(無償)	オリオンビール(株) 第4回新株予約権(有償)
決議年月日	2022年10月19日	2022年10月19日	2022年10月19日
付与対象者の区分及び人数	取締役 2名 執行役員及び従業員 3名	執行役員及び従業員 11名	取締役 1名 執行役員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 228,000株	普通株式 656,000株	普通株式 364,000株
付与日	2022年12月1日	2022年12月1日	2022年12月1日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。	権利確定条件は付されておりません。	権利確定条件は付されておりません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2022年12月1日 至 2031年9月3日	自 2023年9月4日 至 2031年9月3日	自 2022年12月1日 至 2032年9月16日

	オリオンビール(株) 第4回新株予約権（無償）	オリオンビール(株) 第5回新株予約権（有償）	オリオンビール(株) 第5回新株予約権（無償）
決議年月日	2022年10月19日	2023年11月17日	2023年11月17日
付与対象者の区分及び人数	取締役 1名 執行役員及び従業員 17名	取締役 2名 執行役員及び従業員 10名	取締役 2名 執行役員及び従業員 14名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 512,000株	普通株式 320,400株	普通株式 295,600株
付与日	2022年12月1日	2023年12月11日	2023年12月11日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。	権利確定条件は付されておりません。	権利確定条件は付されておりません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2024年9月17日 至 2032年9月16日	自 2023年12月11日 至 2033年11月17日	自 2025年11月18日 至 2033年11月17日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

a. ストック・オプションの数

	オリオンビール(株) 第1回新株予約権（有償）	オリオンビール(株) 第1回新株予約権（無償）
権利確定前（株）		
前連結会計年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後（株）		
前連結会計年度末	588,800	1,244,000
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	71,200	172,800
未行使残	517,600	1,071,200

	オリオンビール(株) 第2回新株予約権（無償）	オリオンビール(株) 第3回新株予約権（有償）
権利確定前（株）		
前連結会計年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後（株）		
前連結会計年度末	185,600	228,000
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	20,000	20,000
未行使残	165,600	208,000

	オリオンビール(株) 第3回新株予約権（無償）	オリオンビール(株) 第4回新株予約権（有償）
権利確定前（株）		
前連結会計年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後（株）		
前連結会計年度末	656,000	364,000
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	32,000	-
未行使残	624,000	364,000

	オリオンビール株 第4回新株予約権（無償）	オリオンビール株 第5回新株予約権（有償）
権利確定前（株）		
前連結会計年度末	512,000	-
付与	-	320,400
失効	-	-
権利確定	-	320,400
未確定残	512,000	-
権利確定後（株）		
前連結会計年度末	-	-
権利確定	-	320,400
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	320,400

	オリオンビール株 第5回新株予約権（無償）
権利確定前（株）	
前連結会計年度末	-
付与	295,600
失効	-
権利確定	-
未確定残	295,600
権利確定後（株）	
前連結会計年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

b. 単価情報

	オリオンビール(株) 第1回新株予約権（有償）	オリオンビール(株) 第1回新株予約権（無償）
権利行使価格（円）	250	250
行使時平均株価（円）	-	-
付与日における公正な評価単価（円）	-	-

	オリオンビール(株) 第2回新株予約権（無償）	オリオンビール(株) 第3回新株予約権（有償）
権利行使価格（円）	250	250
行使時平均株価（円）	-	-
付与日における公正な評価単価（円）	-	-

	オリオンビール(株) 第3回新株予約権（無償）	オリオンビール(株) 第4回新株予約権（有償）
権利行使価格（円）	250	250
行使時平均株価（円）	-	-
付与日における公正な評価単価（円）	-	-

	オリオンビール(株) 第4回新株予約権（無償）	オリオンビール(株) 第5回新株予約権（有償）
権利行使価格（円）	250	600
行使時平均株価（円）	-	-
付与日における公正な評価単価（円）	-	-

	オリオンビール(株) 第5回新株予約権（無償）
権利行使価格（円）	600
行使時平均株価（円）	-
付与日における公正な評価単価（円）	-

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与時点において当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の本源的価値をもってストック・オプションの評価単価としております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法はDCF法等により算出した価格を採用しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額	1,211 百万円
当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	- 百万円

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

当連結会計年度(2025年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算しております。

なお、2024年9月13日に1株を200株とする株式分割を行っており、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) ストック・オプションの内容

	オリオンビール㈱ 第1回新株予約権(有償)	オリオンビール㈱ 第1回新株予約権(無償)	オリオンビール㈱ 第2回新株予約権(無償)
決議年月日	2022年10月19日	2022年10月19日	2022年10月19日
付与対象者の区分及び人数	取締役 3名 執行役員及び従業員 8名	取締役 4名 執行役員及び従業員 41名	執行役員及び従業員 9名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 588,800株	普通株式 1,244,000株	普通株式 185,600株
付与日	2022年12月1日	2022年12月1日	2022年12月1日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。	権利確定条件は付されておりません。	権利確定条件は付されておりません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2022年12月1日 至 2029年11月7日	自 2022年12月1日 至 2029年10月18日	自 2022年12月1日 至 2030年9月30日

	オリオンビール㈱ 第3回新株予約権(有償)	オリオンビール㈱ 第3回新株予約権(無償)	オリオンビール㈱ 第4回新株予約権(有償)
決議年月日	2022年10月19日	2022年10月19日	2022年10月19日
付与対象者の区分及び人数	取締役 2名 執行役員及び従業員 3名	執行役員及び従業員 11名	取締役 1名 執行役員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 228,000株	普通株式 656,000株	普通株式 364,000株
付与日	2022年12月1日	2022年12月1日	2022年12月1日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。	権利確定条件は付されておりません。	権利確定条件は付されておりません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2022年12月1日 至 2031年9月3日	自 2023年9月4日 至 2031年9月3日	自 2022年12月1日 至 2032年9月16日

	オリオンビール(株) 第4回新株予約権（無償）	オリオンビール(株) 第5回新株予約権（有償）	オリオンビール(株) 第5回新株予約権（無償）
決議年月日	2022年10月19日	2023年11月17日	2023年11月17日
付与対象者の区分及び人数	取締役 1名 執行役員及び従業員 17名	取締役 2名 執行役員及び従業員 10名	取締役 2名 執行役員及び従業員 14名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 512,000株	普通株式 320,400株	普通株式 295,600株
付与日	2022年12月1日	2023年12月11日	2023年12月11日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。	権利確定条件は付されておりません。	権利確定条件は付されておりません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2024年9月17日 至 2032年9月16日	自 2023年12月11日 至 2033年11月17日	自 2025年11月18日 至 2033年11月17日

	オリオンビール(株) 第6回新株予約権（有償）	オリオンビール(株) 第6回新株予約権（無償）
決議年月日	2024年6月17日	2024年6月17日
付与対象者の区分及び人数	取締役 1名 執行役員及び従業員 7名	取締役 1名 執行役員及び従業員 8名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 59,800株	普通株式 130,600株
付与日	2024年7月22日	2024年7月22日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。	権利確定条件は付されておりません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2024年7月22日 至 2034年6月17日	自 2026年6月18日 至 2034年6月17日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

a. ストック・オプションの数

	オリオンビール(株) 第1回新株予約権（有償）	オリオンビール(株) 第1回新株予約権（無償）
権利確定前（株）		
前連結会計年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後（株）		
前連結会計年度末	517,600	1,071,200
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	17,600
未行使残	517,600	1,053,600

	オリオンビール(株) 第2回新株予約権（無償）	オリオンビール(株) 第3回新株予約権（有償）
権利確定前（株）		
前連結会計年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後（株）		
前連結会計年度末	165,600	208,000
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	28,800
未行使残	165,600	179,200

	オリオンビール(株) 第3回新株予約権（無償）	オリオンビール(株) 第4回新株予約権（有償）
権利確定前（株）		
前連結会計年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後（株）		
前連結会計年度末	624,000	364,000
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	39,200	-
未行使残	584,800	364,000

	オリオンビール(株) 第4回新株予約権（無償）	オリオンビール(株) 第5回新株予約権（有償）
権利確定前（株）		
前連結会計年度末	512,000	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	512,000	-
未確定残	-	-
権利確定後（株）		
前連結会計年度末	-	320,400
権利確定	512,000	-
権利行使	-	-
失効	35,200	52,000
未行使残	476,800	268,400

	オリオンビール(株) 第5回新株予約権（無償）	オリオンビール(株) 第6回新株予約権（有償）
権利確定前（株）		
前連結会計年度末	295,600	-
付与	-	59,800
失効	36,000	-
権利確定	-	59,800
未確定残	259,600	-
権利確定後（株）		
前連結会計年度末	-	-
権利確定	-	59,800
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	59,800

	オリオンビール(株) 第6回新株予約権（無償）
権利確定前（株）	
前連結会計年度末	-
付与	130,600
失効	-
権利確定	-
未確定残	130,600
権利確定後（株）	
前連結会計年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

b. 単価情報

	オリオンビール(株) 第1回新株予約権（有償）	オリオンビール(株) 第1回新株予約権（無償）
権利行使価格（円）	250	250
行使時平均株価（円）	-	-
付与日における公正な評価単価（円）	-	-

	オリオンビール(株) 第2回新株予約権（無償）	オリオンビール(株) 第3回新株予約権（有償）
権利行使価格（円）	250	250
行使時平均株価（円）	-	-
付与日における公正な評価単価（円）	-	-

	オリオンビール(株) 第3回新株予約権（無償）	オリオンビール(株) 第4回新株予約権（有償）
権利行使価格（円）	250	250
行使時平均株価（円）	-	-
付与日における公正な評価単価（円）	-	-

	オリオンビール(株) 第4回新株予約権（無償）	オリオンビール(株) 第5回新株予約権（有償）
権利行使価格（円）	250	600
行使時平均株価（円）	-	-
付与日における公正な評価単価（円）	-	-

	オリオンビール(株) 第5回新株予約権（無償）	オリオンビール(株) 第6回新株予約権（有償）
権利行使価格（円）	600	750
行使時平均株価（円）	-	-
付与日における公正な評価単価（円）	-	-

	オリオンビール(株) 第6回新株予約権（無償）
権利行使価格（円）	750
行使時平均株価（円）	-
付与日における公正な評価単価（円）	-

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与時点において当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の本源的価値をもってストック・オプションの評価単価としております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法はDCF法等により算出した価格を採用しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しています。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額	1,953百万円
当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	-百万円

(税効果会計関係)

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	24百万円
貸倒引当金	53〃
投資有価証券評価損	82〃
賞与引当金	91〃
退職給付に係る負債	67〃
資産除去債務	195〃
連結時価評価差額等	375〃
その他	183〃
繰延税金資産小計	1,074百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△544〃
評価性引当額小計	△544百万円
繰延税金資産合計	530百万円

繰延税金負債

資産除去債務	△119百万円
固定資産圧縮積立金	△470〃
連結時価評価差額等	△2,206〃
繰延税金負債合計	△2,796百万円
繰延税金資産純額	△2,266百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となつた主要な項目別の内訳

法定実効税率	29. 92%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0. 44%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0. 21%
税額控除等	△1. 40%
評価性引当額の増減	△6. 52%
その他	△1. 10%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	21. 13%

当連結会計年度(自2024年4月1日 至2025年3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	205百万円
貸倒引当金	51〃
投資有価証券評価損	85〃
賞与引当金	84〃
退職給付に係る負債	85〃
資産除去債務	199〃
連結時価評価差額等	354〃
その他	187〃
繰延税金資産小計	1, 253百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△191〃
評価性引当額小計	△191百万円
繰延税金資産合計	1, 062百万円
繰延税金負債	
資産除去債務	△113百万円
固定資産圧縮積立金	△467〃
連結時価評価差額等	△1, 721〃
繰延税金負債合計	△2, 301百万円
繰延税金資産純額	△1, 238百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となつた主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に公布され、2026年4月1日以降に開始する連結会計年度から防衛特別法人税が課されることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、2026年4月1日以降に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については従来の29. 92%から30. 82%になります。

この税率変更による連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

共通支配下の取引等

当社は2023年12月1日に株式会社ホテルロイヤルオリオン及びオリオン嵐山株式会社を消滅会社、当社を存続会社とする吸収合併を行いました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び当該事業の内容

(吸収合併存続会社)

名称：オリオンビール株式会社

事業内容：酒類清涼飲料の製造・商品仕入及び販売事業、観光・ホテル事業

(吸収合併消滅会社)

名称：株式会社ホテルロイヤルオリオン

事業内容：観光・ホテル事業（ホテル運営管理）

名称：オリオン嵐山株式会社

事業内容：観光・ホテル事業（自社保有不動産の賃貸）

(2) 企業結合日

2023年12月1日

(3) 企業結合の法的形式

オリオンビール株式会社を存続会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

オリオンビール株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

本合併は、当社グループにおける事業再編の一環として、連結グループ会社の組織運営強化及び業務の合理化・効率化並びに収益性の向上を図ることを目的としております。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社における建物の解体時におけるアスベスト除去費用であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

負債計上した資産除去債務の算定にあたり、建物につきましては、見込期間を取得から16～40年と見積り、割引率は1.500～2.285%を使用しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	263百万円
見積りの変更による増加額	403 ▶
時の経過による調整額	6 ▲
資産除去債務の履行による減少額	△19 ▲
期末残高	653百万円

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社における建物の解体時のアスベスト除去費用であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

負債計上した資産除去債務の算定にあたり、建物につきましては、見込期間を取得から16～40年と見積り、割引率は1.500～2.285%を使用しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	653百万円
時の経過による調整額	9 " "
資産除去債務の履行による減少額	△0 "
期末残高	662百万円

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当社グループでは、賃貸収益を得ることを目的として沖縄県内において賃貸オフィスビル、賃貸ホテル施設や賃貸商業施設等（土地を含む）を所有しております。

2024年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸等損益は337百万円（主な賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）、売却益は3,244百万円（特別利益に計上）であります。

また、賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	期首残高	11,124
	期中増減額	△2,018
	期末残高	9,106
	期末時価	11,121

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 期中増減額のうち、主な増加は、設備投資（21百万円）であり、主な減少は、不動産の売却（1,813百万円）、減価償却費（272百万円）であります。

3. 期末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づきます。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当社グループでは、賃貸収益を得ることを目的として沖縄県内において賃貸ホテル施設や賃貸商業施設等（土地を含む）を所有しております。

2025年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸等損益は265百万円（主な賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であり、売却益は3,838百万円（特別利益に計上）であります。

また、賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	期首残高	9,106
	期中増減額	△4,463
	期末残高	4,643
	期末時価	6,189

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 期中増減額のうち、主な増加は、設備投資（26百万円）であり、主な減少は、不動産の売却（4,359百万円）、減価償却費（228百万円）であります。

3. 期末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づきます。

(収益認識関係)

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント		合計
	酒類清涼飲料事業	観光・ホテル事業	
(1) 酒類清涼飲料	21,149	—	21,149
(2) ホテル	—	3,828	3,828
顧客との契約から生じる収益	21,149	3,828	24,977
その他の収益（注）	—	1,031	1,031
外部顧客への売上高	21,149	4,859	26,009

(注) 「その他の収益」は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づく賃貸収入等であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

<酒類清涼飲料事業>

当社グループでは、酒類清涼飲料製品の製造、販売を主な事業としております。また、その他酒類清涼飲料商品について仕入、販売を行っております。これらの製商品の販売については、製商品の引渡時点において顧客が当該製商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しておりますが、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該製商品の支配が顧客に移転されるときまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また収益は顧客との契約において約束された対価からリベート等を控除した金額で測定しております。取引の対価は履行義務を充足してから1年内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

なお、当社グループが代理人として行う商品の販売については、引渡時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

<観光・ホテル事業>

当社グループは、ホテルの運営を行っております。ホテルの収入は、サービスの提供が完了した時点で収益を認識しております。

また、当社グループは、複数の観光用不動産を保有し賃貸、管理等を行っております。不動産の賃貸による収入は、「リース取引に関する会計基準（企業会計基準第13号 2007年3月30日）等」に基づき収益を認識しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	2,391
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	2,431
契約負債（期首残高）	—
契約負債（期末残高）	—

過去の期間に充足した履行義務から前連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント		合計
	酒類清涼飲料事業	観光・ホテル事業	
(1) 酒類清涼飲料	22,728	—	22,728
(2) ホテル	—	5,235	5,235
顧客との契約から生じる収益	22,728	5,235	27,963
その他の収益（注）	—	902	902
外部顧客への売上高	22,728	6,138	28,866

(注) 「その他の収益」は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づく賃貸収入等であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

＜酒類清涼飲料事業＞

当社グループでは、酒類清涼飲料製品の製造、販売を主な事業としております。また、その他酒類清涼飲料商品について仕入、販売を行っております。これらの製商品の販売については、製商品の引渡時点において顧客が当該製商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しておりますが、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該製商品の支配が顧客に移転されるときまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また収益は顧客との契約において約束された対価からリバート等を控除した金額で測定しております。取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

なお、当社グループが代理人として行う商品の販売については、引渡時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

＜観光・ホテル事業＞

当社グループは、ホテルの運営を行っております。ホテルの収入は、サービスの提供が完了した時点で収益を認識しております。

また、当社グループは、複数の観光用不動産を保有し賃貸、管理等を行っております。不動産の賃貸による収入は、「リース取引に関する会計基準（企業会計基準第13号 2007年3月30日）等」に基づき収益を認識しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	2,431
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	2,789
契約負債（期首残高）	—
契約負債（期末残高）	—

過去の期間に充足した履行義務から当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社グループは、事業セグメントを商品・サービスの性質、グループの組織体制に基づき分類しております。

報告セグメントは、経営者が当社グループの各事業セグメント管理に使用している内部管理報告に基づいております。従って、当社グループは主要事業を基礎とした事業別セグメントから構成されており、「酒類清涼飲料事業」及び「観光・ホテル事業」の2つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

当社グループの酒類清涼飲料事業は、酒類清涼飲料を販売し、観光・ホテル事業は、所有する観光用不動産を活用して一部ホテルを所有又は運営し、ホテルの客室の提供及び飲食物の販売を行い、また、所有する観光用不動産を外部に賃貸しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額 (注) 2
	酒類清涼飲料 事業	観光・ホテル 事業	合計		
売上高					
外部顧客への売上高	21,149	4,859	26,009	—	26,009
セグメント間の内部 売上高又は振替高	28	1	30	△30	—
計	21,178	4,861	26,040	△30	26,009
セグメント利益又は 損失(△)	3,136	△275	2,861	△10	2,850
セグメント資産	23,445	31,534	54,979	152	55,132
セグメント負債	6,600	5,873	12,473	17,645	30,119
その他の項目					
減価償却費	720	977	1,698	10	1,708
のれんの償却額	—	26	26	—	26
持分法適用会社への投資額	466	—	466	—	466
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	719	3,267	3,987	—	3,987

(注) 1. 調整額は以下のとおりであります。

- ①セグメント利益又は損失(△)の調整額△10百万円には、減価償却費の調整額△10百万円が含まれております。
- ②セグメント資産の調整額152百万円には、セグメント間取引消去△5百万円及び各報告セグメントに配分していない全社資産157百万円が含まれております。全社資産は報告セグメントに帰属しない連結上の商標権であります。
- ③セグメント負債の調整額17,645百万円は、セグメント間取引消去△5百万円及び各報告セグメントに配分していない全社負債17,650百万円が含まれております。全社負債は本社の長期借入金17,603百万円及び報告セグメントに帰属しない連結上の商標権に係る税効果47百万円であります。

2. セグメント利益又は損失(△)は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社グループは、事業セグメントを商品・サービスの性質、グループの組織体制に基づき分類しております。

報告セグメントは、経営者が当社グループの各事業セグメント管理に使用している内部管理報告に基づいております。

従って、当社グループは主要事業を基礎とした事業別セグメントから構成されており、「酒類清涼飲料事業」及び「観光・ホテル事業」の2つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

当社グループの酒類清涼飲料事業は、酒類清涼飲料を販売し、観光・ホテル事業は、所有する観光用不動産を活用して一部ホテルを所有又は運営し、ホテルの客室の提供及び飲食物の販売を行い、また、所有する観光用不動産を外部に賃貸しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額 (注) 2
	酒類清涼飲料 事業	観光・ホテル 事業	合計		
売上高				—	—
外部顧客への売上高	22,728	6,138	28,866	—	28,866
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	22,728	6,138	28,866	—	28,866
セグメント利益	3,201	288	3,489	△10	3,479
セグメント資産	23,560	27,169	50,730	145	50,875
セグメント負債	9,060	6,804	15,865	16,042	31,907
その他の項目				—	—
減価償却費	684	1,020	1,705	10	1,716
のれんの償却額	—	26	26	—	26
持分法適用会社への投資額	497	—	497	—	497
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	1,078	343	1,422	—	1,422

(注) 1. 調整額は以下のとおりであります。

- ①セグメント利益の調整額△10百万円には、減価償却費の調整額△10百万円が含まれております。
- ②セグメント資産の調整額145百万円には、セグメント間取引消去△1百万円及び各報告セグメントに配分しない全社資産147百万円が含まれております。全社資産は報告セグメントに帰属しない連結上の商標権であります。
- ③セグメント負債の調整額16,042百万円は、セグメント間取引消去△1百万円及び各報告セグメントに配分しない全社負債16,043百万円が含まれております。全社負債は本社の長期借入金16,000百万円及び報告セグメントに帰属しない連結上の商標権に係る税効果43百万円であります。

2. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント		合計	調整額	連結財務諸表 計上額
	酒類清涼飲料事業	観光・ホテル事業			
当期末残高	—	164	164	—	164

(注) のれん償却額に関しては、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント		合計	調整額	連結財務諸表 計上額
	酒類清涼飲料事業	観光・ホテル事業			
当期末残高	—	138	138	—	138

(注) のれん償却額に関しては、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
(1) 親会社及び法人主要株主等

(金額：百万円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容又 は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合	関連当事者と の関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主 (会社等)	野村キャピタル・ パートナーズ第一 号投資事業有限責 任組合	東京都 千代田区	-	投資事業	(被所有) 直接39.61%	当社の主要 株主 役員の兼任	自己株式の 取得 (注1)	4,398	-	-
							担保の受入	(注2)	-	-
主要株主 (会社等)	CJP MC Holdings, L.P.	英國領ケ イマン諸 島	-	普通株式等 の保有	(被所有) 直接38.06%	当社の主要 株主	自己株式の 取得 (注1)	4,225	-	-
							担保の受入	(注2)	-	-
主要株主 (会社等)	アサヒビール㈱	東京都 墨田区	20,000	酒類製品の 製造・販売	(被所有) 直接10.11%	資本業務提 携 役員の兼任	自己株式の 取得 (注1)	1,122	-	-
主要株主 (会社等)	近鉄グループホー ルディングス㈱	大阪市 天王寺区	126,476	グループ会 社の管理	(被所有) 直接10.09%	資本業務提 携	自己株式の 取得 (注1)	1,120	-	-

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

自己株式の取得については、2025年3月18日開催の取締役会決議及び同月27日開催の株主総会（みなし）決議に基づき、当社普通株式13,750,200株を1株当たり800円で取得しております。

2. 当社の金融機関からの借入に対して、保有する当社の全株式の担保提供を受けております。

(2) 役員及び個人主要株主等

(金額：百万円)

種類	会社等の名称 または氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容又 は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合	関連当事者と の関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	村野一	-	-	当社及びオ リオンホール ド代表取 締役社長	(被所有) 直接0.20%	-	自己株式の 取得	22	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

自己株式の取得については、2025年3月18日開催の取締役会決議及び同月27日開催の株主総会（みなし）決議に基づき、当社普通株式13,750,200株を1株当たり800円で取得しております。

(1 株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1 株当たり純資産額	458.32円	464.61円
1 株当たり当期純利益	85.25円	133.90円

- (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握出来ないため、記載しておりません。
 2. 当社は、2024年9月13日付で普通株式1株につき普通株式200株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して 1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益を算定しております。
 3. 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1 株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	4,649	7,301
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	4,649	7,301
普通株式の期中平均株式数(株)	54,546,250	54,525,928
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 9 種類 (新株予約権の数 20,392 個) (新株予約権の目的となる株式数 4,078,400 株)	新株予約権 11 種類 (新株予約権の数 20,300 個) (新株予約権の目的となる株式数 4,060,000 株) これらの詳細については、「第 4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

4. 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前連結会計年度末 (2024年3月31日)	当連結会計年度末 (2025年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	25,013	18,968
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	5	5
(うち新株予約権(百万円))	(5)	(5)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	25,007	18,962
1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	54,563,600	40,813,400

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

株式分割及び単元株制度の採用

当社は、2024年8月21日開催の取締役会決議により、2024年9月13日付で株式分割を行っております。

また2024年9月3日開催の臨時株主総会決議により、2024年9月13日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

1. 株式分割及び単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2024年9月12日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の有する普通株式を、1株につき200株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数 272,818株

今回の分割により増加する株式数 54,290,782株

株式分割後の発行済株式総数 54,563,600株

分割後の発行可能株式総数 200,000,000株

(3) 株式分割の効力発生日

2024年9月13日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響は、(1株当たり情報)に反映されております。

3. 単元株制度の概要

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 重要な資産の譲渡

当社は、2025年4月18日の取締役会決議において、以下の通り当社が保有するオリオンホテル那覇に関する固定資産の譲渡を決議致しました。

(1) 譲渡の理由

観光・ホテル事業における資産ポートフォリオの見直しにより、沖縄と共に持続的に成長する循環成長型のビジネスモデルの強化を図るためです。

(2) 譲渡する相手会社の名称

名称 : 株式会社ケン・コーポレーション

所在地 : 東京都港区西麻布1-2-7

代表者の役職・氏名 : 代表取締役社長 中川 堅悟

: 1. 日本人向・外国人向住居、オフィスの賃貸仲介
2. 都内近郊の高級不動産の売買仲介
3. 企画・管理など不動産に関する総合的コンサルティング業務
4. 信託受益権の販売又はその代理若しくは媒介

資本金 : 513百万円

設立年月 : 1972年12月

当社との関係 : 譲渡先と当社との間には、記載すべき資本関係、人的関係、取引関係及び関連当事者として記載すべき事項はありません。

(3) 譲渡資産の種類

土地、建物及びその他ホテル運営に使用される動産等全ての設備

(4) 譲渡前の使途

ホテル運営

(5) 謙渡の時期

決議日 : 2025年4月18日
契約日 : 2025年5月15日
決済・引渡日 : 2025年5月26日

(6) 謙渡価額

4,500百万円

2. 連結子会社の解散及び清算

当社は、2025年7月18日開催の取締役会決議において、当社の連結子会社であるオリオン沖映合同会社を解散及び清算することを決議いたしました。

(1) 解散及び清算の理由

当社グループの事業の見直しに伴い、同社所有の土地建物を売却し事業は終了していることから、同社を解散及び清算することを決定いたしました。

(2) 解散及び清算する子会社等の概要

① 名称	オリオン沖映合同会社
② 所在地	沖縄県豊見城市字豊崎1-411
③ 事業内容	ホテル・保養施設・娯楽施設の運営
④ 資本金	10百万円
⑤ 設立年月	2017年4月
⑥ 出資比率	当社100%

(3) 解散及び清算の時期

2025年7月18日 解散
2025年10月下旬 清算結了（予定）

(4) 当該解散及び清算による損益への影響

翌連結会計年度以降の損益に与える影響は軽微であります。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	1,733	705	1.23	—
1年以内に返済予定のリース債務	82	105	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	17,069	16,361	1.41	2026年4月～ 2033年3月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	185	184	—	2026年4月～ 2030年2月
その他有利子負債 長期預り金	881	931	0.225	—
合計	19,952	18,287	—	—

(注) 1. 「平均利率」は、期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

なお、リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しておりますので、記載しておりません。

2. その他有利子負債「長期預り金」は、代理店基本契約に伴う契約保証金で、代理店契約の解除等特別な事情がある場合のみ払い出すものであり、個別の返済予定がないため、「返済期限」について記載しておりません。
3. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

(単位：百万円)

区分	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
長期借入金	705	705	705	705
リース債務	73	64	36	9

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

最近の経営成績及び財政状態の概要

2025年8月8日の取締役会において承認された第69期（自2025年4月1日 至2026年3月31日）の第1四半期連結会計期間（自2025年4月1日 至2025年6月30日）の四半期連結財務諸表は次のとおりであります。

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位：百万円)

当第1四半期連結会計期間
(2025年6月30日)

資産の部

流動資産

現金及び預金	9,385
売掛金	2,871
商品及び製品	1,462
原材料及び貯蔵品	771
その他	419
貸倒引当金	△3
流動資産合計	14,907

固定資産

有形固定資産

建物及び構築物	26,173
減価償却累計額	△12,090
建物及び構築物（純額）	14,082
機械装置及び運搬具	20,340
減価償却累計額	△17,847
機械装置及び運搬具（純額）	2,492
土地	7,355
建設仮勘定	332
その他	2,103
減価償却累計額	△1,501
その他（純額）	601
有形固定資産合計	24,864

無形固定資産

のれん	132
その他	600
無形固定資産合計	732

投資その他の資産

投資有価証券	2,626
その他	617
貸倒引当金	△168
投資その他の資産合計	3,075
固定資産合計	28,673

資産合計

43,580

(単位：百万円)

当第1四半期連結会計期間
(2025年6月30日)

負債の部

流動負債

買掛金	1,180
1年内返済予定の長期借入金	705
未払金	1,806
未払酒税	875
未払法人税等	563
賞与引当金	322
役員賞与引当金	4
その他	1,914
流動負債合計	7,373

固定負債

長期借入金	16,327
繰延税金負債	1,573
役員退職慰労引当金	18
退職給付に係る負債	290
資産除去債務	81
長期預り金	948
その他	183
固定負債合計	19,424
負債合計	26,797

純資産の部

株主資本

資本金	378
資本剰余金	14,109
利益剰余金	2,289
株主資本合計	16,777
新株予約権	5
純資産合計	16,783
負債純資産合計	43,580

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

四半期連結損益計算書

第1四半期連結累計期間

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年6月30日)
売上高	7,045
売上原価	3,360
売上総利益	3,685
販売費及び一般管理費	2,608
営業利益	1,076
営業外収益	
受取利息	0
受取配当金	66
持分法による投資利益	11
その他	37
営業外収益合計	115
営業外費用	
支払利息	62
その他	44
営業外費用合計	107
経常利益	1,084
特別利益	
固定資産売却益	844
資産除去債務戻入益	208
特別利益合計	1,053
特別損失	
固定資産除却損	2
特別損失合計	2
税金等調整前四半期純利益	2,135
法人税、住民税及び事業税	574
法人税等調整額	73
法人税等合計	647
四半期純利益	1,488
非支配株主に帰属する四半期純利益	-
親会社株主に帰属する四半期純利益	1,488

四半期連結包括利益計算書

第1四半期連結累計期間

(単位：百万円)

当第1四半期連結会計期間
(自 2025年4月1日
至 2025年6月30日)

四半期純利益	1,488
四半期包括利益	1,488
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	1,488

(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

当社は、2025年6月20日開催の取締役会決議に基づき、自己株式13,750,200株の消却を行いました。この結果、当第1四半期連結累計期間において利益剰余金が11,000百万円、自己株式が11,000百万円それぞれ減少し、当第1四半期連結会計期間末において利益剰余金が2,289百万円となり、また、自己株式の残高はございません。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(セグメント情報等の注記)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年6月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント		合計	調整額 (注)1	連結財務諸表 計上額 (注)2
	酒類清涼飲料 事業	観光・ホテル 事業			
売上高					
(1) 外部顧客への売上高	5,739	1,306	7,045	-	7,045
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	5,739	1,306	7,045	-	7,045
セグメント利益	1,033	45	1,079	△2	1,076

(注) 1 セグメント利益の調整額△2百万円には、減価償却費の調整額△2百万円が含まれております。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(キャッシュ・フロー計算書に関する注記)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

当第1四半期連結累計期間
(自 2025年4月1日
至 2025年6月30日)

減価償却費	414 百万円
-------	---------

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流动資産		
現金及び預金	10,059	9,744
売掛金	2,409	2,697
商品	150	275
製品	509	387
半製品	291	314
原材料	340	328
未着品	80	108
貯蔵品	300	304
その他	※1 316	※1 191
流动資産合計	<u>14,457</u>	<u>14,352</u>
固定資産		
有形固定資産		
建物	※2 13,911	※2 13,760
構築物	1,014	1,059
機械及び装置	2,187	2,320
車両運搬具	9	8
工具、器具及び備品	319	423
土地	※2 6,933	※2 6,036
リース資産	227	255
建設仮勘定	585	77
有形固定資産合計	<u>25,187</u>	<u>23,942</u>

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
無形固定資産		
のれん	164	138
借地権	13	13
商標権	15	15
ソフトウエア	18	10
ソフトウエア仮勘定	163	439
リース資産	16	8
その他	2	2
無形固定資産合計	395	627
投資その他の資産		
投資有価証券	2,135	2,135
関係会社株式	※2 476	476
関係会社出資金	※2 3,900	3,900
長期貸付金	6	4
会員権	69	66
その他	240	272
貸倒引当金	△179	△168
投資その他の資産合計	6,649	6,687
固定資産合計	32,232	31,257
資産合計	46,690	45,609

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	935	1,097
関係会社短期借入金	—	※1 6,500
1年内返済予定の長期借入金	※2 1,733	※2 705
リース債務	82	105
未払金	※1 3,011	※1 2,205
未払費用	※1 147	※1 243
未払酒税	879	831
未払法人税等	491	1,443
未払消費税等	332	28
賞与引当金	226	213
役員賞与引当金	32	25
前受金	97	117
預り金	63	2,209
その他	207	222
流動負債合計	8,241	15,947
固定負債		
長期借入金	※2 17,069	※2 16,361
リース債務	185	184
退職給付引当金	226	278
役員退職慰労引当金	15	15
長期預り金	912	951
資産除去債務	653	662
繰延税金負債	647	157
固定負債合計	19,710	18,611
負債合計	27,952	34,559

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	378	378
資本剰余金		
資本準備金	18	18
資本剰余金合計	18	18
利益剰余金		
利益準備金	90	90
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	1,102	1,063
設備改善積立金	5,000	—
従業員厚生資金	300	—
原材料調節資金	200	—
別途積立金	36,722	—
繰越利益剰余金	△25,078	20,495
利益剰余金合計	18,336	21,648
自己株式		
—		△11,000
株主資本合計	18,732	11,044
新株予約権	5	5
純資産合計	18,738	11,050
負債純資産合計	46,690	45,609

② 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
売上高	※1 24,960	※1 27,863
売上原価	12,655	13,845
売上総利益	12,305	14,018
販売費及び一般管理費	※1、※2 9,137	※1、※2 10,746
営業利益	3,168	3,271
営業外収益		
受取利息及び配当金	154	1,163
貸倒引当金戻入額	1	11
雑収入	※1 226	※1 248
営業外収益合計	382	1,423
営業外費用		
支払利息	179	227
雑損失	250	211
営業外費用合計	429	439
経常利益	3,120	4,256
特別利益		
固定資産売却益	2,057	3,050
投資有価証券売却益	22	—
補助金収入	83	—
抱合せ株式消滅差益	661	—
特別利益合計	2,825	3,050
特別損失		
固定資産除却損	92	43
投資有価証券売却損	0	—
投資有価証券評価損	0	—
特別損失合計	92	43
税引前当期純利益	5,853	7,263
法人税、住民税及び事業税	1,273	2,094
法人税等調整額	△53	△490
法人税等合計	1,219	1,604
当期純利益	4,634	5,658

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
I 製品売上原価					
1 製品期首棚卸高		428		509	
2 製品製造原価					
① 原材料費		3,219		3,617	
② 労務費		469		512	
③ 経費	※1	1,607		1,725	
当期総製造費用		5,296		5,855	
期首半製品棚卸高		301		291	
合計		5,598		6,147	
期末半製品棚卸高		291		314	
当期製品製造原価		5,306		5,832	
3 酒税		5,375		5,439	
合計		11,111		11,781	
他勘定振替		59		84	
製品期末棚卸高		509		387	
製品売上原価		10,542	83.3	11,309	81.7
II 商品売上原価					
商品期首棚卸高		170		150	
当期商品仕入高		1,312		1,766	
合計		1,483		1,917	
商品期末棚卸高		150		275	
商品売上原価		1,333	10.5	1,641	11.9
III ホテル売上原価					
ホテル売上原価		370	2.9	500	3.6
IV 賃貸不動産売上原価					
賃貸不動産売上原価		409	3.2	393	2.8
売上原価合計		12,655	100.0	13,845	100.0

(注)

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
※1 経費の主なものは次のとおりであります。 減価償却費 535百万円 電力費 222百万円	※1 経費の主なものは次のとおりであります。 減価償却費 564百万円 電力費 257百万円

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、工程別総合原価計算による実際原価計算であります。

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計
当期首残高	378	18	13,548	13,566
当期変動額				
剰余金の配当	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—
固定資産圧縮積立金 の 取崩	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	7	7
自己株式の消却	—	—	△43,289	△43,289
繰越利益剰余金から その他資本剰余金へ の 振替	—	—	29,734	29,734
株主資本以外の項目 の 当期変動額（純額）	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	△13,548	△13,548
当期末残高	378	18	—	18

	株主資本								
	利益 準備金	利益剰余金							
		固定資産 圧縮 積立金	設備改善 積立金	従業員 厚生資金	配当平均 準備金	原材料 調節資金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	90	1,141	5,000	300	1,000	200	43,030	△5,743	45,017
当期変動額									
剰余金の配当	—	—	—	—	△1,000	—	△6,307	5,725	△1,581
当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	4,634	4,634
固定資産圧縮積立金 の 取崩	—	△39	—	—	—	—	—	39	—
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の消却	—	—	—	—	—	—	—	—	—
繰越利益剰余金から その他資本剰余金へ の 振替	—	—	—	—	—	—	—	△29,734	△29,734
株主資本以外の項目 の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	△39	—	—	△1,000	—	△6,307	△19,334	△26,681
当期末残高	90	1,102	5,000	300	—	200	36,722	△25,078	18,336

(単位：百万円)

	株主資本		新株 予約権	純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計		
当期首残高	△43,297	15,664	4	15,669
当期変動額				
剰余金の配当	—	△1,581	—	△1,581
当期純利益	—	4,634	—	4,634
固定資産圧縮積立金 の 取崩	—	—	—	—
自己株式の処分	7	15	—	15
自己株式の消却	43,289	—	—	—
繰越利益剰余金から その他資本剰余金へ の 振替	—	—	—	—
株主資本以外の項目 の 当期変動額（純額）	—	—	1	1
当期変動額合計	43,297	3,067	1	3,069
当期末残高	—	18,732	5	18,738

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計
当期首残高	378	18	18
当期変動額			
剰余金の配当	—	—	—
当期純利益	—	—	—
固定資産圧縮積立金 の 取崩	—	—	—
積立金の取崩	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—
株主資本以外の項目 の 当期変動額（純額）	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	378	18	18

	株主資本							利益 剰余金 合計	
	利益剰余金								
	利益 準備金	その他利益剰余金							
		固定資産 圧縮 積立金	設備改善 積立金	従業員 厚生資金	原材料 調節資金	別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	90	1,102	5,000	300	200	36,722	△25,078	18,336	
当期変動額									
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△2,346	△2,346	
当期純利益	—	—	—	—	—	—	5,658	5,658	
固定資産圧縮積立金 の 取崩	—	△39	—	—	—	—	39	—	
積立金の取崩	—	—	△5,000	△300	△200	△36,722	42,222	—	
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—	
株主資本以外の項目 の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—	
当期変動額合計	—	△39	△5,000	△300	△200	△36,722	45,574	3,312	
当期末残高	90	1,063	—	—	—	—	20,495	21,648	

(単位：百万円)

	株主資本		新株 予約権	純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計		
当期首残高	—	18,732	5	18,738
当期変動額				
剰余金の配当	—	△2,346	—	△2,346
当期純利益	—	5,658	—	5,658
固定資産圧縮積立金 の 取崩	—	—	—	—
積立金の取崩	—	—	—	—
自己株式の取得	△11,000	△11,000	—	△11,000
株主資本以外の項目 の 当期変動額（純額）	—	—	0	0
当期変動額合計	△11,000	△7,687	0	△7,687
当期末残高	△11,000	11,044	5	11,050

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ①関係会社株式及び関係会社出資金 移動平均法による原価法
②その他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は、原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商 品	総平均法
製 品・半製品	総平均法
原 材 料・貯蔵品	総平均法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒り引当金

売掛金等債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき簡便法により計上しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金支給基準に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(追加情報)

当社は2019年6月19日付で役員退職慰労金制度を廃止しており、当事業年度末の役員退職慰労引当金残高は、制度廃止時においていた役員に対する当社所定の基準による打切支給予定額であり、支給時期はそれぞれの役員の退任時としております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

＜酒類清涼飲料事業＞

当社は、ビール類の各製品の製造、販売を主な事業しております。また、その他酒類清涼飲料商品について仕入、販売を行っております。これらの製商品の販売については、製商品の引渡時点において顧客が当該製商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しておりますが、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該製商品の支配が顧客に移転されるときまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また収益は顧客との契約において約束された対価からリベート等を控除した金額で測定しております。取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

なお、当社が代理人として行う商品の販売については、引渡時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

<観光・ホテル事業>

当社は、ホテルの運営を行っております。ホテルの収入は、サービスの提供が完了した時点で収益を認識しております。

また、当社は、複数の観光用不動産を保有し賃貸、管理等を行っております。不動産の賃貸による収入は、「リース取引に関する会計基準（企業会計基準第13号 2007年3月30日）等」に基づき収益を認識しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) のれんの償却方法及び期間

のれんの償却については、20年間の均等償却を行っております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①関係会社株式及び関係会社出資金 移動平均法による原価法

②その他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は、原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商 品	総平均法
製 品・半製品	総平均法
原材料・貯蔵品	総平均法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛金等債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき簡便法により計上しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金支給基準に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(追加情報)

当社は2019年6月19日付で役員退職慰労金制度を廃止しており、当事業年度末の役員退職慰労引当金残高は、制度廃止時に在任していた役員に対する当社所定の基準による打切り支給予定額であり、支給時期はそれぞれの役員の退任時としております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

＜酒類清涼飲料事業＞

当社は、ビール類の各製品の製造、販売を主な事業としております。また、その他酒類清涼飲料商品について仕入、販売を行っております。これらの製商品の販売については、製商品の引渡時点において顧客が当該製商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しておりますが、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該製商品の支配が顧客に移転されるときまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また収益は顧客との契約において約束された対価からリベート等を控除した金額で測定しております。取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

なお、当社が代理人として行う商品の販売については、引渡時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

＜観光・ホテル事業＞

当社は、ホテルの運営を行っております。ホテルの収入は、サービスの提供が完了した時点で収益を認識しております。

また、当社は、複数の観光用不動産を保有し賃貸、管理等を行っております。不動産の賃貸による収入は、「リース取引に関する会計基準（企業会計基準第13号 2007年3月30日）等」に基づき収益を認識しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) のれんの償却方法及び期間

のれんの償却については、20年間の均等償却を行っております。

(重要な会計上の見積り)

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産（繰延税金負債相殺前） 374百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第26号 2018年2月16日）に定める企業の分類及び期末における将来減算一時差異等の解消見込年度のスケジューリングに基づいて繰延税金資産を計上しております。当該見積りは、過去の実績や他の合理的と考えられる方法により行っておりますが、将来の不確実な経済条件の変動などにより影響を受け、実際に発生した時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度において財務諸表に影響を与える可能性があります。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産（繰延税金負債相殺前） 781百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第26号 2018年2月16日）に定める企業の分類及び期末における将来減算一時差異等の解消見込年度のスケジューリングに基づいて繰延税金資産を計上しております。当該見積りは、過去の実績や他の合理的と考えられる方法により行っておりますが、将来の不確実な経済条件の変動などにより影響を受け、実際に発生した時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度において財務諸表に影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年 改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20—3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による財務諸表への影響はありません。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
短期金銭債権	5百万円	0百万円
短期金銭債務	198〃	244〃

※2 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
建物	11,929百万円	9,535百万円
土地	3,922〃	1,824〃
関係会社株式	468〃	—〃
関係会社出資金	3,900〃	—〃
計	20,220百万円	11,359百万円

(2) 担保に係る債務

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	1,733百万円	705百万円
長期借入金	17,069〃	16,361〃
計	18,802百万円	17,066百万円

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	29百万円	—百万円
販売費及び一般管理費	1,360〃	1,913〃
営業取引以外の取引による取引高	114〃	1,119〃

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
販売手数料		
広告宣伝費	983〃	1,013〃
運搬費	977〃	1,237〃
給料	755〃	831〃
減価償却費	753〃	796〃
おおよその割合		
販売費	55.6%	58.9%
一般管理費	44.4%	41.1%

(有価証券関係)

前事業年度（2024年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	2024年3月31日
子会社株式	468
関連会社株式	7
計	476

当事業年度（2025年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	2025年3月31日
子会社株式	468
関連会社株式	7
計	476

(税効果会計関係)

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税等	20百万円
未払費用	55〃
貸倒引当金	53〃
投資有価証券評価損	82〃
賞与引当金	67〃
退職給付引当金	67〃
資産除去債務	195〃
合併受入資産評価差額	317〃
その他	294〃
繰延税金資産小計	1,155百万円
評価性引当額	△781〃
繰延税金資産合計	374百万円

繰延税金負債

資産除去債務	△119百万円
固定資産圧縮積立金	△470〃
合併受入資産評価差額	△431〃
繰延税金負債合計	△1,021百万円
繰延税金負債純額	△647百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	29.92%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.42%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.54%
税額控除等	△1.41%
評価性引当額の増減	△1.97%
合併による繰越欠損金の引継ぎ	△2.18%
抱合せ株式消滅差益	△3.38%
その他	△0.02%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.83%

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税等	61百万円
未払費用	29 //
貸倒引当金	51 //
投資有価証券評価損	85 //
賞与引当金	63 //
退職給付引当金	85 //
資産除去債務	199 //
合併受入資産評価差額	296 //
その他	342 //
繰延税金資産小計	1,216百万円
評価性引当額	△434 //
繰延税金資産合計	781百万円

繰延税金負債

資産除去債務	△113百万円
固定資産圧縮積立金	△467 //
合併受入資産評価差額	△358 //
繰延税金負債合計	△938百万円
繰延税金負債純額	△157百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった
主要な項目別の内訳

法定実効税率	29.92%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.27%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.55%
税額控除等	△0.12%
評価性引当額の増減	△4.77%
子会社土地譲渡差益	1.46%
税率変更	0.18%
その他	△0.30%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.09%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に公布され、2026年4月1日以降に開始する事業年度から防衛特別法人税が課されることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、2026年4月1日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の29.92%から30.82%になります。

この税率変更による財務諸表に与える影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 共通支配下の取引等

連結財務諸表「注記事項（企業結合等関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

(収益認識関係)

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

株式分割及び単元株制度の採用

連結財務諸表「注記事項（重要な後発事象）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

重要な資産の譲渡

連結財務諸表「注記事項（重要な後発事象）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

④ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

		銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	
投資有価証券	その他有価証券	那覇空港ビルディング(株)	3,500	489	
		(株)ジャパンエンターテイメントホールディングス	3,143	269	
		ザ・テラスホテルズ(株)	4,000	200	
		琉球セメント(株)	625,000	200	
		日本トランസオーシャン航空(株)	181,289	164	
		ムーンホテルズアンドリゾーツ(株)	2,570	128	
		大栄空輸(株)	3,800	104	
		(株)リウボウホールディングス	1,500	100	
		大同火災海上保険(株)	31,238	93	
		(株)りゆうせき	120,000	78	
		セコム琉球(株)	2,500	62	
		琉球朝日放送(株)	820	41	
		琉球放送(株)	6,000	39	
		石垣空港ターミナル(株)	700	35	
		那覇新都心(株)	500	25	
		琉球飼料(株)	533	16	
		(株)沖縄海邦銀行	6,500	13	
		沖縄テレビ放送(株)	1,268	12	
		(株)オーエスジー	40,000	12	
		(株)沖縄産業振興センター	200	10	
		琉球海運(株)	10,000	10	
		(株)ざまみダンボール	1,000	9	
		パシフィック観光産業(株)	1,000	5	
		その他 (26銘柄)	18,286	15	
		小計	1,065,347	2,135	
		計	1,065,347	2,135	

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	当期末 残高	減価償却累 計額
有形固定資産	建物	26,788	670	33	816	27,425	13,664
	構築物	3,023	129	8	83	3,145	2,085
	機械及び装置	19,189	479	45	342	19,623	17,302
	車両運搬具	101	3	3	3	101	92
	工具、器具及び備品	1,805	206	138	99	1,873	1,450
	土地	6,933	22	919	-	6,036	-
	リース資産	358	106	-	78	465	210
	建設仮勘定	585	76	585	-	77	-
	計	58,786	1,695	1,734	1,424	58,748	34,806
無形固定資産	のれん	360	-	-	26	360	221
	借地権	13	-	-	-	13	-
	商標権	29	1	-	2	31	15
	ソフトウェア	521	5	-	13	526	515
	ソフトウェア仮勘定	163	275	-	-	439	-
	リース資産	25	-	-	8	25	16
	その他	2	-	-	-	2	-
	計	1,115	282	-	50	1,397	770

(注) 1. 当期増減額のうち、主なものは以下のとおりであります。

(1) オリオンホテルモトブにおけるリニューアル等に係る増加額 542百万円

建物389百万円、構築物12百万円、工具、器具及び備品141百万円

(2) 上記以外の増加額

新基幹システム構築（ソフトウェア仮勘定） 275百万円、

海外向けビン製品用ロボットケーサー（機械及び装置） 187百万円、

オリオンホテル那覇建物漏水工事（建物） 91百万円

(3) 安里三叉路土地売却による減少額

土地 919百万円

2. 「当期首残高」及び「当期末残高」は取得原価により記載しております。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	179	—	11	168
賞与引当金	226	213	226	213
役員賞与引当金	32	25	32	25
役員退職慰労引当金	15	—	—	15

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	6月
基準日	3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店（注1）
買取手数料	無料（注2）
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.orionbeer.co.jp/
株主に対する特典	株主優待制度 (1) 対象株主 毎年3月31日を基準日とする株主名簿に記録され、かつ保有期間要件を満たす株主 (2) 保有期間要件 2026年3月31日： 基準日の株主名簿に記録 2027年3月31日以降： 継続して1年以上保有（毎年3月31日及び9月30日を基準日とする株主名簿に、優待基準日から遡って同一の株主番号で連続して3回以上記録） (3) 優待内容 ①1,000株以上2,000株未満所有株主 当社酒類製品6缶詰め合わせ又はオリオンTシャツ（スタンダード） ②2,000株以上所有の株主 当社酒類製品12缶詰め合わせ又はオリオンTシャツ（プレミアム） ※20歳未満の株主は酒類製品をお選びいただくことはできません。

- (注) 1 当社株式は、東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
- 2 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託」に係る手数料相当として別途定める金額に変更されます。
- 3 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利行使することができない旨を定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第三部 【特別情報】

第1 【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は連動子会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2024年6月10日	野村キャピタル・パートナーズ第一号投資事業有限責任組合無限責任組合員 野村キャピタル・パートナーズ株式会社 代表取締役社長 阿部敬	東京都千代田区大手町2丁目2番2号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	近鉄グループホールディングス株式会社 代表取締役社長 若井敬	大阪市天王寺区上本町6丁目1番55号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	2,815,200	2,090,989,800 (742.75)	資本業務提携による承継
2024年6月10日	CJP Holdings, L.P. MC ジエネラルパートナー CJP Holdings GP, Ltd. ディレクタースーザン・パス	Walkers Corporate Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands	特別利害関係者等(大株主上位10名)	近鉄グループホールディングス株式会社 代表取締役社長 若井敬	大阪市天王寺区上本町6丁目1番55号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	2,704,800	2,008,990,200 (742.75)	資本業務提携による承継
2025年3月31日	野村キャピタル・パートナーズ第一号投資事業有限責任組合無限責任組合員 野村キャピタル・パートナーズ株式会社 代表取締役社長 阿部敬	東京都千代田区大手町2丁目2番2号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	オリオンビール株式会社 代表取締役社長 村野一	沖縄県豊見城市字豊崎1-411	当社	5,497,600	4,398,080,000 (800)	自己株式取得に同意したため
2025年3月31日	CJP Holdings, L.P. MC ジエネラルパートナー CJP Holdings GP, Ltd. ディレクタースーザン・パス	Walkers Corporate Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands	特別利害関係者等(大株主上位10名)	オリオンビール株式会社 代表取締役社長 村野一	沖縄県豊見城市字豊崎1-411	当社	5,282,000	4,225,600,000 (800)	自己株式取得に同意したため
2025年3月31日	アサヒビール株式会社 代表取締役社長 松山一雄	東京都墨田区吾妻橋1-23-1	特別利害関係者等(大株主上位10名)	オリオンビール株式会社 代表取締役社長 村野一	沖縄県豊見城市字豊崎1-411	当社	1,402,800	1,122,240,000 (800)	自己株式取得に同意したため
2025年3月31日	近鉄グループホールディングス株式会社 代表取締役社長 若井敬	大阪市天王寺区上本町6丁目1番55号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	オリオンビール株式会社 代表取締役社長 村野一	沖縄県豊見城市字豊崎1-411	当社	1,400,800	1,120,640,000 (800)	自己株式取得に同意したため
2025年3月31日	Patric Dougan	MACDONNELL ROAD MID LEVELS HONG KONG	特別利害関係者等(大株主上位10名)	オリオンビール株式会社 代表取締役社長 村野一	沖縄県豊見城市字豊崎1-411	当社	47,600	38,080,000 (800)	自己株式取得に同意したため
2025年3月31日	嘉手苅義男	沖縄県那覇市	特別利害関係者等(大株主上位10名)	オリオンビール株式会社 代表取締役社長 村野一	沖縄県豊見城市字豊崎1-411	当社	28,000	22,400,000 (800)	自己株式取得に同意したため
2025年3月31日	村野一	神奈川県横浜市青葉区	特別利害関係者等(大株主上位10名・当社の代表取締役)	オリオンビール株式会社 代表取締役社長 村野一	沖縄県豊見城市字豊崎1-411	当社	28,000	22,400,000 (800)	自己株式取得に同意したため
2025年3月31日	與那嶺清	沖縄県中頭郡中城村	特別利害関係者等(大株主上位10名)	オリオンビール株式会社 代表取締役社長 村野一	沖縄県豊見城市字豊崎1-411	当社	16,800	13,440,000 (800)	自己株式取得に同意したため

2025年 3月31日	吹田龍平太	東京都渋谷 区	特別利害関 係者等（大 株主上位10 名）	オリオンビール 株式会社 代表取締役社長 村野一	沖縄県豊見 城市字豊崎 1-411	当社	11,200	8,960,000 (800)	自己株式 取得に合 意したた め
----------------	-------	------------	--------------------------------	-----------------------------------	-------------------------	----	--------	--------------------	---------------------------

- (注) 1. 当社は、株式会社東京証券取引所プライム市場への上場を予定しておりますが、同取引所が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。) 第266条の規定に基づき、特別利害関係者等が、基準事業年度（「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。以下同じ。）の末日から起算して2年前の日（2023年4月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第218条第1項（第204条第1項第4号）に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載するものとするとされております。
2. 当社は、同施行規則第267条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することが出来るとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することが出来るとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……………役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、
役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに
関係会社及びその役員
- (2) 当社の大株主上位10名
- (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
- (4) 金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。）及び
その役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社
4. 移動価格算定方式は次のとおりであります。
DCF法(ディスカウンテッド・キャッシュフロー法)及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。
5. 2024年8月21日開催の取締役会決議により、2024年9月13日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っており、上記「移動株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割後の「移動株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①	新株予約権②
発行年月日	2023年12月11日	2023年12月11日
種類	オリオンビール株式会社 第5回新株予約権（有償）	オリオンビール株式会社 第5回新株予約権（無償）
発行数	普通株式320,400株	普通株式295,600株
発行価格	605円（注）3	600円（注）3
資本組入額	303円	300円
発行価額の総額	193,891,662円	177,360,000円
資本組入額の総額	96,945,831円	88,680,000円
発行方法	2023年12月1日開催の臨時株主総会において、新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。	2023年12月1日開催の臨時株主総会において、新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	—

項目	新株予約権③	新株予約権④
発行年月日	2024年7月22日	2024年7月22日
種類	オリオンビール株式会社 第6回新株予約権（有償）	オリオンビール株式会社 第6回新株予約権（無償）
発行数	普通株式59,800株	普通株式130,600株
発行価格	757円（注）3	750円（注）3
資本組入額	379円	375円
発行価額の総額	45,313,151円	97,950,000円
資本組入額の総額	22,656,576円	48,975,000円
発行方法	2024年7月10日開催の臨時株主総会において、新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。	2024年7月10日開催の臨時株主総会において、新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	（注）2	（注）2

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に關し、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）の定める規則は、以下のとおりであります。

(1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第272条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書類を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

(2) 当社が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。

(3) 当社の場合、基準事業年度の末日は、2025年3月31日であります。

2. 同取引所の定める同施行規則第272条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員

等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。

3. 株式の発行価額及び行使に際して払込をなすべき金額は、DCF法(ディスカウンテッド・キャッシュフロー法)及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①（注）1	新株予約権②（注）2
行使時の払込金額	1株につき600円	1株につき600円
行使期間	自 2023年12月11日 至 2033年11月17日	自 2025年11月18日 至 2033年11月17日
行使の条件	<p>新株予約権者は、保有するベスティング済みの新株予約権は、エグジット事由（上場エグジット・譲渡請求エグジット・譲渡参加エグジット）に該当する場合に限り権利行使ができる。</p> <p>新株予約権者は、行使期間中において次に掲げる各事由のいずれかが生じた場合には、新株予約権を行使することが出来ない。但し、2025年3月期又は2026年3月期において、EBITDA（当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）の営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成していない場合はキャッシュ・フロー計算書）に記載される減価償却費及びのれん償却費を加えたものをいう。）が4,100百万円を超えた場合はこの限りでない。</p> <p>①本行使価額を下回る価格を対価とする当社の普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項及び同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）</p> <p>②本行使価額を下回る価格を行使価額とする当社の新株予約権の発行等が行われた場合</p> <p>③新株予約権の目的である当社の普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合で、本行使価額を下回る価格を対価とする当社の普通株式の売買その他の取引が行われたとき（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）</p> <p>④新株予約権の目的である当社の普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合で、当該金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の終値が本行使価額を下回る価格となったとき</p>	<p>新株予約権者は、保有するベスティング済みの新株予約権は、エグジット事由（上場エグジット・譲渡請求エグジット・譲渡参加エグジット）に該当する場合に限り権利行使ができる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>①新株予約権を譲渡により取得するには当社の承認を要する。</p> <p>②新株予約権の質入等の処分は認めない。</p>	<p>①新株予約権を譲渡により取得するには当社の承認を要する。</p> <p>②新株予約権の質入等の処分は認めない。</p>

- (注) 1. 新株予約権割当契約締結後の権利消却による権利の喪失（役員等2名）により、発行数は268,000株、発行価額の総額は、162,181,540円、資本組入額の総額は、81,090,770円となっております。
2. 新株予約権割当契約締結後の権利消却による権利の喪失（役員等2名）により、発行数は248,000株、発行価額の総額は、148,800,000円、資本組入額の総額は、74,400,000円となっております。

	新株予約権③（注）3	新株予約権④（注）4
行使時の払込金額	1株につき750円	1株につき750円
行使期間	自 2024年7月22日 至 2034年6月17日	自 2026年6月18日 至 2034年6月17日
行使の条件	<p>新株予約権者は、保有するベスティング済みの新株予約権は、エグジット事由（上場エグジット・譲渡請求エグジット・譲渡参加エグジット）に該当する場合に限り権利行使ができる。</p> <p>新株予約権者は、行使期間中において次に掲げる各事由のいずれかが生じた場合には、新株予約権を行使することが出来ない。但し、2026年3月期又は2027年3月期において、EBITDA（当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）の営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成していない場合はキャッシュ・フロー計算書）に記載される減価償却費及びのれん償却費を加えたものをいう。）が4,500百万円を超過した場合はこの限りでない。</p> <p>①本行使価額を下回る価格を対価とする当社の普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項及び同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）</p> <p>②本行使価額を下回る価格を行使価額とする当社の新株予約権の発行等が行われた場合</p> <p>③新株予約権の目的である当社の普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合で、本行使価額を下回る価格を対価とする当社の普通株式の売買その他の取引が行われたとき（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）</p> <p>④新株予約権の目的である当社の普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合で、当該金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の終値が本行使価額を下回る価格となったとき</p>	<p>新株予約権者は、保有するベスティング済みの新株予約権は、エグジット事由（上場エグジット・譲渡請求エグジット・譲渡参加エグジット）に該当する場合に限り権利行使ができる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>①新株予約権を譲渡により取得するには当社の承認を要する。</p> <p>②新株予約権の質入等の処分は認めない。</p>	<p>①新株予約権を譲渡により取得するには当社の承認を要する。</p> <p>②新株予約権の質入等の処分は認めない。</p>

- (注) 3. 新株予約権割当契約締結後の権利消却による権利の喪失（役員等1名）により、発行数は57,000株、発行価額の総額は、43,191,465円、資本組入額の総額は、21,595,733円となっております。
4. 新株予約権割当契約締結後の権利消却による権利の喪失（役員等1名）により、発行数は119,400株、発行価額の総額は、89,550,000円、資本組入額の総額は、44,775,000円となっております。
5. 2024年8月21日開催の取締役会決議により、2024年9月13日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っており、上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は、当該株式分割後の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。

2 【取得者の概況】

新株予約権①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容 等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関 係
湖東 彰彦	-	会社員	80,000	48,412,400 (605)	当社の従業員 (執行役員)
成重 剛	-	会社員	40,000	24,206,200 (605)	当社の従業員 (執行役員)
ズナイデン 房子	-	会社役員	20,000	12,103,100 (605)	特別利害関係者 等 (当社の取締 役)
池田 史郎	-	会社役員	20,000	12,103,100 (605)	特別利害関係者 等 (当社の取締 役)
上原 三成	-	会社員	8,000	4,841,240 (605)	当社の元従業員 (元執行役員)

(注) 1. 上記のほか、当社従業員5名が新株予約権の取得者であり、総数100,000株が割り当てられております。

2. 2024年8月21日開催の取締役会決議により、2024年9月13日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行つ
ており、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割後の「割当株数」及び「価格(単価)」
を記載しております。

新株予約権②

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容 等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関 係
ズナイデン 房子	-	会社役員	20,000	12,000,000 (600)	特別利害関係者 等 (当社の取締 役)
池田 史郎	-	会社役員	20,000	12,000,000 (600)	特別利害関係者 等 (当社の取締 役)
湖東 彰彦	-	会社員	20,000	12,000,000 (600)	当社の従業員 (執行役員)
成重 剛	-	会社員	20,000	12,000,000 (600)	当社の従業員 (執行役員)
上原 三成	-	会社員	4,000	2,400,000 (600)	当社の元従業員 (元執行役員)

(注) 1. 上記のほか、当社従業員9名が新株予約権の取得者であり、総数164,000株が割り当てられております。

2. 2024年8月21日開催の取締役会決議により、2024年9月13日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行つ
ており、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割後の「割当株数」及び「価格(単価)」
を記載しております。

新株予約権③

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
山本 憲一	-	会社員	9,400	7,122,803 (757)	当社の従業員 (執行役員)
荒川 正子	-	会社役員	1,200	909,294 (757)	元特別利害関係 者等 (当社の元 取締役)

(注) 1. 上記のほか、当社従業員6名が新株予約権の取得者であり、総数46,400株が割り当てられております。

2. 2024年8月21日開催の取締役会決議により、2024年9月13日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行つ
ており、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割後の「割当株数」及び「価格(単価)」
を記載しております。

新株予約権④

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
荒川 正子	-	会社役員	4,800	3,600,000 (750)	元特別利害関係 者等（当社の元 取締役）
山本 憲一	-	会社員	2,600	1,950,000 (750)	当社の従業員 (執行役員)

(注) 1. 上記のほか、当社従業員 7 名が新株予約権の取得者であり、総数112,000株が割り当てられております。

2. 2024年8月21日開催の取締役会決議により、2024年9月13日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行つ
ております、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割後の「割当株数」及び「価格(単価)」
を記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合 (%)
野村キャピタル・パートナーズ第一号投資事業有限責任組合（注）2	東京都千代田区大手町2丁目2番2号	16,165,800	36.16
CJP MC Holdings, L.P. (注) 2	Walkers Corporate Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands	15,531,800	34.75
アサヒビール株式会社 (注) 2	東京都墨田区吾妻橋1-23-1	4,125,200	9.23
近鉄グループホールディングス株式会社（注）2	大阪府大阪市天王寺区上本町6丁目1番55号	4,119,200	9.21
村野 一（注）1、2	神奈川県横浜市青葉区	482,400 (400,000)	1.08 (0.89)
Patric Dougan（注）2、5	MACDONNELL ROAD MID LEVELS HONG KONG	440,200 (300,000)	0.98 (0.67)
オリオンビール従業員持株会（注）2	沖縄県豊見城市字豊崎1番地411	343,400	0.77
嘉手苅 義男（注）2、4	沖縄県那覇市	282,400 (200,000)	0.63 (0.45)
吹田 龍平太（注）2、4	東京都渋谷区	233,000 (200,000)	0.52 (0.45)
亀田 浩（注）4、5	-	184,500 (168,000)	0.41 (0.38)
與那嶺 清（注）2、4	沖縄県中頭郡中城村	169,400 (120,000)	0.38 (0.27)
-（注）5	-	100,200 (100,000)	0.22 (0.22)
-（注）6	-	96,800 (96,000)	0.22 (0.21)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合 (%)
- (注) 8	-	93,000 (60,000)	0.21 (0.13)
- (注) 6	-	88,500 (72,000)	0.20 (0.16)
- (注) 5	-	76,500 (60,000)	0.17 (0.13)
- (注) 6	-	73,700 (72,000)	0.16 (0.16)
- (注) 5	-	65,300 (60,000)	0.15 (0.13)
- (注) 6	-	63,300 (60,000)	0.14 (0.13)
- (注) 6	-	56,300 (48,000)	0.13 (0.11)
- (注) 5	-	52,000 (52,000)	0.12 (0.12)
廣瀬 光雄 (注) 4	-	48,500 (32,000)	0.11 (0.07)
今村 忍 (注) 10	-	48,000 (48,000)	0.11 (0.11)
藤井 幸 (注) 9	-	46,400 (46,400)	0.10 (0.10)
- (注) 6、7	-	41,000 (36,000)	0.09 (0.08)
池田 史郎 (注) 3	-	40,000 (40,000)	0.09 (0.09)
ズナイデン 房子 (注) 3	-	40,000 (40,000)	0.09 (0.09)
久高 豊 (注) 9	-	40,000 (40,000)	0.09 (0.09)
平田 直樹 (注) 9	-	40,000 (40,000)	0.09 (0.09)
- (注) 7	-	40,000 (40,000)	0.09 (0.09)
- (注) 7	-	40,000 (40,000)	0.09 (0.09)

- (注) 7	-	40,000 (40,000)	0.09 (0.09)
- (注) 7	-	40,000 (40,000)	0.09 (0.09)
- (注) 7	-	40,000 (40,000)	0.09 (0.09)
- (注) 7	-	40,000 (40,000)	0.09 (0.09)
- (注) 11	-	40,000 (40,000)	0.09 (0.09)
- (注) 11	-	40,000 (40,000)	0.09 (0.09)
- (注) 11	-	40,000 (40,000)	0.09 (0.09)
- (注) 11	-	40,000 (40,000)	0.09 (0.09)
- (注) 11	-	40,000 (40,000)	0.09 (0.09)
- (注) 11	-	40,000 (40,000)	0.09 (0.09)
金城 敏郎 (注) 10	-	38,400 (38,400)	0.09 (0.09)
- (注) 7	-	37,600 (37,600)	0.08 (0.08)
- (注) 7	-	32,000 (32,000)	0.07 (0.07)
- (注) 11	-	32,000 (32,000)	0.07 (0.07)
- (注) 7	-	28,000 (28,000)	0.06 (0.06)
大城 俊男 (注) 4、10	-	24,000 (24,000)	0.05 (0.05)
- (注) 7	-	24,000 (24,000)	0.05 (0.05)
与儀 順治 (注) 10	-	24,000 (24,000)	0.05 (0.05)
- (注) 7	-	20,000 (20,000)	0.04 (0.04)
その他46名	-	775,000 (758,000)	1.73 (1.70)

計	-	44,701,800 (3,888,400)	100.00 (8.70)
---	---	---------------------------	------------------

- (注) 1. 特別利害関係者等（当社の代表取締役）
 2. 特別利害関係者等（大株主上位10名）
 3. 特別利害関係者等（当社の取締役）
 4. 当社の元取締役
 5. 当社の執行役員
 6. 当社の元執行役員
 7. 当社の従業員
 8. 当社の元従業員
 9. 特別利害関係者等（当社子会社の取締役）
 10. 当社子会社の元取締役
 11. 当社子会社の従業員
 12. 当社子会社の元従業員
 13. 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
 14. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

2025年8月14日

オリオンビール株式会社
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

沖 繩 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 浩一郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 前野 信哉
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第210条第6項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているオリオンビール株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オリオンビール株式会社及び連結子会社の2024年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

酒類清涼飲料事業の売上高の実在性

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結財務諸表注記（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報に記載のとおり、酒類清涼飲料事業の外部顧客への売上高は21,149百万円であり、連結売上高26,009百万円の81.3%を占めている。</p> <p>連結財務諸表注記「（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4 会計方針に関する事項（5）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおり、酒類清涼飲料製品及びその他酒類清涼飲料商品の販売については、出荷時に売上を認識している。</p> <p>一般的に経営者は業績目標達成のプレッシャーを感じる可能性があること及び売上計上については販売管理システムから会計システムへの連携されているものの、会計システムへ直接仕訳入力を行うことにより会計データに変更を加える余地があり、架空売上が計上されるリスクが存在する。</p> <p>以上から、当監査法人は、金額的重要性が高い酒類清涼飲料事業の売上高の実在性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、酒類清涼飲料事業の売上高の実在性を検討するため、主に以下の手続を実施した。</p> <p>（1）内部統制の評価 酒類清涼飲料事業に係る売上高の認識プロセスに関する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。</p> <p>（2）売上高に関する実在性の検討 売上高に架空計上されたものが含まれていないことを検討するため、以下を含む監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金額的重要性を含む一定の条件で抽出した取引について、納品書を入手し売上計上金額の妥当性を確かめるとともに出荷伝票を入手し出荷事実を確かめる手続を実施した。 ・売上にかかる会計システムへの直接仕訳入力を抽出して当該手仕訳処理内容を理解し、異常な処理の有無を検討した。 ・売掛金残高について、サンプルを抽出し、期末日を基準とした取引先に対する残高確認手続を実施した。 ・販売管理システムより決算日後の返品取引を抽出し、多額の返品取引がないことを確かめた。

その他の記載内容

その他の記載内容は、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）第一部【企業情報】及び第二部【提出会社の保証会社等の情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2025年8月14日

オリオンビール株式会社
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

沖 繩 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 浩一郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 前野 信哉
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第210条第6項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているオリオンビール株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オリオンビール株式会社及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

酒類清涼飲料事業の売上高の実在性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
連結財務諸表注記（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報に記載のとおり、酒類清涼飲料事業の外部顧	当監査法人は、酒類清涼飲料事業の売上高の実在性を検討するため、主に以下の手続を実施した。

客への売上高は22,728百万円であり、連結売上高28,866百万円の78.7%を占めている。

連結財務諸表注記「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおり、酒類清涼飲料製品及びその他酒類清涼飲料商品の販売については、出荷時に売上を認識している。

一般的に経営者は業績目標達成のプレッシャーを感じる可能性があること及び売上計上については販売管理システムから会計システムへの連携されているものの、会計システムへ直接仕訳入力を行うことにより会計データに変更を加える余地があり、架空売上が計上されるリスクが存在する。

以上から、当監査法人は、金額的重要性が高い酒類清涼飲料事業の売上高の実在性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。

(1) 内部統制の評価

酒類清涼飲料事業に係る売上高の認識プロセスに関する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。(2) 売上高に関する実在性の検討

売上高に架空計上されたものが含まれていないことを検討するため、以下を含む監査手続を実施した。

- ・金額的重要性を含む一定の条件で抽出した取引について、納品書を入手し売上計上金額の妥当性を確かめるとともに出荷伝票を入手し出荷事実を確かめる手続を実施した。
- ・売上にかかる会計システムへの直接仕訳入力を抽出して当該手仕訳処理内容を理解し、異常な処理の有無を検討した。
- ・売掛金残高について、サンプルを抽出し、期末日を基準とした取引先に対する残高確認手続を実施した。
- ・販売管理システムより決算日後の返品取引を抽出し、多額の返品取引がないことを確かめた。

その他の記載内容

その他の記載内容は、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）第一部【企業情報】及び第二部【提出会社の保証会社等の情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

独立監査人の四半期連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年8月14日

オリオンビール株式会社
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

沖縄事務所

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 浩一郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 前野 信哉
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）の「経理の状況」のその他に掲げられているオリオンビール株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2025年4月1日から2025年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2025年4月1日から2025年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかつた。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行つた。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従つて、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して四半期連結財務諸表を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
(ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。)に準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
 - ・ 四半期連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

独立監査人の監査報告書

2025年8月14日

オリオンビール株式会社
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

沖 繩 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 浩一郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 前野 信哉
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第210条第6項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているオリオンビール株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第67期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オリオンビール株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

酒類清涼飲料事業の売上高の実在性

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（酒類清涼飲料事業の売上高の実在性）と同一の内容であるため記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）第一部【企業情報】及び第二部【提出会社の保証会社等の情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2025年8月14日

オリオンビール株式会社
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

沖縄事務所

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 浩一郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 前野 信哉
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第210条第6項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているオリオンビール株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第68期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オリオンビール株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

酒類清涼飲料事業の売上高の実在性

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（酒類清涼飲料事業の売上高の実在性）と同一の内容であるため記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）第一部【企業情報】及び第二部【提出会社の保証会社等の情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上